「教科等の構成と開発に関する
調査研究」研究成果報告書（20）

道徳・特別活動カリキュラムの改善に関する研究

－諸外国の動向（２）－

平成１６(2004)年８月

国 立 教 育 政 策 研 究 所

はしがき

２１世紀の入り口に立つ今日、これまでの学校教育の成果を引き継ぎながら、きたるべき時代と社会における学校教育の在り方を展望することが緊要の課題となっている。また、変化する社会を生きる子供たちに求められる資質や能力を明確にし、それを具現化する教育内容の在り方について、中長期的な視野から検討することも重要な課題といえる。

本調査研究はこのような問題関心から、教育内容編成の具体的な形態としての教科等の構成や開発について、本研究所の共同研究として平成９年度から進めてきた研究である。

本調査研究のねらいは、我が国における教育課程の研究開発動向やその歴史的変遷、諸外国における教育課程の動向、及び各教科等のカリキュラムの改善等について調査研究を行うことにより、将来における教科等の構成の在り方を検討するための基礎的な資料を得ることにある。このねらいを実現するため、(1) 教育課程の改善と開発に関する研究、(2) 各教科等のカリキュラムの改善に関する研究、(3) 教育課程の開発動向や実施状況等の調査分析の三つの研究課題を設けて、研究を進めてきた。

この報告書は、研究課題(2) における道徳・特別活動の諸外国におけるカリキュラムの動向を調査したものである。

本研究の成果が、今後教科等の構成の在り方を検討する際の基礎資料として、また各教科等のカリキュラムの改善のための資料として生かされることを願うものである。

平成１６年８月

国立教育政策研究所長

矢　野　重　典

「教科等の構成と開発に関する調査研究」の概要

１．研究の目的

小学校・中学校及び高等学校における教科等の構成や各教科等のカリキュラムの課題を把握するとともに、我が国における教科構成の歴史的変遷や諸外国のカリキュラム構成の動向等について調査・分析することによって、今後における教育課程の改善並びに将来における教科等の構成の在り方に関する基礎資料を得ることを目的とする。

２．研究課題

ア．教育課程の改善と開発に関する研究

幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教育課程の接続と構成の在り方、及び教育内容の「総合」的編成の原理と意義、その特質等について検討するため、我が国及び諸外国における教育課程の歴史的変遷と現状、文部省研究開発学校における研究開発内容などに関する調査・分析を行う。

イ．各教科等のカリキュラムの改善に関する研究

教育課程における各教科等の役割やその内容構成の在り方等について検討するため、我が国及び諸外国における各教科等のカリキュラムの歴史的変遷及び動向等に関する調査・分析を行う。

ウ．教育課程の開発動向や実施状況等の調査分析

教育課程の開発動向や教育課程の実施上の課題を把握するため、小・中・高等学校における教育課程編成に関する資料を収集し分析する。

３．研究の期間　平成９年度～

４．調査研究に関わる組織（平成１６年９月現在）

(1) 研究代表者　　小田　豊（次長）

(2) プロジェクトチーム

小田　　豊　（次長）
折原　　守　（教育課程研究センター長）（平成１６年７月から）
月岡　英人（前教育課程研究センター長）（平成１６年６月まで）
三宅　征夫（教育課程研究センター基礎研究部長）
長崎　栄三（教育課程研究センター総合研究官）
舟橋　　徹　（教育課程研究センター研究開発部長）（平成１６年４月から）
西尾　典眞（前教育課程研究センター研究開発部長）（平成１６年３月まで）
金子　寛志（教育課程研究センター基礎研究部基礎研究課長）（平成１６年４月から）
水野　晴央（前教育課程研究センター基礎研究部基礎研究課長）（平成１６年３月まで）
坂口　浩司（教育課程研究センター研究開発部研究開発課長）
板良敷　敏（教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官）
井上　一郎（教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官）
工藤　文三（教育課程研究センター基礎研究部総括研究官）
猿田　祐嗣（教育課程研究センター基礎研究部総括研究官）
名取　一好（教育課程研究センター基礎研究部総括研究官）
岡　陽子　（教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官）（平成１６年４月から）
水野香代子（前教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官）（平成１６年３月まで）

谷田部玲生（教育課程研究センター基礎研究部総括研究官）
渡邉　彰　（教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官）
渡邉　寛治（教育課程研究センター基礎研究部総括研究官）
吉川　成夫（教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官）

(3) 各教科等の担当

各教科等ごとに所外の協力者を含めた委員会を設け、調査研究を進める。

(4) 事務局

工藤　文三（教育課程研究センター基礎研究部総括研究官）
谷田部玲生（教育課程研究センター基礎研究部総括研究官）

５．研究報告書一覧（平成１１年度～平成１５年度）

・研究成果報告書(1) 『文部省研究開発学校における研究開発の内容に関する分析的検討(1) 』
平成 12 年３月
・研究成果報告書(2) 『社会科系教科のカリキュラムの改善に関する研究－諸外国の動向－』
平成 12 年３月
・研究成果報告書(3) 『技術科教育のカリキュラムの改善に関する研究－諸外国の動向－』
平成 12 年３月
・研究成果報告書(4) 『諸外国の「総合的学習」に関する研究』　平成 13 年３月
・研究成果報告書(5) 『社会科系教科のカリキュラムの改善に関する研究－歴史的変遷(1) －』
平成 12 年３月
・研究成果報告書(6) 『技術科教育のカリキュラムの改善に関する研究－歴史的変遷と国際比較－』
平成 13 年３月
・研究成果報告書(7) 『理科系教科のカリキュラムの改善に関する研究－諸外国の動向－』
平成 13 年３月
・研究成果報告書(8) 『文部省研究開発学校における研究開発の内容に関する分析的検討(2) 』
平成 13 年３月
・研究成果報告書(9) 『国語科系教科のカリキュラムの改善に関する研究－歴史的変遷・諸外国の動向－』平成 14 年３月
・研究成果報告書(10)『道徳・特別活動カリキュラム改善に関する研究－諸外国の動向』
平成 14 年３月
・研究成果報告書(11)『道徳・特別活動カリキュラム改善に関する研究－歴史的変遷（戦前）』
平成 14 年３月
・研究成果報告書(12)『算数・数学の教育課程－アメリカ､イギリス､ドイツ､フランス－』
平成 14 年３月
・研究成果報告書(13)『理科系教科のカリキュラムの改善に関する研究－諸外国の動向（２）－』
平成 15 年３月
・研究成果報告書(14)『体育のカリキュラムの改善に関する研究－諸外国の動向－』
平成 15 年３月
・研究成果報告書(15)『音楽科のカリキュラムの改善に関する研究－諸外国の動向－』
平成 15 年 10 月
・研究成果報告書(16)『図画工作・美術科のカリキュラムの改善に関する研究－諸外国の動向－』
平成 15 年 10 月
・研究成果報告書(18) 『社会科系教科のカリキュラムの改善に関する研究－諸外国の動向(2)
平成 16 年２月
・研究成果報告書(19) 『生活のカリキュラムの改善に関する研究－諸外国の動向－』
平成 16 年２月

道徳・特別活動カリキュラムの改善に関する研究

－諸外国の動向（２）－

教科等の構成と開発に関する調査研究

道徳・特別活動研究班

朝倉　美香	名古屋市立大学	助教授
新井　浅浩	西武文理大学	助教授
池田　充裕	山梨県立女子短期大学	助教授
石堂　常世	早稲田大学	教授
佐々木　司	山口大学	講師
所澤　潤	群馬大学	教授
関根　明伸	郡山女子大学	講師
伴　恒信	鳴門教育大学	教授
福田　弘	筑波大学	教授
武藤　孝典	信州大学	名誉教授
林　初梅	日本社会事業大学	非常勤講師

（平成１６年３月現在、五十音順）

〔担当〕

柴原　弘志	国立教育政策研究所 教育課程研究センター　研究開発部	教育課程調査官
永田　繁雄	国立教育政策研究所 教育課程研究センター　研究開発部	教育課程調査官
西野　真由美	国立教育政策研究所 教育課程研究センター　基礎研究部	総括研究官

目　　次

韓　　国 …… 1

中　　国 …… 23

シ　ン　ガ　ポ　ー　ル …… 41

台　　湾 …… 77

教　育　課　程　比　較　表 …… 117

韓　　国

１．　学校制度及び教育課程の基準の概要

（１）　韓国の教育制度の概要

韓国の教育制度は日本のそれと非常によく似ており、いわゆる 6・3 制が基本となっている。1984 年の教育法の改正により、法的には義務教育は 6 年間の初等教育と 3 年間の前期中等教育がその期間として定められ、年齢では 6 歳から 15 歳までがその対象となっている。しかし、これまで韓国では国家の財政的与件の制限により、前期中等教育の義務教育化は完全実施には至らない状況であった。ようやく 2002 年度の入学者からは全面的に適用されており、2004 年度にはじめて義務教育の完全実施が完了するところである。ただ 2001 年の統計を見ると、現在までに初等学校の卒業生の 99.9 パーセントが中学校へ進学しており、数字上では前期中等学校は義務教育とほぼ同様の進学率が達成されたと言える。

図１　韓国の学校制度

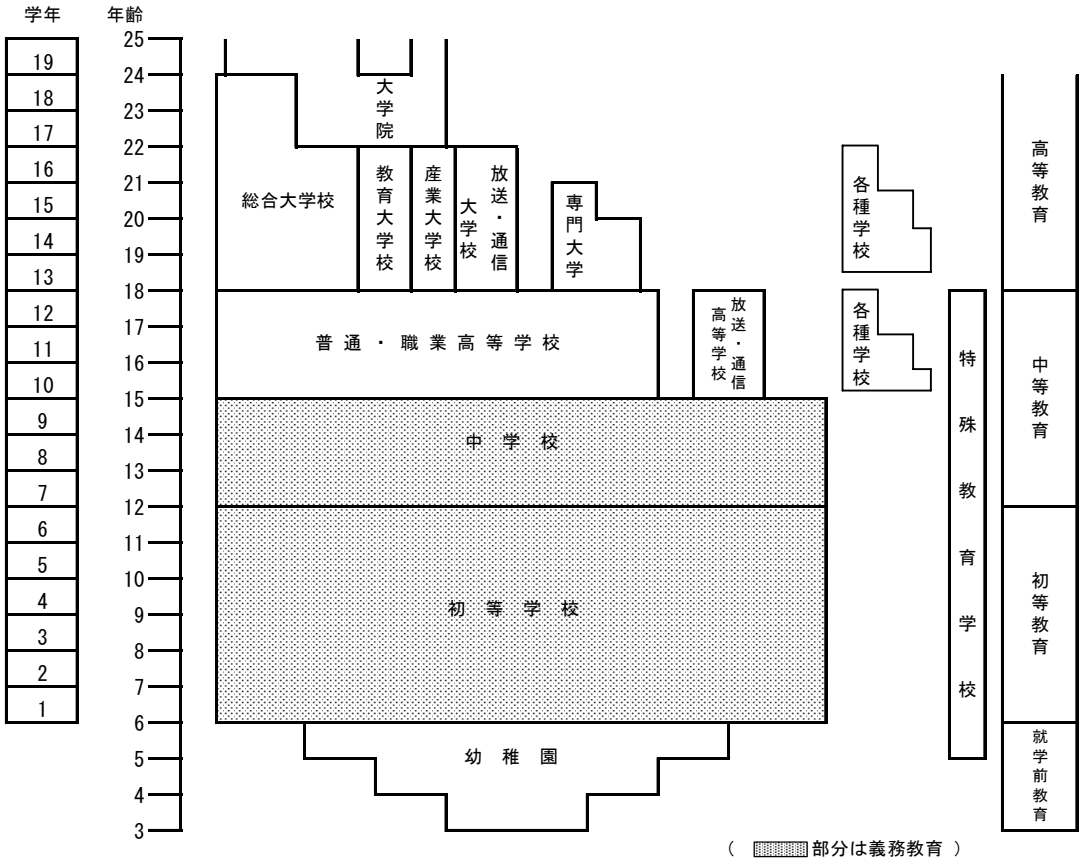

〔参考資料〕　文部科学省　『諸外国の初等中等教育』2002 年。

後期中等教育には３年間の公立あるいは私立の高等学校があり、中学校からの進学率は2001 年では 99.5 パーセントとなっている。高等学校は普通高等学校と職業高等学校に分けられ、前者には通常の学校の他に芸術高等学校、体育高等学校、科学高等学校のような専門高等学校があり、各分野の才能に秀でた学生に対する英才教育も実施されている。職業高等学校は農業、工業、商業、水産・海洋、実業など各分野の職業教育に重点を置いた高等学校と統合高等学校などに分けられる。

次に高等教育を見てみると、主な高等教育機関には２～３年制の専門大学、４年制の総合大学校、教育大学校、産業大学校、通信制の放送通信大学校等がある。韓国における高等教育への進学率は、2001 年の段階で 70.5 パーセントを達成しており、世界的に見ても高等教育の普及率は極めて高い水準にあると言える。2001 年時点での主な各級の学校数と学生数は表１の通りであった。

表１　　韓国各級学校の概況（2002 年現在）

区分(名称)	学校数	学生数(人)
初等学校	5,384	4,138,366
中学校	2,809	1,841,030
一般系高等学校	1,254	1,220,146
実業系高等学校	741	575,363
大学校	163	1,771,738
教育大学	11	23,259
産業大学	19	187,040
技術大学	1	200
放送通信大学	1	367,305
専門大学	159	963,129

韓国教育開発院　ホームページ（http://www.kedi.re.kr/）より筆者作成

（２）　韓国における教育課程の基準

ア．　　韓国の教育目標

韓国の教育は、1949 年 12 月 31 日に制定された教育法によって、その理念や目的、教育行政の体系等、教育に関するあらゆる基本的な骨格が示されている。特に教育法の第一条には、大韓民国建国から今日に至るまで透徹されてきた教育の根本理念が記されている。教育法第一条は以下の通りである。

教育法第一条

教育は弘益人間の理念の下、すべての国民をして人格を完成し、自主的生活能力と公民としての資質を具有させるようにし、民主国家発展に奉仕し、人類共栄の理想実現に寄与させることを目的とする。[1]

この教育法第一条の中に出てくる「弘益人間」とは、元来は韓国に伝統的に伝わる檀君神話思想に基づいた言葉を語源としているが、今日的解釈としては、広く他の人々のために利することを為そうとする思想であり、すなわち、他の人に対する尊重の精神、あるいは利他精神とされる[2]。韓国では教育目標としての目指す理想的人間像は、法的に「弘益人間」という言葉で象徴的に示されている。

イ．　韓国のナショナルカリキュラム

教育法の理念を具現化するために、韓国では 1955 年の「第１次教育課程」以来、初等学校、中学校、高等学校教育のためのナショナルカリキュラムを制定し、全国統一的な教育内容とその水準の維持を保障してきた[3]。日本の学習指導要領に相当するこのナショナルカリキュラムを、韓国では「教育課程」と呼んでいる[4]。

1997 年に告示された「第７次教育課程」では、「教育課程」が目指す韓国ナショナルカリキュラムの性格について次のように示している。

① 国家水準の共通性と地域、学校、個人水準の多様性を同時に追求する教育課程である。
② 学習者の自律性と創意性を伸長させるための学生中心の教育課程である。
③ 教育庁と学校、教員・学生・父兄が一緒に実現していく教育課程である。
④ 学校教育体制を教育課程中心に改善するための教育課程である。
⑤ 教育の過程と結果の質的水準を維持し、管理するための教育課程である。[5]

また、「第７次教育課程」が追求する人間像は、以下の通りである。

① 全人的成長の基盤の上に個性を追求する人
② 基礎能力を土台に創意的な能力を発揮する人
③ 幅広い教養を基礎に進路を開拓する人
④ わが国の文化に対する理解の土台の上に新しい価値を創造する人
⑤ 民主市民意識を基礎にして共同体の発展に貢献する人 [6]

韓国の「教育課程」は、教育法 155 条第一項により教育部（日本の文部科学省に相当）から告示というかたちで発表される。これまでに 1955 年の「第１次教育課程」、1963 年「第２次教育課程」、1973 年「第３次教育課程」、1981 年「第４次教育課程」、1987 年「第５次教育課程」、1991 年「第６次教育課程」、そして 1998 年の「第７次教育課程」までの計６回にわたり改訂・制定されてきた。社会状況や学校、生徒・児童の変化の状況に敏感に対応しながら、韓国の「教育課程」はこれまで約７～８年毎に改訂されてきた。

ウ．　「第７次教育課程」の実際

①　「第７次教育課程」の領域と編成

1997 年に告示された現行の「第７次教育課程」には、完全実施となるまでの移行期間を設けており、2000 年度より初等学校１、２学年から段階的に実施されてきた。2004 年度には初等学校１学年から高等学校３学年まで全ての学年で移行措置が完了する予定となっている。

「第７次教育課程」の編成の特徴は、まず第一に、全体の領域がこれまでの（ア）教科（イ）特別活動に加えて、新しく（ウ）裁量活動という領域が設定され、計３つの領域に再編成された点をあげることができる。領域の一つとしての（ア）教科は、国語、道徳、社会、数学、科学、実科（技術・家庭）体育、音楽、美術、外国語（英語）で編成される。ただし、初等学校の１、２学年だけは「国語」「数学」の他に、統合教科の「正しい生活」、

「賢い生活」「楽しい生活」「わたしたちは１年生」という教科がある。（イ）特別活動は、自治活動、適応活動、啓発活動、奉仕活動、行事活動という、さらに５つの活動内容領域に分類される。そして（ウ）裁量活動は、現行「第７次教育課程」から新・増設された領域である。これは生徒・児童たちに、自主的で創意的な学習能力をつけさせることで、今日の情報化、多様化の時代に対応できる力を育成し、自律と創意性の育成を中心的な目的とする活動とされている。その時間の運営については各学校に自律的な裁量権を認めており、教育内容は教師が直接決定することができる。日本の「総合的な学習の時間」と類似している部分も多い。

第二の特徴として、表２で見られるように、今回の「第７次教育課程」からは国民共通基本教育課程と高等学校選択中心教育課程という、大きく２つの「教育課程」による全体構成となった。以下、少し詳しく見てみる。

表２　　第７次教育課程　時間（単位）配当基準

区分＼学校及び学年		初等学校						中学校			高等学校		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
教科	国語	国語		238	204	204	204	170	136	136	136	選択科目	
	道徳	数学		34	34	34	34	68	68	34	34		
	社会	正しい生活		102	102	102	102	102	102	136	170		
	数学			136	136	136	136	136	136	102	136		
	科学	楽しい生活		102	102	102	102	102	136	136	102		
	実科			・	・	68	68	68	102	102	102		
	体育	わたしたちは一年生		102	102	102	102	102	102	68	68		
	音楽			68	68	68	68	68	34	34	34		
	美術	賢い生活		68	68	68	68	34	34	68	34		
	外国語（英語）			34	34	68	68	102	136	136	136		
裁量活動		60	68	68	68	68	68	136	102	136	204		
特別活動		30	34	34	68	68	68	68	68	68	68	８単位	

教育部『第７次教育課程　教育部告示第 1997－15 号（別冊 1）初・中等学校教育課程―国民共通基本教育課程―』、大韓教科書株式会社、1998 年、6 頁より。

※ 初等学校低学年の各教科の時間数は次の通り。「国語」･･･1 学年 210 時間、2 学年 238 時間。「数学」･･･1 学年 120 時間、2 学年 136 時間。「正しい生活」･･･1 学年 60 時間、2 学年 68 時間。「賢い生活」･･･1 学年 90 時間、2 学年 102 時間。「楽しい生活」･･･1 学年 180 時間、2 学年 204 時間。「わたしたちは 1 年生」･･･1 学年 80 時間

② 国民共通基本教育課程

国民共通基本教育課程とは、初等学校 1 学年から高等学校 1 学年までを対象に、系統性と連関性を重視して縦断的に設定された国民共通のカリキュラムである。10 年間を一つの重要な教育スパンのくくりとして捉え、その名の通り、国民にとって共通に基本的で重要だと考えられる教育内容を一貫性と計画性をもって教育しようとするものである。このような考えに基づいて、国民共通基本教育課程では各教科、特別活動、裁量活動の各領域が、初・中・高の枠を越えて、全部で 10 学年という視点から再構成されている。例えば、中学校１、２、３学年はそれぞれ７、８、９学年と呼び、最終学年の高等学校 1 学年は 10 学年というようにカリキュラムに位置づけられている。長期的な視点から教育内容の再構成が図られた点は、国民共通基本教育課程の大きな特徴である。

③ 高等学校選択中心教育課程

高等学校選択中心教育課程とは、国民共通基本教育課程に後続される第 11、12 学年、つまり、高等学校の２学年と３学年だけに適用される選択的な「教育課程」である。国民共通基本教育課程が年間授業時数の表示となっていたのに対して、この高等学校選択中心教育課程は、履修単位数によるカリキュラム編成の形態をとっている。総単位数は 144 単位であり、その内訳は選択科目が 136 単位、特別活動が８単位となっている。

高等学校には大きく分けて実業系と普通系があるが、ここでは普通高等学校についてのみ述べる。普通高等学校では普通教科によって選択科目群が構成されているが、それらはさらに一般選択科目と深化選択科目に区分される。両科目群の違いは、前者は教養の増進および実生活と連関させた科目群であるのに対して、後者は学生の進路および適正と素質を啓発するための科目である[7]。（表３参照）一般選択科目は、１）人文社会科目群（国語、道徳、社会)、２）科学・技術科目群（数学、科学、技術・家庭)、３）芸・体能科目群（体育、音楽、美術)、４）外国語科目群（外国語)、５）教養科目群（漢文、教練、教養）から構成される。選択の方法は、5）の教養科目群から２科目以上、そして１）～４）科目群では各々１科目以上を履修することになっており、一般選択科目の中から 24 単位以上履修しなくてはならない。

表３　　高等学校選択中心教育課程

区　分		国民共通基本教科	選択科目	
			一般選択科目	深化選択科目
教科	国語 道徳 社会	国語 道徳 社会（国史）	国語生活 市民倫理 人間社会と環境	話法、読書、作文、文法、文学、倫理と思想、伝統倫理、韓国地理、世界地理、経済地理、韓国近・現代史、世界史、法と社会、政治、社会・文化
	数学 科学 技術・家庭	数学 科学 技術・家庭	実用数学 生活と科学 情報社会とコンピューター	数学Ⅰ、数学Ⅱ、微分と積分 確立と統計、離散数学、物理Ⅰ、科学Ⅰ、生物Ⅰ、地球科学Ⅰ、物理Ⅱ、科学Ⅱ、生物Ⅱ、地球科学Ⅱ、農業科学、工業技術、企業経営、海洋科学、家庭科学
	体育 音楽 美術	体育 音楽 美術	体育と健康 音楽と生活 美術と生活	体育理論、体育実技、音楽理論、音楽実技、美術理論、美術実技
	外国語	英語		英語Ⅰ、英語Ⅱ、英語会話、英語読解、英語作文
			ドイツ語Ⅰ、フランス語Ⅰ、スペイン語Ⅰ、中国語Ⅰ、日本語Ⅰ、ロシア語Ⅰ、アラビア語Ⅰ	ドイツ語Ⅱ、フランス語Ⅱ、スペイン語Ⅱ、中国語Ⅱ、日本語Ⅱ、ロシア語Ⅱ、アラビア語Ⅱ
	漢文 教練 教養		漢文 教練 哲学、論理学、心理学、教育学、生活経済、宗教、生態と環境、進路と職業、その他	漢文古典
	履修単位	（５６）	２４以上	１１２以下
裁量活動		（１２）		
特別活動		（４）	８	
総履修単位		２１６		

教育部『第 7 次教育課程　教育部告示第 1997－15 号（別冊 1）　初・中等学校教育課程―国民共通基本教育課程―』、大韓教科書株式会社、1998 年、7 頁より。

２．　「第７次教育課程」における道徳科カリキュラム

（１）　第二次世界大戦後の韓国道徳教育の変遷

次に、これまで韓国道徳教育はどのような変遷過程を経てきたのか、ナショナルカリキュラムにおける位置づけを中心に見てみたい。

まず、日本の植民統治下にあった 1910～1945 年について見てみると、当時の韓国（朝鮮）では日本の皇国臣民化政策を基調とする修身教育が行われていた。「修身」は日本国民としての資質を育成するための教科目だったが、実質的には日本の伝統や習慣・礼節などを注入的に教授しようとするものであり、いわば朝鮮人を日本人化するための思想教育的役割を担っていた。「修身」は筆頭教科目として一貫して重視されていた。

しかし、1945 年 8 月 15 日、日本敗戦にともない植民地支配から「解放」されると、実権を掌握したアメリカ軍政庁により、一転して軍国主義に抵触する教育内容は一掃された。1945 年 9 月には「修身」が廃止され、代わりに民主的な韓国公民の育成を目的とした「公民」が設置された。だが、その「公民」も翌年 1946 年 9 月には「社会生活科」が導入されることで廃止された。「社会生活科」は、1947 年 12 月には社会生活科教授要目が正式に公布され、現在は「社会科」として存在している[8]。このように、「解放」からわずか数年の間に、「修身」は「公民」へ、そして「公民」から「社会生活科」へと教科の変動があった。

「第１次教育課程」制定までの 1945 年～1955 年は、アメリカ軍政期と建国初期に相当するが、政治の分野だけでなく教育分野においてもアメリカから多大な影響を受け、多くの教育内容及び制度が導入された時期であった。特に「社会生活科」は教授要目自体がアメリカの社会科カリキュラムの一つを参考にして作成されたものであり[9]、その象徴的な教科であった。「社会生活科」は、社会生活上の知識の理解だけでなく、民主社会の発展に寄与する態度や能力の養成も目標にしており[10]、知識理解と行動・態度の統一的育成を目指していた。その意味では単に社会の知識理解だけでなく道徳教育的な側面も持ち合わせていた教科であったと言える。韓国では、1947 年以降の数年間はアメリカから導入された社会科教育を中心に道徳教育が行われていたのである。

しかし、一方で当時の社会情勢は、左翼的政治勢力と保守派の対立の激化や政変等で、政治的、経済的、社会的に極めて混乱した時期にあった。そしてそのような社会状況を背景に国民の「道義文化」は衰退していく中で、文教部をはじめ教育界からは社会科教育を中心とする道徳教育への見直しと、「道義教育」の実施を求める声が高まっていった。また 1950 年に勃発した朝鮮戦争（1950～1953）の経験によって、このような社会的要請はさらに高調し、その後の韓国の道徳教育には政治的思想的な内容も色濃く反映される結果がもたらされていった。

戦後から現在までの道徳教育の動向は、ナショナルカリキュラム上における道徳教育の位置づけの変化に端的に現れている。「第１次教育課程」以降の道徳教育の変遷を整理すると、表４の通りである。「道義教育」は、1955 年の「第 1 次教育課程」時には特に設定されず、単に「道義教育領域」として提示されただけであったが、1962 年に告示された「第２次教育課程」では、「反共・道徳生活」という一つの「領域名」として「特設」された。

政治的なイデオロギー教育が直接的に「名称」に反映されたことが分かる。さらに 1973 年告示の「第３次教育課程」においては、「反共・道徳生活」の「領域」が「道徳科」という「教科名」に改称されており、ナショナルカリキュラム上の位置づけも「領域」から「教科」へと変更された。1987 年以降は初等学校低学年（１、２学年）の「道徳科」が廃止されて「正しい生活」に改編されたが、基本的に現行の「第７次教育課程」においても「道徳科」の「教科」としての位置づけには変わりがない。（表４参照）

表４　韓国ナショナルカリキュラムにおける道徳科教育の変遷

告示された年	ナショナルカリキュラム名	道徳教育を担う主な教科等名
1955 年	第１次教育課程	「道義教育」（領域として特定なし）
1963 年	第２次教育課程	領域「反共・道徳」
1973 年	第３次教育課程	教科「道徳科」
1981 年	第４次教育課程	教科「道徳科」
1987 年	第５次教育課程	教科「道徳科」
1991 年	第６次教育課程	教科「道徳科」
1998 年	第７次教育課程	教科「道徳科」

このように、第２次世界大戦後の韓国では、①社会科教育を中心とする道徳教育→②「特設」道徳による道徳教育→③教科としての道徳科教育というように、一貫して道徳教育が重視され、強化の傾向にあったとみることができる。現在も道徳教育は教科教育の枠組みの中で実施されている。教科教育としての道徳教育は、これまで特設「道徳」として実施してきた日本のそれとの大きな相違点であり、特色として捉えることができる。

（２）　道徳科の「教育課程」

ア．　道徳科の性格

1998 年、韓国教育部（日本の文部科学省に相当）より「第７次教育課程」が告示され、現行の道徳科「教育課程」が示された。今回の改訂では、①人性教育　②民主市民教育　③統一準備教育　④国家安保教育という大きく４つの項目の充実が重点化されており、それが大きなねらいとされている[11]。道徳科カリキュラムでは、現在アメリカで急速に普及しているキャラクターエデュケーション（character education）の導入の試みと、公民教育、そして北朝鮮との緊張緩和と朝鮮半島「統一」後の国家像を想定した政治教育も目指されている。

また、今回からは前述のように国民共通基本教育課程が導入されており、道徳科の「教育課程」も一環としてその中に位置づけられている。国民共通基本教育課程は初等学校から高等学校１学年までを一つの教育スパンのくくりとして想定し、国民に対して基本的で重要だと考えられる教育内容を 10 年間にわたり計画的に教育しようとするものである。道徳科の場合には、初等学校１、２学年の「正しい生活」と、高等学校２、３学年の高等学校選択中心教育課程の「市民倫理」「倫理と思想」「伝統倫理」とも連携されることで、ト

ータルで 12 年間を見据えた展開が構想されている。今回の改訂では、異なる学校級間までも勘案しながら体系的で一貫性のある道徳科「教育課程」の再構成化が試みられている。

図２　　第７次教育課程における道徳科の位置づけ

	初等学校						中学校			高等学校	
学　年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11　12
道徳教育関連教科	「正しい生活」		「道徳科」								「市民倫理」「倫理と思想」「伝統倫理」
教育課程	国民共通基本教育課程										高等学校選択中心教育課程

イ．　　道徳科の目標

「第７次教育課程」における道徳科の「目標」は以下の通りである。

目標

『道徳科』の目標は、韓国人としての望ましい人生をおくるために必要な道徳規範や礼節を身に付け、日常生活で直面する道徳的問題に対して望ましく合理的に解決していくのに必要な道徳的判断力を育成し、同時に市民意識と国家･民族意識、及び人生の理想と原則を体系化し実践することができる道徳性向を培わせることにある。

(1) 人間の生き方が道徳的でなければならない理由を理解し、生き方の多様性による価値葛藤問題を解決できる価値判断能力の伸長とともに人間尊重の姿勢を持つ。

(2) 家庭・近隣・学校生活で要求される道徳規範と礼節を身に付け、このような生活の中で登場する道徳的問題に対して合理的な解決方案を模索する価値判斷能力を伸ばし、望ましい生き方ができるような生活態度と実践意志を持つ。

(3) 伝統道徳と市民倫理を中心とする今日の民主社会の道徳を理解・実践し、現代社会で発生する道徳問題を解決できる能力を伸ばし、円満な社会生活を営めるようにする。

(4) 国家、民族、民族文化を大切にし、愛国･愛族の姿勢をもたせ、国土と民族分断の現実、及び大韓民国と北朝鮮の統一政策と統一課題を把握し、統一を成し遂げるのに必要であり、且つ統一以後にも期待される望ましい韓国人としての能力と態度および行動性向を持つ。[12]

総括的な目標が示された後に下位目標が４つの視点から示されている。総括的な目標では、規範・礼節を体得し、合理的な判断力や市民意識、国家・民族意識を育成することで望ましい韓国人を育成することが記されている。また下位目標では具体的に、①価値判断能力や規範を身に付けるとともに道徳的な課題に対する合理的な解決方法の育成、②韓国の伝統的な価値観と今日的民主主義的価値観の調和的解決能力の育成、③愛国心や分断国家の国民としての意識形成を図る等が記述されている。道徳的な課題に関する知識、態度、行動だけでなく、部分的に政治教育も道徳科の目的であることが記されている。

ウ．　道徳科の内容

「第７次教育課程」で規定されている「内容」の項目は、表５の通りである。

道徳科の内容は、「個人生活」、「家庭・近所・学校生活」、「社会生活」、「国家・民族生活」という四つのスコープからなっており、この枠組みに沿って第３学年から第 10 学年までに特定の徳目が設定されている。そしてシークエンスは、内容の系列性や連携性を踏まえるとともに、児童・生徒の発達段階を考慮し、学年に応じた重点化がなされている。例えば、初等学校の３、４学年では「個人生活」や「家庭・近所・学校生活」に関する内容が多く扱われているが、５、６学年では「社会生活」や「国家・民族生活」の徳目が多く扱われている。第７、９学年においても「個人生活」、「家庭・近所・学校生活」の徳目だけが設定されている。

表５　「第７次教育課程」　道徳科「内容」体系　（３学年～６学年）

	主要価値	３学年	４学年	５学年	６学年
個人生活	生命 誠実 正直 自主 節制	・清潔、衛生、生理整頓 ・任された責任を果たす ・物を大切する	・正しい身なり ・自ら考え実践する ・時間を大切にし守る	・正直な生活 ・節制する生活	・勤勉で誠実な生活 ・生命を大切にする
家庭・近所・学校生活	敬愛 孝道 礼節 協同 愛校・愛郷	・孝道と友愛 ・挨拶、言語、礼節 ・約束と規則をよく守る	・親切と譲歩 ・親戚間での礼節 ・友だちの間での信頼と友情	・互いに大切にし尊敬する心 ・近所と親しいお付き合い	・愛と寛容の姿勢 ・学校・地元の発展と協同
社会生活	遵法 他人への配慮 環境保護 正義 共同体意識	・距離、交通秩序を守る ・環境を保護する	・公共の場所での礼節と秩序 ・公正な生活態度 ・	・他人の権益の尊重 ・公益追求の生活 ・民主的手続き遵守	・法と規則をよく守る ・他人に対する配慮と奉仕 ・自然保全と愛護
国家・民族生活	国家愛 民族愛 安保意識 平和統一 人類愛	・国家愛 ・分断現実と統一の必要性認識	・民族文化遺産愛護 ・国家安保のための正しい姿勢	・国家発展への協力 ・平和統一の当為性と方法 ・正しい国際文化交流	・統一国家の未来性と民族統一の意思 ・海外同胞たちに対する理解と愛 ・世界平和と人類共栄

表６　　第７次教育課程内容体系　（７学年～10 学年）

	主要価値	７学年	８学年	９年	10 学年
個人生活	生命尊重 誠実 正直 自主 節制	・生の意味と道徳 ・個性伸長と人格陶冶 ・人間らしい生の姿勢 ・青少年期と中学生期		・正直な生活 ・節制する生活	・勤勉で誠実な生活 ・生命を大切にする
家庭・近所・学校生活	敬愛 孝道 礼節 協同 愛校・愛郷	・幸福な家庭生活 ・親戚間の礼節 ・近隣間の礼節 ・学校生活の礼節		・互いに大切にし尊敬する心 ・近所と親しいお付き合い	・愛と寛容の姿勢 ・学校・地元の発展と協同
社会生活	遵法 他人への配慮 環境保護 正義 共同体意識		・現代社会と伝統道徳 ・現代社会と市民倫理 ・民主的生活態度 ・生活の中の経済倫理		・共同体意識問題と環境問題 ・青少年文化と青少年問題 ・道徳共同体の具現と共同善の追求
国家・民族生活	国家愛 民族愛 安保意識 平和統一 人類愛		・民族の発展と民族文化 ・国家の重要性と国家発展 ・正しい愛国愛族の姿勢 ・南北統一と統一実現の意思		・民族分断の原因と過程 ・南北韓の統一政策と統一の課題 ・民族共同体の繁栄と統一韓国の姿

教育部『第７次教育課程　教育部告示第 1997－15 号（別冊 1）　初・中等学校教育課程―国民共通基本教育課程―』、大韓教科書株式会社、1998 年、119-120 頁より。

エ．　道徳科の方法

「第７次教育課程」における「方法」に関する記述は、以下の通りである。

教授・学習方法

(1)　『道徳科』の授業では、道徳的知識や判断力のような認知領域とともに道徳的価値と態度、行動性向の情意的領域を中心として扱うよう努力する。

(2) 価値判断力と選択能力を伸ばすためには、主題別の探究式討議法が適切である。また、自己主導的に探究できる機会を持てるようにする。
(3) 地域の特性や時事性が強い内容は、その地域や時期に合うよう再構成し指導するようにする。
(4) 教師は道徳的役割モデルの対象となるので、学校の内外を通じて責任ある行動をとらなければならない。
(5) 学生の知識・道徳的発達水準に合った様々な指導方法を考慮すべきである。
(6) 学生たちの健全な道徳性を形成するためには、道徳科授業を内実があるように運営する一方、家庭教育や他の教科でも扱う価値問題、校内行事、学校で日常的に行われる教師と学生間の相互作用等を道徳科授業に適切に関連させることによって、学生たちが道徳規範を内面化させ、道徳的実践性向を高めることに寄与するようにする。特に人性教育の強化のために、第7次教育課程で新設された、裁量時間に別途の道徳室（または礼節室）を積極活用し、学生たちの自己主導的な探求活動が行われるように指導することが望ましい。[13]

道徳科授業の方法については、認知的領域と情意的領域および行動領域の有機的な関連性による指導が強調されている。また地域の特性に応じた弾力的な運用が望まれている点、道徳科を指導する教師の姿勢や態度についても触れている点、そして人性教育という用語で、現在アメリカで急速に普及しているキャラクターエデュケーションの理念が導入されている点が特徴的である。

オ．　道徳科の評価

「第７次課程」における評価に関する記述は、以下の通りである。

評価

(1) 『道徳科』の評価は、道徳的判断力、道徳的価値と態度、実践意思と行動性向等を含んでいなくてはならない。
(2) 『道徳科』の評価で、客観的な評価だけを適用するのは限界があるので、できるだけ様々な方法を模索しなくてはならない。中・高等学校段階では、道徳的問題状況を提示する主観的評価、面談法、討論過程および発表態度に対する観察評価、学生たちの自己評価等の多様な方式を活用し、評価の理論的根拠と基準の詳細化に留意しなくてはならない。
(3) 奉仕活動学習及び社会参与活動等に対しても評価の対象とし、道徳的実践力の育成を図るようにする。ただし、ここでは活動それ自体に対する評価にだけ重点を置くのではなく、活動に関する計画、実行、評価、反省等の一連の過程を包含する学習に一層の焦点を置くようにする。[14]

評価に関しては、道徳的な判断力と道徳的価値についての理解、そして態度まで含めての総合的な評価の必要性が示されている。その方法についても、客観的な評価のみならず多様な主観的な評価を行うことで、生徒児童に対して常に総合的な視点から評価すべき点が述べられている。

カ．　道徳科教科書の実際

道徳科の教科書は国定のものしか存在しない。したがって、現在「第７次教育課程」に準拠した教科書は一種類しかなく､それが全国の児童･生徒たちに共通に使用されている。このような道徳科教科書は決して金科玉条的なものではなく、あくまでより良い道徳科教育を進める上での一つの「良い資料」という位置づけがなされているが[15]、しかし事実上は国定教科書であるために、韓国での道徳教育においては最も中心的で影響力を持つ教材であることに変わりはない。

では韓国の道徳科教科書はどのように記述されているのか。以下に、第６学年道徳科教科書の内容の一部を示してみる。

初等学校６学年教科書　『道徳６』「第２課　最善を尽くす生活」の例

目次

１．私の人生、私の仕事　２．最善を尽くす生活　３．正しい礼節生活　４．愛と慈悲　５．法を守る心　６．私たちみんなの利益のために　７．正義の社会　８．統一を成し遂げるための努力　９．住みやすい国　10．本当の価値　11．実践する生活　12．地元の発展のために　13．愛し尊敬しながら　14．共に生きる社会　15．公正な手続き　16．先祖の顔　17．世界平和のために

「第２課　最善を尽くす生活」

人についてすばらしいことと言えば、顔やみだしなみを考えることが普通である。しかし、本当にすばらしいことは、一生懸命働くその姿に見ることができる。

仕事をするときは、どんなに小さなことでも最善を尽くさなくてはならない。では最善を尽くすということはどういうようにすることなのか、考えてみよう。

○　**すべての力を出して**

猛獣の王であるトラでさえも、狩りをするときは最善を尽くすといわれている。

われわれも仕事をするときは､どんなに小さな仕事でも自分の限界まで努力しなくてはならない｡なぜならば､小さなことに最善を尽くすときに大きな事もできるようになり､そのようにしてこそ良い結果が出るからである。そして最善を尽くせばそれだけやり甲斐と喜びを感じることができるのである。

自分の仕事に誠意を尽くすならば、その仕事がどれだけ尊いものであるのか知らなくてはならないし、また責任感も透徹しなくてはならない。時々私達の周辺で発生する事故の原因を調べてみると、その仕事を担当した者が誠実でなかったために起きた場合が多いものである。例えば、国を守る軍人が誠実でなかったならば、私達は安心して生活していくことができない。整備士が自動車をてきとうに修理したのならば、交通事故がおきるのは当然のことである。

だから私達がやらなくてはならない一つ一つのことに対して、最善を尽くしていくこは、本当に価値のあることだと言えよう。

“成功か、失敗か？”ということは、その次の問題である。自分が望んだとおりの良い結果が出ればもちろんうれしいが、時には最善を尽くしたが失敗をすることもあるものである。しかし、結果と同じくらいに、過程もまた重要であるので、最善を尽くせばやり甲斐を感じることができるのである。

最高には届かなかったとしても、最善を尽くして努力しようとする人がすばらしい人なのである。

○　**ハンソリの悩み**

ハンソリは学校では陸上の代表選手である。はじめは選手として選ばれてとても気分がよく、優越感をもっていた。しかし、日がたつにつれて練習がきつくなり、めんどうに感じてきて、時々やめたいと思うようになっていった。

他の子どもたちが楽しく話をして遊んでいる時も、ハンソリは息が切れるほど走らなければならなかった。トレーニングが終わって家に帰ると、あまりにも疲れたためそのまま倒れて眠ってしまったことも一度や二度ではなかった。宿題ができなくて、先生からもたくさんしかられたこともある。

両親は、ハンソリがとても疲れている姿を見て気の毒に思った。

「ハンソリ。とても大変だったのなら、先生にやめますっていったらどうなの？」
しかし、ハンソリはお母さんの質問に対してすぐに答えることはできなかった。なぜならばそのとき、陸上部員たちを集めて先生がおっしゃった言葉を思い出したのである。
「今日からみんなは私たちの学校を代表する陸上選手になりました。だから競技大会の日まで次のことを守って下さい。一つ目、練習する時間に欠席しないで誠実に練習しよう。二つ目、練習するときにも最善を尽くそう。三つ目、陸上を言い分けにして他の勉強をおろそかにしないようにしよう。の三つです。たとえつらくても、一生懸命努力するのならば、みんなは他の人たちが経験することができないいい経験をすることになるでしょう。」
ハンソリは、どうしたらいいか悩んだ。

※　私がハンソリだったならば、どうするでしょうか？
その理由もいっしょに述べてみましょう。

○　実際にやってみましょう

最善を尽くすということは、一体どのようにすることなのか。ピアノの練習を例にして具体的に考えてみよう。
まず、どのような時間をどのくらい使うのか考えてみなくてはならない。そうすると、学校の勉強が終わったあとに使うことができる時間の中で、ピアノの練習をする時間を最も優先的にとらなくてはならないであろう。
次に、ピアノを弾くときには全力を尽くして練習しなくてはならない。練習の時間に雑談するとか漫画を見たならば、練習の効果は当然少なくなってしまうだろう。
そして、誰かが見ていなくても一生懸命練習しなくてはならない。私たちは誰かが監督している時にはよくやったとしても、誰もいなければ仕事をサボってしまう場合が多いが、このような態度は最善を尽くす姿ではない。だから、私たちの先祖の言葉には、一人でいる時を警戒しなさいと強調しているものがある。
最後に大事なことは、やはり練習を怠ってはならない。そのためには、友達との約束や他の用事が練習にぶつからないようにしなくてはならないだろう。
このようにピアノの練習に最善を尽くすためには、障害となるものを排除し、ただ練習だけに集中するというような強靭な精神力が必要となってくる。そしてこのような精神力は簡単に身に付くものではなく、絶え間ない誠実な努力によってのみ身に付いていくのである。

■　私は、私がする仕事は両親にやらされてやっているのだろうか、それとも自ら考えてやっているのだろうか。
■　自ら実践することができる仕事を一つ決めて、最善を尽くそうとする心構えで計画を立て、実践してみよう。

○　さらに学習する課題

私たちの学校で、学級対抗リレー競争を行った。6学年は全部で６組あるが、各組で男子2名、女子2名の、計4名ずつが選ばれた。私も選手として選ばれ、走ることになった。
「バン！」
出発の信号が出ると、選手たちは一斉に前を争って走った。運動場を半分ほどいったころ、私のクラスのヨンチョルが先頭に出た。応援の声が運動場いっぱいに大きくなった。
最初の走者が2番目の走者にバトンを手渡す瞬間だった。バトンを受け取るクラスのキョンヒがすべってしまって、バトンを地面に落としてしまった。
しかし、キョンヒはすぐにバトンを拾って、力強く走り始めた。一番最後を走っていたキョンヒが一人を抜いて5等になると、クラスのみんなはみんな立ち上がり、大きな声でさけんだ。
「キョンヒ！がんばれ。よし、そうだ。キョンヒ！」
三番目の走者であるジェギョンも、よく走った。ジェギョンは前を走っていた1組の選手を抜いて4等に入ってきた。
最後の走者である私の番になった。私はありったけの力をふりしぼって走った。みんな立ち上がり大声で叫んだ。
「早く走れ！もっと早く、早く！」
ほぼ決勝戦に近づいた時、私は3等を走っていた5組の選手をやっと抜くことができた。だから私のクラスは3等になった。クラスのみんなは拍手してよろこんでくれた。
先生も賞賛を惜しまなかった。
「今日は、リレーの試合で私たちのクラスはとてもよくがんばりました。バトンを落としてしまったので、もしかしたらあきらめるかなと心配しましたが、最後まで全力を尽くして走った選手達の姿はとてもかっこよかったです。そして一生懸命応援したみんなもとてもすばらしかったです。その応援のおかげで選手達は最後まで力強く走れたことでしょう。」
※　上のお話を読んで、最善を尽くすこととそうでないことの違いについて考えてみよう。

一度何かをはじめたのなら、終わるまで誠実に行いなさい。

教育部『道徳６』、国定教科書株式会社、1997年、14－25頁より。

上記の内容記述を、その論理的な展開にしたがって整理すると図３のようになる。学習の展開は、「最善を尽くすこと」に関する①知的側面の理解、②情意的側面の理解、③行動・実践的側面の理解という展開過程を辿っていることが分かる。第一段階は、単元で取り上げる事象に対する導入的な役割として、自分の生活との関わりについて知識理解から探求し、「最善を尽くすこと」の意義を把握させている。第二段階は事例学習的な内容であり、「最善を尽くすこと」に関する具体的で典型的な事例の展開を辿る中で、登場人物の経緯や背景を知り、共感的に情意的側面の理解を深めさせる段階となっている。第三段階では、対象や事象に関わる具体的で現実的な状況についての例をあげて自分の問題として考えさせ、あるべき姿や改革・改善の方策を自覚的に認識させるとともに、さらに今後自分が直面した場合に取るべき行動や態度を考察させている。発展課題では、ある場面状況に置かれた場合の自分の考えをまとめさせ、その後、「一度はじめたのなら、終わるまで誠実に行いなさい。」という、一つの教訓的な行動指標が示されて単元が終わっている。

このような展開過程は、子どもの日常生活に関わる社会的・道徳的な問題について、それらを客観化・対象化して事実的な知識として理解した上で、次に事例的な問題について多角的に心情的理解を試み、最終的にはそれらをもとに自分たちの課題として如何に行動・実践すべきか考えさせる構成となっている。生活上の学習経験・体験と多様な民主的な活動の側面も強調しながら、不十分ではあるが、様々な情報としての知識を取り入れながらも、主体的に道徳的内容を課題解決の中で探求させようとする側面を持っている。前述のように、「第７次教育課程」は道徳性の育成を、①道徳性の知的側面、②道徳性の情意的側面、③道徳性の行動実践的側面という三つの側面から捉えていたが、道徳科教科書の内容展開も、その視点から内容の記述が試みられていることが分かる。

図３　初等学校　道徳科教科書『道徳６』「第２課　最善を尽くす生活」の展開過程

<table>
<tr><td>展開過程</td><td colspan="3">①「すべての力を出して」
②「ハンソリの悩み」
③「実際にやってみましょう」、「発展課題」</td></tr>
<tr><td>育成する道徳性</td><td>① 認知的側面の理解
（知ること）

・ 道徳的規則、規範の合理性等を判断・選択
・ 意思決定</td><td>②情意的側面の理解
（信じること、感じること）

・ 良心、感情、善を求める心
・ 道徳的感情</td><td>③行動・実践的側面の理解
（行うこと）

・ 行動遂行能力
・ 実践力
・ 習慣形成能力</td></tr>
</table>

教育部　『道徳６』、国定教科書株式会社、1997 年、14－25 頁より筆者作成。

３．　「第７次教育課程」における特別活動カリキュラム

（１）特別活動の経緯

韓国で初めて特別活動という言葉が登場したのは、1954 年に公布された「教育課程時間配当基準令」においてであった。特別活動に関する年間実施時間数の基準が、学年ごとに初めて示されていた。しかし、翌年に制定された「第１次教育課程」では内容は全く示されておらず､韓国で正式に特別活動がナショナルカリキュラムに位置づけられたのは､1963 年の「第２次教育課程」からであった。特別活動は、「教科」､「反共・道徳生活」とともに３大領域の一つとして「特設」され、特別活動は重要な学校教育「領域」の一つとなった。この時特別活動の「領域」自体は、①学級活動②児童会活動③クラブ活動の３領域とされていた。

しかし、1973 年に公布された「第３次教育課程」では道徳が教科に変更となったため、ナショナルカリキュラムの全体「領域」は「教科」と「特別活動」の２大領域となった。特別活動の「領域」は、それまでの３領域に新たに「学校行事」が加わった。1981 年に告示された「第４次教育課程」では、①子ども会活動②クラブ活動③学校行事の３領域となった。「第３次教育課程」での「学級会活動」と「児童会活動」を合わせて一つにし、「子ども会活動」の「領域」としたのである。その後、1987 年の「第５次教育課程」は変わりないが、1992 年告示の「第６次教育課程」では①学級活動②学校活動③クラブ活動に再編成されている。

ところが、現行の「第７次教育課程」においては、これまでの特別活動の「領域」の枠組みは大きく転換することになった。すなわち、これまでの３領域からの構成から、①自治活動②適応活動③啓発活動④奉仕活動⑤行事活動という５つの「領域」として再設定されたのである。これは、それまでの集団を中心とした視点からの「領域」ではなく、「目標」からみた活動内容を中心にそれらを再設定したためであった。また「第７次教育課程」からは国民共通基本教育課程が導入されることにより、特別活動は初・中・高等学校は共通の特別活動カリキュラムの表示となっている[16]。

表７　　韓国ナショナルカリキュラムにおける特別活動「領域」の変遷

告示された年	ナショナルカリキュラム名	特別活動の「領域」
1955 年	第１次教育課程	（特別活動の記載なし）
1963 年	第２次教育課程	①学級活動　②児童会活動　③クラブ活動
1973 年	第３次教育課程	①学級活動　②児童会活動　③クラブ活動　④学校行事
1981 年	第４次教育課程	①子ども会活動　②クラブ活動　③学校行事
1987 年	第５次教育課程	①子ども会活動　②クラブ活動　③学校行事
1991 年	第６次教育課程	①学級活動　②学校活動　③クラブ活動
1998 年	第７次教育課程	①自治活動　②適応活動　③啓発活動　④奉仕活動　⑤行事活動

(３)　特別活動カリキュラム

ア．　特別活動の「性格」

特別活動の「性格」について、「第７次教育課程」では以下の通り記述されている。

性格

特別活動は、教科と相互補完的な関連の中で、学生の心身を調和的に発達させるために実施する教科以外の活動である。特別活動は根本的に集団活動の性格をおびているが、集団に所属した個人の個性・自律性・創意性もあわせて高揚しようとする教育的努力も含んでいる。

特別活動は､望ましい集団活動の参与を通して､学校生活によく適応することができるようにし、民主市民の資質を育成しようとする。特別活動は、多様な自己表現の機会を提供し、学生の個性と素質を啓発、伸長させ、健全な趣味を持つようにさせることで自己実現を助け、余暇を適切に活用することができるようにする。

特別活動の教育課程は自治活動、適応活動、啓発活動、奉仕活動、行事活動の 5 つの領域で構成されており、各領域別の具体的な活動内容は、地域の特性と学校の実情に合うように選定されなければならない。

初等学校の特別活動では、学生の基本生活習慣と自律的な生活態度の形成に重点を置き、中学校では、旺盛な活動力と多様な要求を健全な方向に誘導し、円満な人間関係を形成する点に重点を置く。高等学校では自我発見と確立、生の力と知恵、他の人と共に生きていく方法等を体得していくところに重点を置く。

特別活動では特に学生の自主的な実践活動を重視し、教師と学生が共同協議したり、学生自身の力で活動計画を樹立し、役割を分担し、実践するようにする。合わせて、地域と学校の独特な文化風土を考慮し、特色と融通性があるように運営することが重要である[17]。

イ．　特別活動の「目標」

「第７次教育課程」の特別活動の「目標」に関する記述は、以下の通りである。

目標

多様で健全な集団活動に自発的に参与し、個性と素質を啓発し、伸長させ、共同体意識と自律的な態度を育てることにより、民主市民としての基本的な資質を涵養する。

(ｱ)　学級構成員としての役割を分担、遂行し、自治活動に積極的に参加することによって民主市民の基本資質と態度を身に付ける。

(ｲ)　変化する環境によく適応し、対処する能力を伸長し、自身の問題を能動的に解決する。

(ｳ)　啓発活動に自発的に参与し、秩序を学び、協同心を育て、自身の趣味と特技を啓発、伸長させることにより、自己実現のための基礎培う。

(ｴ)　奉仕活動の意味を理解し他人を助ける仕事に積極参与して共同体意識を涵養し、生きがいと自身の価値を感じる。

(ｵ)　各種行事の重要性を理解し、自発的に参与し、学校と地域社会の一員として持たなければならない基本資質と態度を持つ[18]。

ウ．　特別活動の内容体系

特別活動の内容は以下の通りである。

領　域	内　　容
自治活動	・ 協議活動（学級会、学生会） ・ 役割分担活動（一人一役活動、学級の係活動、運営委員活動） ・ 民主市民活動（愛郷グループ活動、模擬議会、討論会、対話の広場）
適応活動	・ 基本生活習慣形成活動（礼節、遵法、秩序、清潔、整理整頓、勤倹節約等） ・ 親交活動（祝賀会、慰労会、親睦会、司祭同行等） ・ 相談活動（学習、健康、交友、クラブ選択、余暇活動、その他個人的な問題等） ・ 進路活動）（職業世界の理解、進路認識、進路探索、進路設計等） ・ 正体性確立活動（自己理解、心性啓発等）
啓発活動	・ 学習問題活動（文芸、演劇、放送、音楽、美術、伝統、芸術、外国語会話、科学探求、社会調査等） ・ 保健体育活動（陸上、球技、水泳、体操、舞踊、民俗あそび、すもう、テコンドー） ・ 実習労作活動（飼育、栽培、木工、制度、設計、調理、手芸、裁縫等） ・ 余暇問題活動（登山、写真、読書、映画、生け花、園芸、器楽、書芸、碁、将棋等） ・ 情報通信活動 ・ 青少年団体活動
奉仕活動	・ 手伝い活動（福祉施設ボランティア、公共施設ボランティア、病院ボランティア、農・漁村ボランティア、学校内ボランティア等） ・ 慰問活動（孤児院慰問、養老院慰問、障害人慰問、病弱者慰問、部隊慰問等） ・ キャンペーン活動（公共秩序確立キャンペーン、交通安全キャンペーン、学校周辺浄化キャンペーン、環境保全キャンペーン等） ・ 慈善救護活動（災害救助、被災地の救済、国際協力と難民救護等） ・ 環境・施設保全活動（きれいな環境づくり、自然保護、文化財保護等）
行事活動	・ 儀式行事活動（慶祝日、記念式、朝会、入学式、卒業式、始業式、終業式等） ・ 学芸行事活動（展示会、発表会、鑑賞会、学芸会、競演大会、実技大会等） ・ 保健体育行事活動（身体検査、健康診断、予防接種、体育大会、親善競技大会等） ・ 修練活動（遠足、修学旅行、文化財・名勝地探索、学術調査、海外旅行等） ・ 安全救護活動（安全生活訓練、退避防御訓練、災害救助活動等） ・ 交流活動（姉妹血縁活動、都市・農村交流，国際交流活動等）

教育部『第 7 次教育課程　教育部告示第 1997－15 号（別冊 1）初・中等学校教育課程―国民共通基本教育課程―』、大韓教科書株式会社、1998 年、589－590 頁より筆者作成

前述したように、特別活動の教育課程は、①自治活動②適応活動③啓発活動④奉仕活動⑤行事活動の五つの領域から構成されている。①自治活動とは、学級や学校の構成員として共同の問題解決に参加して民主的な意思決定により協議し、役割を分担し実践する自発的で自主的な活動である。②適応活動とは、学校生活に円満に適応しながら変化する環境に能動的に対処していくための自己主導的な活動である。③啓発活動は、興味、趣味、適性が同様の学生たちで構成される集団に対して、自発的に参加の中で自身の潜在能力や創意性を啓発、伸長させていく自律的な活動である。④奉仕活動は、自発的な意図によって個人や集団が他の人を助けたりして社会に寄与していく無報酬の活動をいう。⑤行事活動とは、学校単位で行われる儀式、学芸、保健・体育、修練、安全救護、交流活動等のように積極的に参加し、学校と地域社会の構成員として持つべき基本的な資質と態度を含む自発的な活動である[19]。

エ．　特別活動の「評価」

「第７次教育課程」特別活動の「評価」は、以下のように記述されている。

評価

（ア）　特別活動は、領域別に担任教師または担当教師が随時評価していくが、担任教師が総合して評価する。

（イ）　特別活動の評価は次のような点に留意し、学校と地域社会の実情、教育目標に照らして適合するように考案し実施する。

① 学生自身による評価、学生相互間の評価を考慮し、教師が評価する。
② 観察記録と質問紙を活用する等、多様な方法で評価する。
③ 活動記録、作品分析、ポートフォリオのような水平評価の方法を活用する。
④ 各領域別に評価観点を準備し、評価尺度を作成し、活用する。
⑤ 参与度、協力度、熱心度及び特別な活動実績等が等しく活用されるようにする。
⑥ 教育目標の設定、評価場面の選定、評価道具の製作、評価の実施及び結果処理、評価結果の解釈及び活用の手続きを考慮する。

（ウ）　評価の結果は、平時の活動状況を誰かが記録したものをもとに、活動実績、進歩の程度、行動の変化、特技事項等を総合して文章で記録する。

（エ）　特別活動の評価は、学生を比較する相対評価ではなく、学生各自の成就度や変化を診断する絶対評価となるようにする。

（オ）　特別活動の評価は、総括評価的性格よりは形成評価的な性格でなければならない。評価の結果は、学生の継続的進歩と啓発を支援する資料として活用されなければならない。

（カ）　特別活動の評価において、学生各個人の発達、変化、成就を評価するとともに、学級または学校次元での全体集団の成長、発達、変化等も評価し、指導資料として活用する。

（キ）　特別活動の評価は、学生に対する評価とともに特別活動プログラムに対する評価もともに実施しなければならない。プログラムの評価は、活動内容の妥当性、運営計画の現実性、担当教師の準備性と情熱等が包含されていなければならない。特別活動プログラムに対する評価結果は、該当学級または学校の後続特別活動計画の樹立及び運営改善に活用する。[20]

４．　我が国への示唆

以上のように、「第７次教育課程」の韓国の道徳・特別活動のカリキュラムには、かつてないほどの斬新且つ大胆な改革が試みられていることが確認できた。

道徳科について見てみると、まず、道徳科の「教育課程」が国民共通基本教育課程に組み込まれることで、より一貫性の高い体系的な道徳教育のあり方が提示されていると言える。すなわち、道徳科教育は初等学校３学年からの８年間のスパンを基本としながらも、前段階である初等学校１、２学年の「正しい生活」、そして後続していく高等学校選択中心教育課程とも連携が図られることで、初等学校から高等学校まで連続性と系統性のある道徳教育が構想されているのである。学校級間を縦断する道徳教育の構想をナショナルカリキュラム上で具体的に示した点は、わが国にも示唆する点が多いと思われる。

二つ目の特徴としては、韓国では「人性教育」という用語を用いているが、アメリカで展開されている人格教育（character education）を積極的に導入している点をあげることができる。コールバーグの理論を中心とした認知発達論的な接近方法を根幹としながらも、そこに徳目教授という伝統的な道徳教育の内容や方法をも加味させることで、より統合的で多角的な指導が目指されているのである。知的、情意的、行動的側面からの指導方法の統合化と、伝統的で普遍的な価値が認められる徳目を積極的に内面化していく指導方法との融合は、今後の一つの有効な道徳教育のあり方を提案していると言えるだろう。

次に特別活動であるが、第一に特別活動の「領域」は、集団からみた活動中心の捉え方から、内容中心のそれへと視点を転換した点が特徴としてあげられる。「内容」を中心に整理し直すことで、「目標」と関連させた特別活動の役割を明確化している。

そして第二に、学校級別にその「性格」、「目標」、「内容」を区分して提示せずに、初等学校から高等学校までを大綱的に一括して示している点が特徴的である。各学校級ごとの表示区分が避けられたことは、地域の特性や児童・生徒および学校の実情によって柔軟に対応し、より弾力的で多様な運営が図れるよう配慮したものと言える[21]。

韓国は現在もなお北朝鮮とは休戦状態にあり、国土・民族分断の状況下にある分断国家である。そのような歴史的・社会的背景は現在の教育政策にも影響を及ぼしており、依然として「第７次教育課程」には政治的イデオロギー教育の内容が含まれている側面がある。しかし、これまで見てきたように、「第 7 次教育課程」の道徳科及び特別活動のカリキュラムには画期的な改革が断行されており、現在韓国は 21 世紀の民主的な韓国市民育成を目指して新しい段階に入っていることも事実である。このような韓国のカリキュラム改革については、今後も我々はその成果と課題に注目していく必要がある。

---

1 中央大学校附設韓国教育問題研究所『文教史』、中央大学校出版局、1974 年、41 頁。
2 中央大学校附設韓国教育問題研究所、前掲書、34-35 頁。
3 日本の植民地支配からの解放から「第１次教育課程」制定までの期間、すなわち、アメリカ軍政期（1945～1948）と朝鮮戦争の前後期（1950～1954）には、「教授要目」というナショナルカリキュラムが発表されて実施されていたが、社会的、政治的な混乱期であったため、その徹底化は不十分であった。よって本稿では「第１次教育課程」以降を考察の対象とする。

[4] ここでは、一般的なカリキュラムとしての教育課程と区別するため、韓国の国家水準のカリキュラムは「教育課程」と表記することにする。
[5] 教育部『第 7 次教育課程　教育部告示第 1997－15 号（別冊 1）　初・中等学校教育課程―国民共通基本教育課程―』、大韓教科書株式会社、1998 年、3 頁。
[6] 教育部、上掲書、2 頁。
[7] 教育部、上掲書、13-14 頁。
[8] 1963 年の文教部令第 119 号により、「社会生活科」は「社会科」へ改称された。
[9] 1947 年に制定された国民学校（当時）社会生活科教授要目は、アメリカコロラド州の社会科カリキュラムを大幅に参考にして作成されたものであった。朴光熙「韓国社会科の成立過程とその課程変遷に関する一研究」、ソウル大学校修士学位論文、1965 年、53 頁。
[10] 軍政庁学務局『初中等学校各科教授要目（4）国民学校社会生活科』、朝鮮教学図書株式会社、1947 年、3 頁。
[11] 教育部、上掲書、117 頁。
[12] 教育部、上掲書、118 頁。
[13] 教育部、上掲書、139－140 頁。
[14] 教育部、上掲書、140－141 頁。
[15] 趙蘭心　他『道徳教育学新論』、文音社、2003 年、260 頁。
[16] 「第 6 次教育課程」では、初・中・高等学校は、①学級活動　②学校活動　③クラブ活動の 3 領域であったが、高等学校は①学級活動　②学校活動　③クラブ活動　④団体活動の 4 領域であった。
[17] 教育部、上掲書、584 頁。
[18] 教育部、上掲書、585 頁。
[19] パク・キョンムク他、前掲書、119－127 頁。
[20] 教育部、上掲書、594 頁。
[21] パク・キョンムク他、前掲書、118 頁。

（関根　明伸）

中　　国

１．　学校制度及び教育課程の基準の概要

中国の学校制度は、地域によっては小学校が５年制、中学が４年制の５―４制のところもあるが、多くが６－３制である。しかし義務教育は 1986 年に法的に保障されるようになったばかりで、その後、徐々に義務教育実施に対応する施策が展開された。

さて現行の小・中学校の教育課程の草案は 1987 年に作成され、1988 年全国小中学校教材審定委員会を通過し、実験的に開始された[1)]。1989 年７月、国家教育委員会が全国各省、市、自治区教育委員会、教育庁あてに「九年制義務教育課程、教材試験工作の通知」を交付し、1993 年秋全国で広範に実施されることになった。その際、教育部による「課程計画」が発布され、それに基づき各教科の教育目標、教育課程、年間授業時間数、指導上の注意、評価基準が定められた。このように中国では、全国統一の教育課程のもと学校教育が実施

中国の学校制度

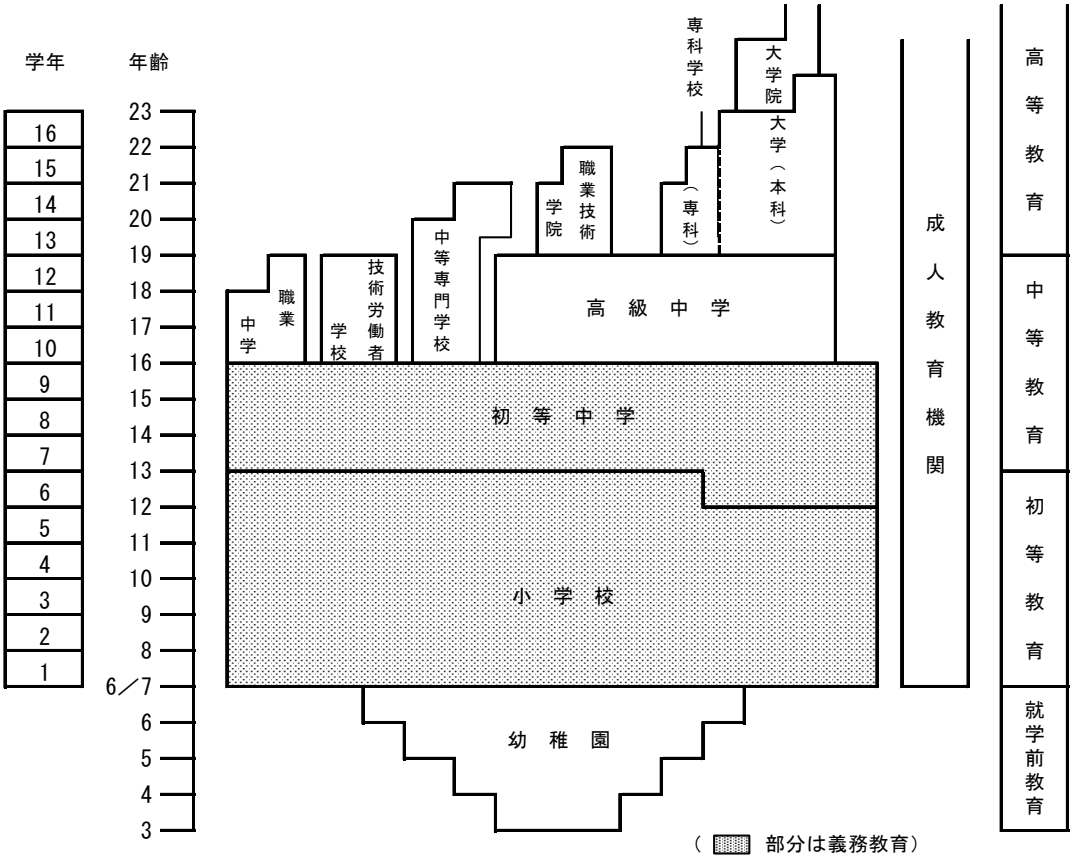

〔参考資料〕文部科学省『諸外国の初等中等教育』2002 年。

されている。また教育部の審査を経て教科書が採用され、そして教科書出版は全国で数社にすぎないなかば官製出版社が担当している。

2000年は新しい世紀の変わり目となる1年であったため、世界各国で教育目標が改めて設定された。中国では「21世紀教育進行に向けての行動計画」の鍵となる1年として期待された年であった[2)]。具体的には、鄧小平理論を指導理論とし、党中央、国務院の定めた教育改革の実現のため、道徳教育を強化し、児童生徒の精神、実践能力創造に重点を置き、全面的に素質教育（個人の能力、素質に応じた教育、80年代から国家主導で行われた教育）を推進することになった。また思想政治教育は素質教育の主要な目標とされた。つまり今世紀最初の教育目標では、道徳教育が重要視されていることが分かるであろう。

それでは現行の「九年義務教育全日制小学・初級中学課程計画」（2002年11月試行）を見てみよう[3)]。これら九年義務教育全日制小学、中学（初級中学）課程計画は「中華人民共和国義務教育法」に基づき作成された国家基準の教育課程である。

小学校の教育課程は、計9科目、中学校は計13科目である[4)]。その内訳は、小学校では思想品徳、語文、社会、自然、体育、音楽、美術、労働等9科目、中学校（初級中学）では思想政治、語文、数学、外国語、歴史、地理、物理、化学、生物、音楽、美術、労働技術等13科目、さらに短期の職業指導課を設けるなどの記述が見られる。

高校（高級中学）では、政治、語文、外国語、数学、物理、化学、生物、歴史、地理、信速技術、体育保健、芸術、総合実践活動、選択科目は数学、物理、化学、生物、歴史、地理、信速技術の7科目である。

ここには、各学校段階における道徳教育関連教科の教育目標が次のように記されている。

小学校における筆頭科目である思想品徳科は「五愛（祖国、人民、労働、科学、公共財を愛すること）」を基本内容とする社会公徳教育と一般政治常識教育を指し、個人、集団、祖国について教育し、道徳認識を高め、情感を養い、道徳行為を指導し、分別能力を身に付けさせる」ものである。

中学校における思想政治科は「社会主義道徳の基本原則で、公民の権利と義務、社会発展の規律を理解させ、わが国の国情と中国特色ある社会主義建設関連の知識を理解させる。そして生徒に中国共産党の指導、社会主義道路堅持の信念、道徳観念、法制観念、国家観念、階級観点、労働観点、集団主義観点の初歩を確立させ、社会主義に対する責任感を持たせ、分別是非の能力を高める」ものである。

しかし教育目標に見られる道徳教育は何も思想品徳、思想政治科のみに見出されるものではない。たとえば語文（国語）教育には「生きた思想、政治、品徳教育と審美教育を受ける」、地理科には「人口、資源、環境などの基本国策を認識し、唯物主義、愛国主義の教育を受ける」、美術科（中学）には「愛国主義精神を強める」など、各教科教育の目標にはしばしば品徳教育、愛国主義精神の強化などいった文言がちりばめられている。

これに関連して胡守棻は「語文、歴史、地理、外国語などの学科は社会主義思想品徳の内容を含み、学科内容は深く児童生徒の思想を啓蒙するものとする。小・中学校の語文（国語）教科書には革命指導者の理想追及、革命への献身、奮闘、我を忘れて仕事をすることが称揚されている。歴史教育では教師が歴史事件その発展紀律を述べることを通して、児

童生徒に愛国主義、革命の伝統、革命の理想、歴史唯物主義世界観の教育を学ばせる。地理教科書には豊富な愛国主義教育の内容がみられる。教師はわが国の山川、名勝、豊富な資源を解説し、児童・生徒に社会主義建設の成就を理解させ、民族の自尊心、愛国心を教える。数学、物理、化学、生物等の科目内容は直接社会政治、思想道徳と関係ないが、自然の紀律を掲示する科目は同様に深い教育意義があり、また唯物主義世界観の基礎を教えることができる。体育は、集団主義の精神、組織の規律性、進取に富んだ英雄の優れた品徳を学ぶ。美術、音楽は、思想性が強い歌曲、美術作品で学生に思想道徳教育を選択させるほか、さらに重要なのは歌曲の旋律、音楽の形、画線、色彩、形象を通して高尚な道徳情操を陶冶することだ」と、全教科を通して道徳教育が進められている状況が明らかである[5)]。

２．　道徳・特別活動カリキュラム

上述したように中国において道徳教育は小・中・高校各教科のなかの筆頭教科として注目される。これは中国近代学校成立の歴史の中で確立された伝統である。1904 年清末近代学堂が成立した当初も、修身、読経が筆頭科目として尊重され、その動きは一時変化が見られたものの、現在まで近代学校においても道徳科を重んじる姿勢は変わらない。それは清末であれば清朝への帰属意識を高めることや伝統的儒学の尊重、知識人としてのモラルを儒学に求めるなどの目的があった。その後中華民国期には共和国への愛国心、中華人民共和国成立後は社会主義国家の構成員として共産党への信仰を期待したことの反映である。

そこで現在の中国における道徳教育の内容についてみてみよう。

謝国基は、道徳教育を次のように公徳教育、法規教育、政治教育、思想教育の４つに分け、それぞれの教育の詳細を記している[6)]。

公徳教育　①社会公徳教育（文明生活の重視、公共紀律の遵守、公益保護、自然環境資源の保護、社交能力）、②国民公徳教育（中華人民共和国の国民公徳である五愛は、1949 年９月「中国人民政治協商会共同綱領」第 42 条で概括され、社会主義、共産主義道徳規範の基本要求を体現するもの）、③社会主義人道主義教育、④集団主義教育、⑤集団決議を遵守する習慣の教育

法規教育　①紀律を自覚する教育、②法制教育

政治教育　①愛国主義教育、②社会民主政治教育、③中国共産党の社会主義初期段階の基本路線教育

思想教育　①科学人生観教育、弁証唯物主義世界観とその方法論に関する教育、理想教育

このように道徳教育は多岐にわたる教育をいうのであるが、従来は道徳教育で児童生徒の成績を評価することはなかった。しかし最近では、遼寧省教育庁が公民道徳建設実施綱要実施意見を出し、全省小中学生と教師に道徳教育の評価方法を提示するなどの変化が見られる(中国教育報 2002 年７月 15 日)。従来は道徳教育そのものに意義があったのだが、それを教科教育の一環として成績評価することになった。この意見書では、児童生徒の評

価に関して、毎学年２度、児童生徒の自己評価、相互評価、教師・保護者の評価、テストなどの方法、平時の記録、期末テストを総合して評価することと建議している。

また、浙江省では、児童生徒の道徳行為と社会実践活動を試験で把握しているが、寧波市教育局「小学徳育工作を前面に進める素質教育に関するいくつかの意見」（2002）で道徳教育の評価を高校卒業試験でとりいれたところ、生徒は三好学生（学業、思想に優れた生徒）を目指すようになった[7)]。また寧波市は別に全市小学、中学、高校生は学年ごとに 10 日、20 日、30 日の社会実践活動を行うよう規定した。

（１） 小学校

小学校では思想品徳科の授業時間数は週１時間である。小学校の思想品徳課科は 1997 年４月に修正案が公布された[8)]。これは、「中国共産党中央弁公庁国務院弁公庁による新形勢に対応するため小中学徳育工作を強化・改進する意見」（中弁発 2000、28 号）、第三次全国教育工作会議で全国小中学徳育工作会議と全国基礎教育工作会議精神によって小・中学校道徳教育の実効性を強化する決定を受けての修正である。

その結果、「繁、難、偏、旧」に代表される教科書の知識を重んじる現状を打破し、時代の流れを重んじ、学科内容を軽減し、実践を強化することになった。また教育内容は陳腐で実情に合わない概念的なものをなくし、従来より水準を低くし、児童が自ら創造実践する内容に改めた。

その具体的な修正内容は次の通りである。

小学１、２年は礼儀を重視し、規範を尊重する。３－５年は貧困家庭、被災地の人民の教育要求に関心を持ち援助、他人に関心を持つようにする。また教師と意見交換、子供同士で交流するなかで、自分に自信を持ち自分を卑下しないような教育を行うことにした。つまり社会情勢や児童生徒の関心に適合する内容が増えたのである。

では実際に思想品徳科の教科書からどのような教育内容が教えられているのかを見てみよう。教科書は小学思想品徳和中学思想政治教材編写委員会が編集しており、小学校では半年に１冊、つまり６年間で 12 冊の教科書が用意されている。各教科書を参照すると、抗日戦争からその後の人民共和国成立後の革命烈士、さらに文化大革命中に批判された孔子・孟子など儒家の言葉の一節が彼らの絵写真とともに紹介されている。これらは道徳教育で教えるべき教訓を過去の歴史に求めるものといえるが、最近では文化大革命時期(1966-76)に批判された孔子など儒家の一説も当たり前のように取り上げ、祖国のよき文化伝統の一つとして評価している。

それでは、教科書にはどのように思想品徳科の教育目標が記されているのだろうか。

６年生の教科書には、「１年生から思想品徳科を学び、現在でもまだ系統的に継続して学ぶのはどうしてか。それはあなたたちが祖国の希望、未来であり、祖国社会主義現代化建設の重要な責任はあなたたち世代の肩に背負われているからである。あなたたちが将来社会主義事業を恥じることなく継いでくれることを期待しているからである」とあるように、国家建設に必要な人材育成の根幹に道徳科の授業が位置づけられている[9)]。また「道徳高尚な人物となるには必ず小さい頃から道徳心を養成されなければならない」として、

思想品徳科の重要性を幼少からの道徳心育成にあることを明記している。

次に各学年においてどのような教育内容が記されているのかを列記したい。教科書の目次をあげると次のようになる。目次からは学年ごとに順序を踏まえて道徳教育が行われている状況が明らかである。低学年は教科書に図画が多く、日常の決まりごとを覚えることが中心である。

１年第二冊

私は父母を愛する、おじいさんおばあさんによくする、礼儀正しく、礼儀正しい言葉を覚える、静かに騒がない、人の物をもっていかない、誰が勇敢か、うそつきはよくない、自分のことは自分でする、生活用品を大事にする、環境・衛生を保持する、花草を愛する、学校の規則を遵守する。

中学年になると、少しずつ中国の古典や西洋史、さらに建国後の革命烈士などの寓話を取りこんだ内容となる。

３年第五冊

誰が勇敢か、事には始まりと終わりがある（孟子)、労働を光栄と思い、怠惰は恥とすべし（古典)、おかあさんの助手となる、心を集中させる（キュリー夫人)、水から学ぶ（陳毅)、積極的に集団活動に参加する、集団のためによいことをする、同級生が困難にあったとき、学校規律を自覚して遵守する（雷峰)、民族の風習習慣を遵守する（周恩来)、中国の子どもはすばらしい（外国人との交流）

高学年、それも６年生になると、教科書のボリュームも増し、日常生活上のルール、さらには自らを叱咤激励すること、さらに集団生活の中で人助けの大切さを知ることについて、中国で著名な人物をモデルにした道徳教育が展開される。そして目次は個人生活上の道徳、家庭生活における道徳に二分される。

６年第十二冊

個人生活の中の道徳規範

自立自強（女工が大金を寄付した)、積極的に進む（有名な女性バレーボール選手）
誠実守信（中国の美徳)、身を処す(バス)、病院で譲り合う、人を助けることを楽しむ（大躍進時代の雷峰)、人をもてなす（古典)、責任をとる（戦時中の中国におけるカナダ人医師の医療活動)、勤労節約（抗日戦争から現在までの中国人の勤労観）

家庭生活の中の道徳規範

家庭は睦まじく、父母先輩を敬う、家庭で責任感をもつ、隣人と睦まじくする

特に、建国後 1950 年代の大躍進の時期に名を知られた雷峰に関する故事は小学校中学年以上の教科書には必ず見られるものである。雷峰は建国後の経済状態が困難な中国にお

いて貧弱な土地を切り開き立派に農村を復興させ、全国の農村開発のモデルとなった人物である。彼の功績は、毎日の生活においていかに人民に貢献をしたのかということに尽きる。たとえば６年生の教科書には次のような記述がある。

> われわれはみな他人を助けたことがある。しかしみな異なった考えで助ける。ある者は表彰を受けるため、ある者は報いられるため・・・。だが他人に同情、関心を示し、他人の困難を自分の困難とし、情熱を持って助け、これを楽しみ・慰みとすることができれば人を助けることは楽しみとなる。中国人はみな雷峰の名前を知っているが、彼が人を助け楽しみとすることは既にみなが知っていることである。人々が忘れられないのは、あの雨が降っている晩、おばあさんが家に帰るときの情景を思い出し出張の途中でおばあさんを背負ったこと、そして列車の旅客に微笑を浮かべてお湯を配ったこと、また費用を積み立て災害地区の人民に寄付したこと・・・。彼は日記にこう書いている。「１人の共産党員は人民の勤労員で、人民の困難を自己の困難と考え、同志の愉快を自分の幸福と見なさなければならない」。まさにこのような思想で彼は始終熱心に人を助けた。われわれ少年児童も雷峰及び雷峰式の人物をモデルとし、小さなことから人を助け楽しみとする性質を養成すべきである。

このように歴史上の人物により公共心を育成することが強調されている。

その後、2001 年７月、教育部基礎教育司（初等教育局、中等教育局に相当）が関連専門家、教育研究員、小学校生活社会課題実験研究員を組織し、新しい道徳教育のあり方を模索しその教育課程のあり方を検討した[10)]。この結果小学生に対して、「思想と生活」「品徳と社会」という新しい道徳教育が実験的に開始されることになった。「思想と生活」は、小学校１－２年の児童の生活を基礎とし、良好な品徳・行為を習慣とするよう養成する活動型総合課程である。一方、「品徳と社会」は、小学校中・高学年の良好な品徳形成と社会性の発達を促す総合課程である。ただし全国一律に新しい教育課程を施行するのではなく、まずは実験区で試行された。その際、実験区での重要な仕事は、この新しい教科の有効性を検証すること、それによってよりよい道徳教育のモデルを検討することにあった。

さて、「思想と生活」「品徳と社会」の２科目は、2002 年９月１日に 33 の国家指定の実験区で教育が開始された。このうち「品徳と社会」科教育では、小学校３、４年生で家庭、学校、故郷（社区）、さらに個人、祖国、世界も顧みるなどの目標が記され、各地、各単位で教科教育に必要な教材を自由に選択できる余地を残すなど新しい試みが見られた[11)]。

それでは小学校では一般にどのような道徳教育が展開されているのだろうか。北京第二実験小学校における思想品徳科教育により紹介したい[12)]。

北京実験第二小学校の児童の状況は次のようである。現在大多数の小中学生はみな一人っ子で家庭の生活条件はよく、一方で社会では高度の科学技術が発展し、保護者は子どもにさらによい教育を受けさせようとしている。児童にはいつもネットで話すメル友がおり、李教師の教えるクラスでもある児童はパソコンに対して特に関心を持っている。

そこで李教師はパソコンを入手し、児童に対する思想教育を進めた。また、教師たちは

「好人好事」箱をつくり、児童にその日のよい出来事を書かせ、箱に入れさせた。教師は毎日１度箱を開きクラスの状況を把握し、２日目にまとめをした。学校はさらに家長（保護者）委員会を設立し、保護者の意見を聞き、校報・校長箱、調査を通して意見を聞き、社会と保護者の監督を受け、学校の改革を宣伝し、保護者と学校が力を合わせて児童を教育することとした。

その一方で、校長は 40 数名の教師を連れて北京師範大学の現代教育理論の講座を聞くなど教師の力量を高める努力をしたという。つまり北京実験第二小学校における思想品徳教育は単なる教科教育の一環ではなく、児童の生活、社会環境の変化に伴い保護者と密接な連絡を取り様々な取り組みのもと行われるものであった。

（２） 中学校・高校

中学校・高校では思想政治、及び関連特別活動の授業時間数は、中学校・高校思想政治科週２時間、また社会実践労働技術教育が高校１・２年は１週間、３年は２週間設定されている。呉鋒によれば、思想政治科は、政治規範教育、道徳規範教育、法規規範教育、労働教育がそのうちに含まれる[13)]。

教育部は、生徒の年齢、知識水準、その他学科との関係で道徳教育を進めるべきだとの見解を示している[14)]。それゆえ、中学１年は青少年の修養、２年政治常識、３年社会発展史、高校１年政治経済学常識、２年弁証唯物主義に関する常識、と徐々に心身の発達と日常生活との関係から哲学、社会主義理論へと段階的に学べるよう配慮されている。

また、思想政治科の特性を生かし、最近では単なる教科書、付属参考書による学習だけでなく、毎日ラジオ・テレビ、新聞から学ぶよう生徒を指導するようになった[15)]。他教科、国防教育、環境教育、人口教育など教育内容が相関する科目・活動との連携、さらに地域と学校が開く専門講座を利用することで、より総合的な学習が展開されるよう通達が出された。

他教科との連携については、王玉梅によれば、「愛国主義教育の中で政治思想科と最も緊密なのは歴史科である[16)]。歴史教育を通して、生徒に愛国とは祖国を豊かにすることであり、そのために献身的になる精神だと分からせる」と歴史教育との関連性を強調している。また祖国を愛することは公民の基本道徳で、公民の神聖な義務だと強調された。つまり「国家の興亡、匹夫に責任あり」、この種の観念を生徒の心に根付かせることが目的とされた。

では実際の中学校では思想政治科はどのように位置づけられるのであろうか。

浙江省温州実験中学校の生徒への調査では、100％の生徒が思想政治科を歓迎し、授業を待ち望んでいる生徒が 70％もいた[17)]。また授業で国歌を斉唱する中でみなが結束するようになったともいう。

さて授業の中で胡教師は、電話のベルの音を聞かせ、消費者の権益について教えた。誰が消費者に商品とサービスを提供するのか。生徒が積極的に答える中、黒板の右に黄色い字で経営者と書く。生徒たちは論議し、考え、何か記録する。

このように活発な教師と生徒との間で議論がなされるのも思想政治科の特長であった。

しかしこれは普遍的な授業風景ではない。1997 年には、温州教育局・市教育研究室・温州市実験中学校で、中学校の思想政治科教育において単純で機械的な訓練の弊害がでていると指摘し、「主体参与」教育方法の研究をした。その結果、生徒を主体として、「趣・思・行」の三位一体の教育理念を実現したという。

それほど中学校の思想政治科はただ暗記物と批判されたり、高校入試、大学入試では不要教科として軽視されていたのである。政治科教師はこのような状況のもと生徒が授業に集中しないことを憂えた。これは、社会における政治学習を軽視する風潮の裏返しでもあった。そこで、党政治部門、社会、学校、教師が教材編集、入試制度、隊建設の３方面から総合的にこの問題を解決すべきだと提案された[18)]。具体的には次の点が挙げられる。

①教材。内容を精錬しないと教科書はますます厚くなり、学生の負担軽減にならない。理論と実際を連携すべきである。

②入試。政治科はマルクス主義、毛沢東思想から中国特有の社会主義理論を生徒に教育することが目的であった。それはまた「理想、道徳、文化、紀律ある社会主義の新人を養成する」という使命を担っていた。そのなかで目前の高校入試、大学入試は政治科と関係なく、また政治科の教育内容は十数歳の子どもの生活経験や理論、水準を著しく超えている。

③隊。　師範学校政治教育系の募集は困難で受験後入学しない者、退学者が多い。さらに某師範大学政治教育系 18 名の男子卒業生のうち､12 名が教師を辞めている。そこで第一に、関係部門が教育行政指導者、専門家、中学生参加の教材編集組織をつくり教材を編集する。内容が豊富で指導意義がある教育参考書を作成する。第二に、「教学大綱」の規定に基づき、全国、本地区政治科の実際に適合したテストを実施する。第三に各地教育行政部門は、「綱要」の内容を宣伝し、「政治教師隊」設置を行い、政治科教師の選抜・待遇に関した文書を制定し、政治科教師の実際の問題を解決しその地位を高める。

以上のように多方面から政治科の問題を解決することが要求されたのである。

このような思想政治科改革の動きに加えて、最近、孝敬科という新しい教科を開設する中学校が現れた[19)]。浙江省東陽第二中学校は全国に先駆けて孝敬科を開き、このことが人民日報、新華社、中国教育報などの新聞で大々的に報道されたことから大反響を呼んだ。党、社会を挙げて「精神部門建設」が語られ、中学校教育では素質教育が実施されている今日、東陽第二中学校は、いかに孝敬課を行ったのだろうか。

東陽第二中学校では、まず、孝の時代的意味を付与した。「孝を重んじる」のは中国人の伝統で、学校は人類の文明を教える重要な場所であり、中華伝統・道徳の孝道教育を学校徳育体系に組み込んで強化すべきだとした。しかし生徒には数千年の封建社会の限界を教え、伝統道徳を批判的に継承させる必要もあった。そこで孝敬科教育は、父母・家庭のために栄誉をもたらすことに始まり、そののち家庭を愛する感情を、他人、学校、社会、祖国まで拡大すべきだとした。「東陽二中学生文明礼貌常規八条」によれば、生徒は自宅を外出、帰宅するとき、父母に挨拶をする、父母の教訓を尊重し問題があれば父母に相談するなどした。また学校側は毎週生徒、父母の誕生日と母の日を定め、全校 1,500 名ほどの

生徒で「孝敬日」を盛り上げ、そのうち１時間は家事、社会公益労働をし、何らかの方法で自分を育てた先輩（保護者）に敬意を払い、学校はそれを生徒の行動を評価する重要な指標とした。

また生徒会、委員会は「私は父母を孝敬する」コンクールを挙行し、学校は当地の孝行息子に来てもらい話をしてもらう機会を作る、志願者で分隊をつくり休日を利用して敬老院、貧しい家の老人を訪問するなどした。このようにして学校は孝敬科を全校生徒の必修科目とし、必要な専門機構を設置、教材を編集し、教育実践の統一規程を作成し、学期末には生徒の評価、統括を行うなど積極的な活動を展開した。

（３） 愛国主義教育

さて、これまで道徳教育について述べてきたが、その中でも特に重視されている愛国心の養成について具体的に述べて生きたい。

魯・によれば、六五教育科学研究規格重点項目「わが国学校政治思想道徳教育大綱研究」に関連して、北京師範大学が「小学思想品徳教育大綱」を提出したという[20)]。そのなかで提出された愛国主義教育の目標は次の通りである。

・小学校低学年
国旗「五星紅旗」を愛する（国旗掲揚のとき脱帽最敬礼）、国歌「義勇軍進行曲」を愛する、首都北京を愛する、国慶節を祝う活動に参加する、学校を愛する（『新少年報』を閲読する）、愛国英雄の故事を知る（熱愛する）
・小学校中学年
国旗、国徽、国歌（斉唱のとき立つ）は国家の象徴、祖国の版図を認識する、歴史文化芸術を知る、故郷を愛する、祖国の土地は不可侵で祖国を防衛しているのは中国人民解放軍であることを知る（積極的に慰問活動に参加する）、祖国防衛のため奮闘した英雄、民族英雄の故事を知る（『中国少年報』を読む）
・小学校高学年
わが国の人民政府は人民のためにある（人民政府の各規定を遵守する）、わが国の指導者を知る、祖国は多民族国家を統一したものであると知る（祖国統一事業を支持し、祖国分裂に反対する）、国家の台湾･香港･マカオに対する政策を知る、わが国が発展途上国であることを知る（国内外のニュースをテレビ新聞で知る）、祖国で傑出した人物を知る

労働教育目標
・小学校低学年
労働を愛し、労働者を愛する、労働は光栄なもので恥ではない、故事を知る、自分のことは自分で行う（布団の整理、服を着る、手を洗う、かばんを整理する、鉛筆を削る）、当番の仕事、掃除、机を拭く、環境整備をする、教師指導のもと教室の環境整備、学校や家庭で自分の仕事を見つける、水、電気の節約

・小学校中学年

労働を愛することで人民の美徳を知る、労働をしないことは搾取階級の寄生生活である、故事を知る、労働の習慣をつくる、料理を覚え部屋の掃除・ガラス拭き・洗濯・釘を打つなど簡単な家事をする、仕事中疲れをいとわない、お金の節約、質素な生活、労働をしないで富を得ることを蔑視する、公共財を愛する

・小学校高学年

幸福な生活は厳しい勤労があってこそであることを知る、労働は財をなすことを知る、公共財は不可侵であることを知る、質素はわが国人民の優れた伝統であることを知る、労働模範行事を知る、農業労働と日々の労働を愛する、独立した初歩の生活能力を身に付ける、自分の手で生活環境を整理する、簡単な労働工具を用い社会服務をする、自分の労働で学び生活する、国家集団の財産の汚職・窃盗などに反対する、衣服は質素なものとする

つまり､個人生活において自分やその生活を支えるものを愛することに始まり､その後、集団、国家を愛するなど学年に従い、高度な愛国主義の教育内容となっている。

（４） 特別活動

「九年義務教育全日制小学、初級中学課程計画」（2002 年 11 月試行）によると特別活動は次のように規定されている[21)]。

特別活動は､「各活動は児童・生徒の主体性、創造性を発揮させ、児童生徒に政治、思想、道徳教育を受けさせ、視野を拡大し、手や頭を使い、才能を開発し、趣味、特長を進展させ､精神生活を豊かにし､心身の健康を増進させる」との教育目標が定められている。

また特別活動として毎日行われる活動は次のように分類が可能である。

- 朝の会（夕の会)、班団隊活動、体育鍛錬、科学技術文体活動、社会実践活動、伝統活動。
- 朝の会（夕の会)。国旗掲揚の儀式、時事政策に合わせた行為規範教育を進める。祖国を愛し、国家を大事にし、規則を遵守し、良好な行為規範を養成する。毎日 10 分程度。
- 班団隊活動。目的があり計画的に行う活発な集団活動を指す。組織・集団観念を強め、自我管理と相互交渉能力を養成する。
- 体育鍛錬。朝、授業の間に眼の体操、そのほかの体育訓練。
- 科学技術文体活動は科学技術、文芸、体育活動。学生が自ら参加し、趣味を増やし才能を開花させる。
- 社会実践活動。社会生産労働と社会服務、社会調査、参観訪問および軍事訓練等活動に参加し、学生が工場労働者、農民に接触し、社会を理解し、社会主義制度の優越性を認識し、労働者の感情と社会を愛する気持ちを強める。
- 伝統活動。国家の重大な節日、民族伝統日、科学技術節、体育節、芸術節、遠足等の活動。

また胡守棻によれば、学校内に中学生以上を対象とした学校共産党青年団活動をはじめとして学校内、あるいは学外の施設を用いて行われる課外活動がある[22)]。

・学校共産党青年団活動

1．青少年にマルクス主義、毛沢東思想の基本理論教育、革命理想教育、共産主義道徳教育、革命伝統と紀律教育、科学労働教育を行い、青少年に共産主義世界観を樹立させる。

2．青年に明確な学習目的を持たせる。

3．青年の生活健康、その徳智体の全面的な発展を促す。社会調査、参観訪問、雷峰に学ぶ、各種社会活動、公益労働、各種科学技術講座、基本知識を学び組織を発展させる活動。

・中国少年先鋒隊

中国少年先鋒隊は中国共産主義青年団指導のもと中国少年・児童を組織したもの。また彼らが首に巻く赤いハンカチーフである「紅領巾」は太陽を示したもので、彼らに紅領巾は革命烈士の鮮血が染まったものであると理解させることで中国建国の経緯を教えている。

具体的な活動は、先輩・英雄の故事、専門家の著作報告、文芸会、専門講座の挙行・参観、各種記念活動訪問、体育活動、夏のキャンプ、各種遊戯活動、科学技術、職業・農業教育、趣味活動、壁新聞・黒板新聞作成などである。少年・児童の趣味は多種多様であることから彼らの心身の発達にあわせ、生活を活性化するなかで活動を展開するという[23)]。また活動は、やさしいものから難しいものへ、簡単なものから複雑なものへ､教師により指導することから隊員の自治管理へと移行することが目標とされる。

・学生会

学生会は中学校以上で組織する。小学校ではただ学生会の基層組織を設けるのみである[24)]。学校党組織、学校行政、上級学校との協力、共産党青年団の援助の下、全校生徒が団結するものである｡学生会は班委員会を基層組織とし､すべての生徒が学業・道徳面で優秀であることを目標とする。ここでは生徒は国家の大事に関心をもち、積極的に社会活動、生産労働、公益労働、文体活動、学校生活に参加する。

・社会実践活動

工農業生産労働、手工労働、技術労働。

学校が児童・生徒に生産労働に参加させるには、児童・生徒を組織し学校付属の工場、農場の労働に参加、もう一つは農村の工場、農場で労働させる方法がある[25)]。彼らに直接労働者・農民と接触させ、どうやって労働者となり、どうやって田を植えるのかを理解させ、自ら労働者、農民の感情を理解させ、労働の意義、労働者、農民、肉体労働を軽視する思想を克服することを目的としている。

このほか家事労働も課外活動の一環としている。

また､青少年の思想道徳教育を強化するため､新疆ウイグル自治区教育工作委員会は小・中学思想道徳建設を目指し読書教育活動を行った[26)]。小学生道徳教育読本、中学生道徳教育読本等を読み、読書コンクール活動を行うなどの活動を行った。

（５） 地域をあげての道徳教育・特別活動の実践

次にこのような教育課程がどのように実践に移されているのかを広東省深圳を事例に見て生きたい。深圳は鄧小平が 70 年代末経済特区と定めたことから、香港と隣接するその地理的特性を生かし、積極的に外資の導入により経済発展を目指してきた地域である。そこで青少年学生組が深圳市民の思想道徳に関して 1,500 名の市民を対象に調査した結果を紹介することで地域における道徳教育・特別活動の実態を紹介したい[27)]。

深圳は移民都市で、若い人が比較的多く、青少年人口が多い。1990 年は「徳育年」であったため、青少年徳育工作指導小組で深圳市青少年徳育事業を行った。各区、鎮、村、学校で道徳教育指導機関が成立し、1992 年には「深圳市徳育現場会」が招集された。この時期、市内南山区では３年間、小中学生の犯罪はゼロであった。

深圳市では、青少年の道徳教育を請け負う社会教育施設を指す徳育基地が既に 400 余り用意されている[28)]。ここでは愛国主義教育、国防軍隊訓練教育、生産労働教育、科学芸術教育、革命伝統教育、改革開放教育を行っている。その一方で、学校、社区（地域）、家庭教育は「警学聯合崗」「家長学校（保護者学校）」「紅太陽家長夜間学校」「暇日学校」を設置し、社区教育委員会、校外教育小組、次世代関心委員会を成立させた。また市中級人民法院（裁判所）に青少年法廷を設け、青少年特有の犯罪解決を行った。

さて市南山区では、学校、家庭、社区教育で、学校、派出所、居民委員会、実践基地を組織、青少年は家、学校、社会、基地に所属され、この結果、彼らの愛国心、環境保護の意識が強化されたという[29)]。

このように、各級政府、各関連職能局、街道弁事処、村（居）委員会、住宅小区、その他各単位で道徳教育ネットワークを作っている[30)]。さらに専門の道徳教育指導機構設立の必要性が言われたことから、青少年社会事務局、青少年社会工作局、各共産党青年団指導機関と連携する政府青少年工作専門機構の設立、そして教育局政治教育処を復活させ徳育処とし、学校現場の道徳教育を管理する教育行政機関の設立が謳われた。

このように多様な道徳教育機関が様々な関連団体から生まれており、中国では単に学校で道徳教育が行われているだけでないことがわかる。

それでは学校現場ではどのような教育が行われたのだろうか。深圳中学校では生徒が「手をつなぎ心を連ねる活動」をし、愛国主義を基本とする人格健全教育と国旗の下で講話をするなどの活動を行った[31)]。また外国語学校では、一体両翼教育（愛国主義・集団主義・社会主義思想教育を主体とし、美育・外国語を両翼とする）、行知中学校では「真善美三字経」を常に念じるなどのスローガンのもと、道徳教育が実践された。

また、四川省でも省内小中学校における道徳教育が地域ぐるみで強化された[32)]。

四川省省委員会宣伝部、省教育委員会は教育関係者の意見を広く求め、次のように小中学生対象の道徳教育を実行に移した。

① 学校は「教育計画・大綱」に準じて計画的に目的にしたがい、小学校労働科、中学・高校労働技術科、社会実践科を実践するものとする。小学校高学年、中学生、高校生は規定の労働、社会実践課程の授業以外に、在校労働時間と祝日を利用して公益労働、社会活動に参加する時間を毎年最低でも各 20、30、40 時間とする。

② 学校の運動場、図書館、語学・音楽教室、パソコン教室、各実験室は全日開放する。課外活動時間、昼休み、午後、日曜日祝日、夏・冬休みも開放する。

③ 中学生の社会活動志願制度をつくる。環境保護、社区服務、文明宣伝等の活動に積極的に参加させる。

④ 学校周辺の社区教育資源を活用し、学校は積極的に新しい「学工、学農、学軍」の制度を作る。各教育部門と学校は、多様な形式で素質教育社会実践基地を設立することを通して小中学生が生産労働、社会実践など教育活動に参加する場所と条件を提供する。

⑤ 各単位、部門に所属する教育機構、愛国主義教育基地、青少年宮、博物館、体育館、映画館、訓練基地において小中学生が社会実践活動に参加できるようにする。児童・生徒の校内外社会実践活動参加、設備、管理のために一定の費用を徴収する。政府の指導の下、教育、物価及び関連部門との協力により徴収費用項目及び標準を定め、貧しい児童生徒には措置をとり、彼らに無料で社会実践活動に参加してもらう。

このように、全国各地で省あるいは市が主導して学校教育、地域教育としての道徳教育の重要性が認識され実行に移された。

３． カリキュラムの特色

中国における道徳教育のカリキュラムの特色として次の点が挙げられる。

第一に、中国における道徳教育の特色は、政治問題と深く関わっていることである。それゆえ、時事問題との関連で教育部から発布される通達によって教育内容が新しく付け加えられる。

例えば、中共教育部党組共産党青年団は学校現場に対して法輪功の政治的影響力を憂慮し、「キャンパスで邪教を拒絶する」活動を行うよう次のような通知を発した[33)]。

2001 年 1 月 23 日天安門広場で数名の法輪功会員による自死事件が発生した。―（中略）―。そこで学校において、各共産党青年団、少年先鋒隊、学生会、研究生会、学生社団などによって多様な反法輪功活動を展開する。また学校当局は法を守り科学を尊び、邪教を批判することを主要な内容とする宣伝教育活動を行い、新学期第一日目の隊会、班会の活動の主題とする。このほか「キャンパスで邪教を拒絶する」運動を展開し、法制講座、科学普及コンクール、文芸演出、社団活動など科学文明、健康向上のための文化科学技術活動を行い、加えて、校内放送、有線テレビ、パソコン・インターネット、広報、宣伝欄及び各種刊行物によって活動を宣伝する。

以上のような詳細な通達が各学校宛に出されたことから、各学校では道徳教育の一環として法輪功反対キャンペーンを組み込んだ。

第二に、教育課程で定められた道徳教育、特別活動以外の学校外教育に関しても教育部管轄の下、学校における教育と連動して様々な活動が行われていることである。

「中国教育学会少年児童校外教育専業委員会城区少年宮 2002 年工作会議は、北京で招集され、100 の少年宮の代表が城区少年宮でいかに素質教育を発揮できるのかを検討をし

た」との記事があるように、教育学会主導による少年宮における教育活動の評価が行われている[34)]。

また「2002年度中西部地区青少年学生校外活動場所建設」が専門家による修正、全国青少年校外教育工作聯席会議を経て財政部によって批准された[35)]。中西部は中国では最も発展が遅れ、そのため教育投資もほとんどなされなかった地域であるため、校外活動拠点の建設が急がれる地域であった。これら地域の青少年活動校外活動場所は、チベット自治区で210万元以外に、その他地区で120万元が支出された。この資金は、財政部予算のほか、国家予算で地区財政庁（局）、省財政部門の予算計画と工事の進展に応じて資金を支給するなど優遇措置が取られ、該当地区青少年の課外活動の場を提供した。

第三に共産党指導者の講和、指導がすぐさま学校現場の教育に影響を与えることである。

檀伝宝は、前国家主席江沢民の学校徳育関連論述を統計した[36)]。この結果、江沢民は教育問題に対して関心が非常に高い（年５回）こと、そして道徳教育に関する論述は年３回で教育問題のなかで核心的なものであったことを指摘した。具体的には江沢民は1989年教育関連問題53の論述の中、道徳教育を論じたのは33回で、道徳教育は彼の教育論述全体のうち62%を占めた。そのうち政治教育が25回、愛国主義教育が18回、思想教育が15回、道徳教育が14回、理想教育が12回、紀律教育が９回であったという。

また1989年第三次全国教育工作会議で江沢民は、思想政治教育は各学校で重要かつ尊重すべき教科であると述べ、生徒と人民の愛国主義、集団主義、社会主義思想を不断に高めることは素質教育の本質であると指摘したという[37)]。

その後1989-91年には、江沢民は近現代史教育、国情教育による愛国主義を強調し、1998-2000年にはさらに思想教育、道徳教育、紀律教育などの内容を重要視するなど積極的に道徳教育を評価している。このような国家主席の講話はすぐさま教育部の通達を通して学校現場に浸透した。そこで教育部党組は実施通知を行い、基礎教育司は小中学校で綱要を指導し、小中学校道徳教育課程を新しく制定した。

李玉先（教育部基礎教育司徳育処処長）によれば、「公民道徳建設実施綱要」（2002）は江沢民総書記の治国は徳治で以てするという思想を体現したもので、発布以後全国で影響が大きいという。2002年４月下旬、官製テレビ局である中央テレビ局は北京、上海、天津、重慶など四都市で公民道徳に関する教養番組（クイズ番組）、５月には全国省市「綱要」座談会を開催し、人々の関心を引いたという。このことからも指導者の見解と道徳教育の法制化、その学校現場への浸透が早期に実現される中国の特殊事情が見て取れる。

第四に少年事件、少年犯罪が報道されると、それをめぐって国家、省、市、県レベルの教育行政部門により再発防止の手立てとして道徳教育強化が現場に周知徹底されることである。

2000年２月27日午後、河南省洛陽市３名の小学生がゲームセンターでお金が足りなかったため、経営者を残忍にやり方で殺害した[39)]。これは国家指導者の関心を引いたこともあり、教育部は青少年の健康な成長を重視し次のような指示をした。

1　思想統一、思想認識を高め、指導を強化する。小学校で子どもの学習負担が重いことから負担を軽くするよう緊急通知を発し、大多数の省、自治区、直轄市で負担を

減らす規定を制定する。

2　中学生の課外活動を強化する。各教育行政と学校は科学知識を伝授し、創造発明、科学技術、科学実験等の活動、課外で映画、音楽、踊り、劇、絵画、書、工芸制作、切手集め、撮影等活動、テニス、球技、水泳、体操武術等体育活動を行う。

3　中学生の校外活動の計画指導。小中学生が四庁（ゲームセンター、映画館、ディスコ、カラオケ）に行かないため、関連部門・団体が校外活動基地など各種校外活動機関を利用し、組織の枠組みで小中学生に対して豊富な教育活動を行う。

4　各級教育行政部門は校外教育機関と学校活動場所を検査する。

つまり憂うべき事件の発生と同時に指導者が見解を示すことで、上意下達式にすぐさま学校、学校外の道徳教育関連機関で対応がなされるのである。

４．　我が国への示唆

このように中国では道徳教育に関してさまざまな取り組みをしてきた。とくに国家を挙げて地域、家庭、その他機関などの支援を得て道徳教育に取り組む傾向が強い。そのため日常生活レベルのしつけや常識に関する教育を除いては、わが国とはその建国の経緯が異なることもあり政治色が強いとの印象も受ける。それでも日本において文部科学省が地域や家庭の教育力の低下を食い止めるため地域ぐるみで道徳教育普及に必要な組織・体制を作っている点、生活に密着した道徳教育が学校現場で行われている点は中国と共通している。また両国とも教育方法に関してもさまざまな試みがなされ研究が進んでいる。わが国においても中国の道徳教育を参考にすることは、今後の道徳教育のあり方を再考する上で重要である。

註

1）「わが国義務教育「課程計画」の形成」2002 年 11 月 12 日。

2）http://www.cbe21.com/subject/politics/html/060302/20012/200122_211.html。

3）「九年義務教育全日制小学、初級中学課程計画」2002 年 11 月（試行）（九年義務教育課程計画（試行）学習指導）人民教育出版社、1992。

4）同上。

5）胡守棻『徳育原理』北京師範大学出版社、1989、p.189。楠山研「中国における徳育の実践と改革」江原武一編著『世界の公教育と宗教』東信堂、2003、pp.208-209。

6）謝国基『現代小中学徳育研究与探索』科学出版社、1999、p.38。

7）中国教育報 2002 年 12 月 30 日。

8）教育部「九年義務教育小学思想品徳課と初等中学思想政治課課程標準（修訂）の通知を発したことに関して」2001 年 10 月 17 日教基 2001、25 号。

9）小学思想品徳和中学思想政治教材編写委員会編著『九年義務教育六年制小学教科書思想品徳－第十一冊』人民教育出版社、2002、p.1。

10）中国教育報 2002 年 9 月 10 日。

11）中国教育報 2002 年 9 月 10 日。

12）http://www.cbe21.com/subject/politics/html/060302/20012/200122_211.html。

13）呉鋒『思想政治教育学』浙江教育出版社、1998、p.362。

14）http://www.cbe21.com/subject/politics/html/060302/20012/200122_197.html。 教育部「改進和加強中学政治課的意見」的通知。

15）2001 年 1 月 31 日教育部「全日制普通高級中学課程計画（試験修訂稿）」的通知。

16）王梅「政治科は愛国主義の道」、http://www.cbe21.com/subject/politics/html/060302/20012/200122_211.html。

17）中国教育報 2002 年 10 月 18 日。

18）「中学政治課はいかに定めるか」、http://www.cbe21.com/subject/politics/html/060302/20012/200122_211.html。

19）http://www.cbe21.com/subject/politics/html/060302/20012/200122_211.html。

20）魯・『徳育新論』江蘇教育出版社、1994、p.170。

21）前掲３）書。

22）前掲５）書、p.192。

23）同上、p.194。

24）同上、p.195。

25）同上、p.199。

26）中国教育報 2002 年 7 月 12 日。

27）楊克棋「珠江三角州学校徳育研究」馮増俊『珠江三角州教育現代化研究叢書・中国教育現代化之路・アジア四小龍、珠江三角州教育役権的時代啓示』広東教育出版社、1996、p.256。

28）同上、p.257。

29）同上、p.260。

30）同上、p.260。

31）同上、p.258。

32）「四川省第四次小中学徳育工作会のテーマの一つ　小中学で実践教育を強化する」、http://www.cbe21.com/subject/politics/html/060302/20012/200122_211.html。

33）2001 年 2 月 1 日、教党 2001、１号。

34）「全国城区少年宮工作会議招集」中国教育報 2002 年 4 月 29 日。

35）「2002 年度国家青少年学生校外活動場所建設項目及び資金の通知交付に関しての校外聯函」2003 年 1 号。

36）檀伝宝「加強和改善徳育工作的政策基礎―対江沢民有関学校徳育論述的文献分析」袁振国『中国教育政策評論』教育科学出版社、2001 、p.163。

37）同上、p.169。

38）「少公民道徳建設」中国教育報第 216 期 2002 年 4 月 23 日。

39）教育部弁公庁「小中学生の課外生活を合理的に強め、小中学生の安全保護に関する工作の通知に関して」2000 年 3 月 29 日教基 2000、４号。

参考資料

小中学・高校徳育工作規程（1998 年３月 16 日、国家教育委員会）

第１条　小中学・高校徳育工作を高めるため、中華人民共和国教育法及び関連規定により本規程を規定する。

第２条　徳育はすなわち学生に対して政治、思想、道徳、心理品徳教育を進めることで、小中学・高校の素質教育の重要な部分で、青少年学生の健康な成長と学校事業を導き、力となり、保障する作用となる。

第３条　マルクス主義、毛沢東思想、鄧小平理論を指導とし、政治を尊重することを第一義とする。

第６条　小中学・高校段階の具体的な徳育目標、内容、実施は国家教育委員会発布の「小学徳育綱要」「中学徳育綱要」に照らし実施する。

第１０条　国務院教育行政部門は全国小中学・高校徳育工作の方針政策基本規章を制定し、ひろく全国の小中学・高校徳育、校外教育、工読教育を指導する。

第１１条　国務院教育行政部門と省人民政府教育行政部門は小中高徳育工作職能機構を設立し、市・県人民政府教育行政部門は地区の実際により職能機構を設置する。

第１２条　各教育行政部門は徳育科学研究部門と学術団体により徳育研究員行政管理人員、小中学教師と密接に協力し、課題研究を行う。さらに徳育科研究員は国内外の学術交流活動に参加することを条件とする。

第１４条　小中学・高校の徳育工作は校長が責任を持って指導管理する体制である。

第１８条　思想品徳科、思想政治科は小学生、中学生の必修課程である。教材は、教科書、参考書、掛け図、図冊、映像教材、ソフト。

第２０条　地方人民政府教育行政部門は具体的に思想品徳科、思想政治科の教育工作を指導し、国務院教育行政部門の課程教育計画「課程標準」を貫徹する。

第２２条　小中学・高校は、必ず「中華人民共和国国旗法」及び国家教育委員会「中華人民共和国国旗法、小中学・高校で厳格に国旗を昇降する制度に関する通知」の要求によって国旗掲揚をする。

第２３条　小中学・高校は毎年国家の重要な節日、記念日、民族伝統日に教育活動に引率する。

第２４条　各教育行政部門と小中学・高校は校会、班会、団会の社会実践機関を保障する。小中学・高校は毎学年１－３日、５日、７日の期間、計画的に学生を組織し徳育基地、少年軍校、その他適宜の場所で参観、訓練等社会実践活動を行う。

第２５条　各級教育行政部門と小中学・高校は「小学生守則」「中学生守則」「小学生日常行為規範」「中学生日常行為規範」を貫徹し、良好な校風を形成する。

第２６条　小中学・高校は定期的に児童生徒の品徳行為を評定し、「三好学生」「優秀学生幹部」（中学）、優秀班・集団を選ぶ。評定の標準、方法、順序は「中学徳育大綱」「小学徳育大綱」により施行する。児童生徒の品徳行為評定の結果は本人及び保護者に通知し、学生手冊に記入し、児童生徒の進学、就業、軍隊入隊

の審査の一つとする。

第３９条　小中学・高校は家長（保護者）委員会をたて、学校、保護者接待日、保護者会、家庭訪問などで保護者が正確な教育思想をもち、教育方法を改め、家庭教育の水準を高めるようにする。

（朝倉美香）

シ ン ガ ポ ー ル

１．　シンガポールにおける道徳教育の歩み

（１）シンガポールの歴史的・社会的背景と道徳教育の開始－1960・70 年代

シンガポールは 1965 年の完全独立以来、わずか 40 年ほどの間にめざましい経済発展を遂げ、各種の経済・社会指標を眺めれば既に先進国の水準に達している。だが、淡路島程度の面積しかない無資源の国土に、華人系（Chinese)、マレー系（Malays)、インド系（Indians）といった言語も宗教も異なる民族集団を抱えた同国が、今日の繁栄を得るのは決して容易なことではなかった。

シンガポールの学校制度

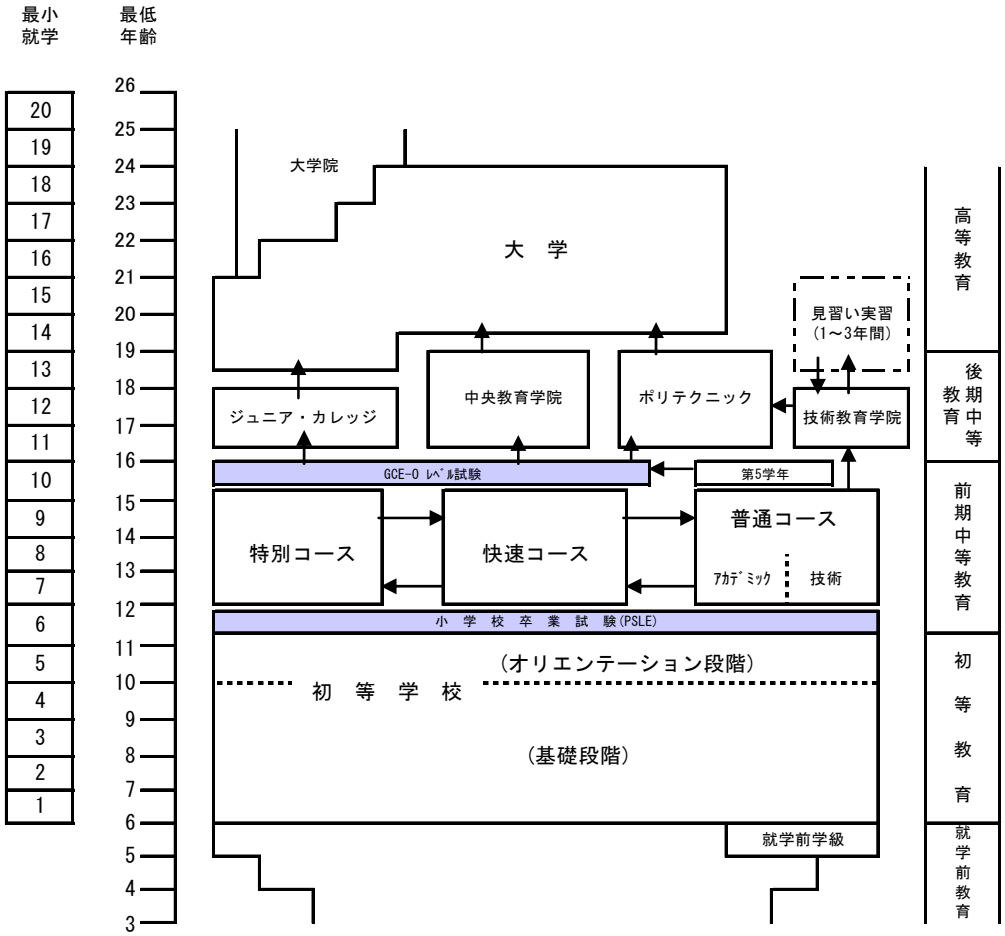

1819 年に英国の植民地行政官ラッフルズが上陸した当時、この島はマレー人 120 人、中国人 30 人ほどが住む小さな漁村に過ぎず、ほぼ無人の状態であったといわれる。その後、1824 年に英国の正式な植民地となり、枢要な貿易拠点となったことで、19 世紀後半にはアジア各地から出稼ぎ移民が大挙渡来し、1959 年に内政自治権を獲得した頃には、その住民の約８割が海外出生者で占められていた。しかし彼らは、民族や出身地域、宗教、方言等の言語集団、英語校や華語校などの教育歴で分離し、その帰属意識は各々のコミュニティや郷里へと向けられていた。強力な先住民族や土着文化も存在しない(1) この国には、そもそも移民集団を糾合し、国民形成や社会統合を図るための価値や原理といったものがなかったのである。

従って、リー・クアンユー（Lee Kuan Yew：李光耀）ら、与党・人民行動党（People's Action Party: PAP）の政府指導者は、各民族固有の文化的アイデンティティを尊重しながらも、一方で同胞意識や市民意識を醸成し、“シンガポール人らしさ”（Singaporean-ness）という人為的・観念的な国民性を創出・教導する必要に迫られることになった。そこでは、「国家の生き残りはまさに価値教育プログラムの成功如何にかかっていると考えられていた」（Gopinathan, p.131）のである。

具体的には国民意識育成のための下記のような教科や課外活動が導入されていった。

・1959 年…教育省が「倫理」（Ethics）科を小中学校に導入。人格形成の基盤を育成するために、‘礼儀正しさ’‘正直’‘忍耐’‘親切’といった徳目を取り上げた。

・1966 年…65 年のマレーシアからの分離・独立にともない、マレー語を中心とした三言語教育から、英語と民族母語（華語、マレー語、タミル語）による二言語教育を開始。また、全ての小中学校で国旗掲揚・降納の式典を毎朝夕に実施し、国歌と国民誓詞を斉唱することが義務化された。

・1967 年…教育省は「倫理」科に代わって、必修・無試験科目の「公民」（Civics）科を小中学校に導入し、68 年までに全ての華語校、英語校で採用された。小学校では‘愛国心’‘忠誠心’‘市民意識’といった徳目が追加され、中学校のシラバスは‘個人’‘家族’‘学校’‘コミュニティ’‘国家’‘世界’の６領域に再構成された。

・1969 年…中学校に「軍事教練隊」（National Cadet Corps：NCC）や「警察教練隊」（National Police Cadet Corps：NPCC）、赤十字活動やボーイ／ガール・スカウト活動といった課外活動が導入され、その貢献度が上級学校へ進学する際の重要な評価項目として加えられるようになった。

・1974 年…急速に変化する経済・社会状況に対応し、教育省は、教科数を削減して二言語教育に注力するために、小学校段階の公民、歴史、地理の各教科を統合して、新たに「生活教育」（Education for Living: EFL）を導入した。公民を小１・２年で週３時間、歴史と地理を３・４年で週５時間、５・６年では週７時間に配分し(2)、担当教員は 30 時間の研修を受けた。EFL は各民族の文化的・歴史的遺産をより良く理解するために、各々の民族母語を用いて教授され、‘愛国心’‘忠誠心’‘国民の責務’‘東洋と西洋の良き伝統’‘多民族･多文化の協調’

‘国家の歴史的・地理的環境’といった徳目が強調された。

中学校段階では、引き続き「公民」に週 1 時間が配分され、EFL と同じく民族母語を用いて教えられた。しかし EFL のような特別な教員研修は行われず、マレー語とタミル語については教科書も用意されなかった。

（２）『道徳教育報告書』と「宗教知識」科の導入－1980 年代

60 年代後半になると、PAP・政府指導層は、急速な英語化社会への移行と経済成長が、青少年の間に過度の個人主義や快楽追求、浪費指向といった“西欧的不徳”を蔓延させ、勤労や献身、孝行や敬老といった“アジア的美徳”を浸食していると危惧し始めるようになった。特に、1979 年に出された二つの報告書は、EFL をはじめとする道徳教育がこのような精神的退廃を防御する役目を十分に果たしていないと厳しく指弾した。その一つはリー首相の側近であったゴー・ケンスイ（Goh Keng Swee：呉慶瑞）教育相（当時）がまとめた『教育省報告書』、もう一つがオン・テンチョン（Ong Teng Cheong：王鼎昌）交通・通信相（当時）がゴー教育相に提出した『道徳教育報告書』である。

前者は、小学校の EFL で取り上げられている題材について、「そのほとんどが無用。コミュニティセンターの役割とか、政府が設けたクリニックの機能とか、そのような題材は子どもの倫理観の育成にほとんど意味がない」とし、中学校の公民科も「国会議員ですらあまり知らないような憲法の細目を教えたりと、的はずれな内容だ」（Goh, p.1-5）と厳しく批判した。そして、「英語による教育へと大勢が移行する中、文化喪失（deculturisation）の危険性は無視できない。これを克服する方法は、子どもたちに自分たちの文化の歴史的起源を教えることである。華人系の中学生には華語で漢代の儒教国家の成立に至る中国黎明史を、インド系にはインド古代史を、マレー系には先祖と群島の初期の歴史を教えることである」（Goh, p.1-5）と、アジアの伝統や歴史、文化遺産に関する教育の重要性を説いた。また、同報告書を受け取ったリー首相（当時、現上級相）は、その回答の中で「華語の教授と学習において最も重要なのは、社会的・道徳的行為の規範を伝承することである。第一には個人、社会、国家に関する儒家の思想や考え方である」（Goh, p. v）と述べ、儒教思想への傾倒を窺わせた。

後者の『道徳教育報告書』は、「小学校の EFL と中学校の公民科の間に連続性がない」とシラバスの不整合を指摘し、取り上げられている題材についても、EFL は「特定の題材に時間配分が偏っている」「年齢段階に合っていない」「繰り返しが多く退屈」、公民科は「社会科的な要素が多く、徳目が少ない」「概念が抽象的過ぎる」「“やれ”（do’s）・“するな”（don’ts）が多すぎ、“なぜ”（Why）や“どのように”（how）の説明が不足」とその欠点を列挙した（Ong, pp.4-7）。そして、日本、台湾、ロシアの道徳教育の内容を比較検討して、テーマとトピックを「個人」「社会的責務」「国家への忠誠心」の３領域と６分野（3）に整えるとともに、「宗教の学習は道徳的な価値を教えるのに役立つ」（Ong, p.12）との見解を示して、将来の宗教教育の導入を示唆した。

両報告書の提言を踏まえて、1981 年に小学校で『良き市民』（*“Good Citizen”*）、中学校で『成長と生活』（*“Being and Becoming”*）という新しい教科書が発行され、関連教材の

充実、生徒の主体性や活動経験を重視した教授法の導入などが図られた。そして、1984 年には必修・試験科目として、中学３・４年生に「宗教知識」（Religious Knowledge）科の導入が始まり、儒家倫理（Confucian Ethics)、聖書知識、仏教学、イスラーム知識、ヒンドゥー教学、シーク教学という６つの宗教が採用された。だがこの中でも特に重視されたのが「儒家倫理」であった。当時は折から欧米の学者らを中心に、日本や NIES 諸国の経済成長を儒教文化と関連づける“新儒教主義”（Neo-Confucianism）が喧伝された時期でもあり、リー首相やゴー教育相は「20 世紀に高度成長を志す国にとって、儒教倫理は個人の行動指針として重要」（Kuo, pp.12-13)と訴えて、連日儒教キャンペーンを繰り広げた。

実際の「宗教知識」のカリキュラム内では、その「合理化」（rationalization of religion）が施され、例えば儒教は女性軽視に関する部分は削除され、仏教では「自己信頼、寛容、慈愛、同情といった価値観へと翻案されて、その教義上重要な儀式性は否定され」、いわば「プロテスタント的仏教徒」（Hill, pp. 201-205）の育成が試みられたという。このため儒家倫理を柱とする「宗教知識」科の設置と一連の宗教の合理化は、結局、献身的で、集団指向的な職業倫理の育成と労働生産性のさらなる向上、そして“修身・斉家・治国・平天下”の教えに基づいた既存の政治秩序の強化を意図するものとして受けとめられることになった。

華人文化を強調するこのような政策に対して、やがてマレー系やインド系から不快感が示されるようになった。PAP は建前として民族や言語の平等、多種族主義を唱えているが、実際には華人文化や華語を非華人系に対して強要しようと企んでいるのではないかーそのように警戒感を抱いた非華人系は決して少なくなかった（Gopinathan, p.133)。また李らの期待に反して、1989 年度に儒家倫理を選択履修した中学３年生はわずか 17. 8%に止まり、代わりに仏教学 44. 4%、聖書知識 21. 4%という結果であった（Kuo, p.17)。加えて青少年の間で宗教熱が昂じ、その布教・勧誘活動をめぐって各宗教団体の間で衝突さえ生じるようになった。このため宗教知識科は 1990 年に必修から外されることになった。これに代わって中学校では、全民族共通に英語版の教科書を使用した「公民・道徳教育」（Civics and Moral Education：CME）が導入されることになった。

（３）「国民共有価値」と「家族価値」の顕揚－1990 年代

しかし、政府は「宗教知識」と入れ替えるように、1991 年に下記５つの価値項目からなる「国民共有価値」（Shared Values）を発表した。

①コミュニティよりも国家、個人よりも社会の優先(Nation before community and society above self)
②社会の基本単位としての家族　(Family as the basic unit of society)
③個人の尊重とコミュニティによる支援(Community support and respect for the individual)
④争いではなく、コンセンサス(Consensus, not conflict)
⑤種族的・宗教的な調和(Racial and religious harmony)

この「国民共有価値」の嚆矢となったのが、1988 年にゴー・チョクトン（Goh Chok Tong：

呉作棟)第一副首相兼国防相（当時、現首相）が行った“国家イデオロギー”(National ideology)構想に関する演説である。ゴー副首相は、シンガポールの経済的な繁栄は、他の成功した東アジア諸国と同じ文化的基盤、とりわけ「儒家倫理」(Confucian Ethic)を共有していたことでもたらされたと説き、「もしも我々がこの繁栄を続けたいのならば、勤労、倹約、犠牲心といったコア･バリューを失ってはならない」(Goh, p.15) と唱えた。そして自国を「長い歴史を持つアジア文明の一部」と位置づけ、西洋に同化された“偽西洋社会”（pseudo-Western society）へと堕すことがないよう、インドネシアの“パンチャシラ”(Pancasila)やマレーシアの“ルクネガラ”(Rukun-Negara)を引証しながら、「明確な国民倫理(national ethic)の形成が緊要である」(Goh, p.15)と主張した。

このように、国家イデオロギー構想、即ち「国民共有価値」もまた、1970 年代に説かれたアジアの伝統文化、とりわけ儒教に秘められているとされた経済的な効能と、西洋文化に対する文化的・精神的な防御という二つの側面から要請されたといえるだろう。

そして、1994 年にはコミュニティ開発省が、「国民共有価値」を家族に関わる事項に読み替えて、日常生活で留意すべき実際的な価値として、下記５つの「シンガポール家族価値」(Singapore Family Values) を発表した。

①愛情、配慮、思いやり (Love, care and concern)
②相互尊重 (Mutual respect)
③孝行責任 (Filial responsibility)
④参加 (Commitment)
⑤コミュニケーション (Communication)

現行の小学校の道徳シラバスは、その改訂にあたり、「取り上げている５つのテーマは、個人から始まり、家族と学校へ、そして社会と国家へと敷衍される構造関係を反映している。個人から国家へと拡大される関係構造について、『国民共有価値』や『シンガポール家族価値』、また『期待される教育成果』で唱えられている重要な価値や原理を手本として、その知識や技術、態度を子どもたちに教えなければならない」(*CME Syllabus*, p.6) と説いている。

後掲図１のように「国民共有価値」や「家族価値」の各項目は、小中学校の CME の教科書・教材にも明記され、ワークシートなどの具体的な記述部分にも幾度となく登場し、その普及徹底が図られている。この中で強調されている国家優位の有機体的な社会観、集団の意志が個人の意志に優先する倫理基準、そして儒教的な世界観は、今回のシラバス改訂でより明確に描き出されたといえるだろう。

(４)「期待される教育成果」－21 世紀対応の教育目標

1998 年に教育省は、「期待される教育成果」(Desired Outcomes of Education: DOE) という中期的な各教育段階の教育目標を提示した。教育省はこれを知識経済とグローバリゼーションに対応し、今後のカリキュラム計画・開発、評価の基礎となる基本理念と位置づけている。下記のように、これは各教育段階において期待される人間像とその能力指標を示したものでもあり、既述のように今回の CME のシラバス改訂においても参照された。

小学校 DOE
✦正しいことと間違っていることを判別する ✦他者と共有し、他者を先に立てる ✦他者と友情を築く ✦物事に対する好奇心を持つ ✦自分自身のことを考え、表現する ✦仕事に誇りを持つ ✦健康な生活習慣 ✦シンガポールを愛する（love Singapore）
中学校 DOE
✦道徳的信義 ✦他者へのケアと思いやり ✦チームの中での協調性と全体への価値ある貢献 ✦冒険心（enterprising）と革新性（innovative） ✦継続教育のための幅広い基礎的教養（broad-based foundation） ✦自身の能力に対する自信 ✦芸術的教養 ✦シンガポールのことを知り、信じる（know and believe in Singapore）
高校（ジュニア・カレッジ）DOE
✦柔軟性と固い決意 ✦健全な社会的責任感 ✦他者への働きかけの在り方 ✦冒険的で創造的な精神（entrepreneurial and creative spirit） ✦自分で考え、創造する力 ✦エクセレンスに向けた努力 ✦人生を楽しむ ✦シンガポールの進むべき道を理解する（understand what it takes to lead Singapore）
中等後教育・大学 DOE
✦道徳的公正、自身の文化への愛着と異なるものへの理解と尊重、家族・コミュニティ・国家への責任感 ✦多種族主義（multiracialism）と実力主義（meritocracy）の原理への信望、国家的制約の尊重と機会の探求 ✦洗練された社会の構築 ✦忍耐力、仕事へのプライド、他者との健全な協働 ✦考え、合理的に判断し、将来に自信を持って望み、逆境に直面しても勇敢に信念を持って挑む ✦探求し、分析し、知識を応用する力 ✦革新性(innovative)－絶えず前進しようという心、生涯学習の習慣、創業精神(enterprising spirit) ✦グローバルに考え、シンガポールを愛する（Think global, but rooted to Singapore）

このように DOE は、“革新性”（innovative）、“冒険心＝創業精神”（enterprise）、“創造性”（creative）といった能力指標を重視する一方、シンガポールに対する忠誠心や市民意識も引き続き要請している点で特徴的である。

２．　道徳カリキュラムの特色

（１）道徳関連教科の概要

①教科の名称と使用言語…小学校「公民・道徳教育」（Civics and Moral Education: CME）では民族母語を使用。中学校 CME や高校「公民」（Civics）では英語を使用。

②授業時間数…小学校（６年間）の CME は１－３年生が週２時間、４－６年が週３時間、中学校（４／５年間）の CME では週２時間。高校段階に相当するジュニア・カレッジ（JC, ２年間）や中央学院（Centralized Institute: CI, ３年間）では、「公民」を１モジュール 30 時間という形式で実施する。

③シラバスや教育目標…教育省のウェブ・サイトでは、CME や「公民」のシラバス、推薦図書、マルチメディア教材などのリソースを紹介・配信している。各シラバスは後掲の表１～３のように、学習目標、概念、活動内容、評価法を明示している。

（２）小学校段階「公民・道徳教育」の特色（図１～12、表１）

図のように小学校段階では、主要民族の民族母語別に教科書が作成されているが、ここで興味深いのは、取り上げられている題材のほとんどが同じ内容・イラスト（図２～10、図 12）で構成されているということである。“環境美化”や“公共倫理”、“総合防衛”など、シンガポール市民が等しく備えるべき責務や倫理観が重視・強調されていることが窺える。

高学年になると、各民族の偉人の業績や伝承（図 11）が入ってくるが、各民族母語の教科書を比較すると、華語版にこの種の題材が多く、“孝行心”“自己犠牲”“愛国心”といった儒教的なテーマがやはり目立っている。また、図８のように品性高潔で清廉な国会議員（現在 84 議席中 82 議席が PAP 議員）が政治を行っているという内容については、「国民共有価値」制定時の大統領勅書の次の文言を想起させる。「華人コミュニティは、国家イデオロギーの抽象的な価値について、具体的で生きた事例である儒教の教えを利用すべきである。…例えば、聖人である“君子”による統治という考え方がある。彼は人々に対して正しい行いをする義務があり、人々の信頼と尊敬を得た人物とされる。西洋では政府はできるだけ権力が制限され、常に懐疑の目で見られなければならない。わが国には西洋の考え方よりも、こちらの方が適している」（*Shared Values*, p.8）。

（３）中学校段階「公民・道徳教育」の特色（図 13～16、表２）

読み物が中心となる小学校と異なり、中学校ではワークブック形式に教材が編まれ、生徒が各自記入し、相互に討論や活動を行うような工夫がなされている。題材には、学校生

活や地域、家庭内の出来事など日常の素材が取り上げられ、生徒の興味を引きつけるようなものが多い。高学年では“男女交際”や“労働規範”など年齢に見合った題材も見られる。

また、３年前期の教科書（図16①）は、ほぼ全てが「宗教知識」に関する題材（教義、結婚や葬式の方法、祭事など）で埋められ、必修から外された「宗教知識」の内容が実際には今日も教えられていることが分かる。

（４）高校段階「公民」の特色（表３）

高校の「公民」は、“リーダーシップへの挑戦”（Challenge of Leadership）というテーマで貫かれている。「学生は明日のリーダーたちである。彼らの才能を伸ばし、わが国のリーダーシップを引き続き更新し維持する必要がある。その最も優れた人材の幾人かが、国家の統治や管理を率いるような指導層に就くようにしなければならない」（*Civics Syllabus*, p.2）というのがその理由である。

その内容には、リーダーシップの役割や特徴を説くとともに、自国の政治や経済の発展史など、あたかも歴史教育と見間違うような題材が数多く盛り込まれている。リー前首相などの為政者のリーダーシップや業績、PAP の治世に関する肯定的な評価・記述が多数散見できることもその特徴である。また、「日本式の“水平な出世街道”方式」や品質向上サークル、“kaizen”といった日本企業の経営手法が取り上げられているのも興味深い。儒教思想に支えられているとする日本や韓国など東アジア圏の労働倫理がやはり称揚されているのである。

３．　特別活動カリキュラムの特色

（１）特別活動の概要

①教科の名称…課外活動（Co-Curricular Activities：CCAs）。近接領域科目として、プロジェクト・ワーク（Project Work）や国民教育（National Education）がある。

②授業時間数…小学４－６年は任意参加。中学校では、最低一つの CCAs に所属・参加することが求められる。高校段階では参加は任意。時間数は特に定められていない。

③シラバスや教育目標…教育省のウェブ・サイトに、特設コーナーが設けられている。なお、2003 年から高校の CCAs の評点が大学入学にあたってボーナス･ポイントとして加算されることになり、その評価基準が新たに規定された(4)。

（２）種類

①学校行事

・朝会…国旗掲揚・国歌斉唱

・集会活動…週１回、校長等の教員訓話

・入学式・卒業式

②クラブ活動

・ゲーム&スポーツ…各種スポーツやアウトドア、レクリエーション活動など。
・クラブ&委員会…芸術、コンピュータ、サイエンス、図書など。
・奉仕活動…自治会、ピア・サポート委員会など。
・制服活動…ボーイズ／ガールズ・スカウト、NCC、NPCC、赤十字活動、鼓笛隊など。

③プロジェクト・ワーク…2000 年から小中学校段階に導入。批判的思考力、情報分析力、創造性、リーダーシップ、チームワークの育成を図るための探求学習活動で、2003 年から高校卒業資格試験や大学入学者判定の試験科目に採用された。

④国民教育…（３）を参照

⑤学校間・国際交流…学校区や全国区でのスポーツ競技大会や行事活動（独立記念式典やユース・フェスティバル、制服活動行事など）、国際競技大会や国際会議への参加。

（３）「国民教育」の特色

1997 年から同国では、「国民教育」（National Education:NE）プログラムが導入され、児童・生徒の興味・関心、参加・行動を促すような教授法を用いた愛国心教育が実施されている。具体的には、史跡や公共施設への学習旅行、コミュニティ奉仕活動、国家行事（独立記念日、総合防衛日、種族協和の日、国際友好記念日、ユース・フェスティバルなど）への参加、スカウト活動、兵士や警察による安全講習、国際間・ASEAN 内での競技会や青少年交流といった多種多様な活動が行われており、毎年、優れた NE 活動を行った学校には、リー･クアンユーNE 賞が授けられている。

NE の開始にあたって、リー･シェンロン(Lee Hsien Loong: 李昇龍)副首相（次期首相に内定）は、強調すべき教育目標として、①シンガポール人意識と愛国の精神、②同国史、特に独立前後の現代史、③無資源・小国の制約と脆弱性、その克服のための努力、④実力主義(meritocracy)、多種族の平等、誠実で有能な政府などの社会的･政治的価値の４点を挙げ、小学校から高校までの全ての教育段階において教えられるべきであると説いた(5)。後掲の表１～３のように、そのエッセンスは全て新しい道徳教育カリキュラムに採り入れられている。

４．　我が国のカリキュラム開発への示唆

リー副首相は上述のNEの必要性を語る演説の中で､特に日本の道徳教育を取り上げて、次のように称賛する。「日本は長い歴史とユニークな特色を持った国であり､団結した集団志向の強い国である。にもかかわらず、日本の学校は早い段階から日本の文化、価値、歴史、地理、政治や経済などを教えている」､「日本は“集団のメンバーは全員平等である”という価値観を長きにわたって教えている。“han”(班)活動ではメンバーが一緒に行動し、毎日掃除をし、給仕をし、食事を共にする。スポーツ行事では、個人ではなく、主にチームで行動して競い合う。できない子どもも含めて、全員が活動に参加し、貢献する」。同国において日本は、かつての『道徳教育報告書』や「宗教知識」科での儒教教育、そして現在のカリキュラムにも見られるように、理想とすべき道徳教育の模範国のひとつとして例証

されることが非常に多い。発信型の教育交流を志す我が国はこの点を強く自覚し、今後も発信内容を精査して、引用情報の正誤を指摘していくべきだろう。

反対に我が国は、シンガポールの異民族･異文化間での相互理解教育、多言語を利用した教育活動､リーダーシップの育成などの面でその教育経験から学ぶ点も多いと思われる。また、同国は能力主義教育制度の導入によって、既に数理科の学力では日本や韓国を抜いて世界トップに位置しているわけだが、その一方で低学力児童・生徒の心のケアの問題にも研究と実践を重ねてきた。我が国も今後、学力格差の拡大とそれにともなうケアの必要性が求められてくることが予想され、その面でも同国の研究・教育実践は有用な参照事例となるだろう。

注

（１）シンガポール共和国憲法は、マレー系を“先住民族”（indigenous people of Singapore）と定めているが、人口比では 13.8%（2003 年度数値）を占めているに過ぎない。

（２）授業時間は、小学校で１コマ 30-35 分間、中学校では 35-40 分間。

（３）「個人」は「生活習慣の形成」「人格形成」､「社会的責務」は「コミュニティへの所属意識」「文化遺産の尊重」､「国家への忠誠心」は「愛国心」「国家形成の精神」の６分野。

（４）A New Way of Grading the Co-Curricular Activities of Pre-University Students, *Press Release*, 24 February 2000, Ministry of Education Singapore. 教育省は CCAs の評価基準を、参加意欲(Participation)４点、自己開発(Enrichment)４点、達成度(Achievement)４点、表現力(Representation)７点、リーダーシップ(Leadership)７点、奉仕精神(Service)４点の５指標・合計 30 点とし、“PEARLS”と名付けた。合計得点は５点毎に区切られ、６段階（５～０）のボーナス・ポイントとして、大学入学審査に反映される。

（５）Lee, Hsien Loong, National Education, *Speeches,* 17 May 1997, Ministry of Education Singapore, 1997. 同国教育省ホームページ公開資料のため、頁番号は無い。

参考資料・文献

・Ong, Teng Cheong and Moral Education Committee, *Report on Moral Education 1979*, Ministry of Education Singapore, 1979.

・Goh, Keng Swee and study team, *Report on the Ministry of Education 1978*, Ministry of Education Singapore, 1979.

・Gopinathan, S., Being and Becoming: Education for Values in Singapore, Cummings, William K., Gopinathan, S., and Tomoda, Yasumasa (eds.), *The Revival of Values Education in Asia and the West*, Pergamon Press, 1988, pp.131-145.

・Yip, John Soon Kwong and Sim, Wong Kooi, *Evolution of Educational Excellence: 25 Years of Education in the Republic of Singapore*, 1990, Longman.

・The Government of Singapore, *Shared Values*, The Singapore National Printers, 1991.

・Kuo, Eddie C.Y., *Confucianism as Political Discussion in Singapore: The Case of an Incomplete Revitalization*, Working Papers No.113, Department of Sociology, National University of Singapore, 1992.

・Hill, Michael and Lian, Kwen Fee, *The Politics of Nation Building and Citizenship in Singapore*, Loutledge, 1995.
・Chew, Joy Oon Ai, Schooling for Singaporeans: The Interaction of Singapore Culture and Values in the School, Tan, Jason, Gopinathan, S. and Ho, Wah Kam (eds.), *Education in Singapore: A Book of Readings*, Simon & Schuster, 1997, pp.75-91.
・Tan, Tai Wei, Moral Education in Singapore: A Critical Appraisal, Tan et.al., (eds.), *Ibid.*, pp.93-105.
・ Goh, Chok Tong, Our National Ethic, *Speeches*, Vol.12, No.5, Ministry of Communications and Information, 1998.
・田中恭子「シンガポールの儒教教育」『アジア研究』第 37 巻第 1 号、1990 年、1-34 頁。
・池田充裕「シンガポールにおける国民共有価値（Shared Values）の制定過程に関する一考察」筑波大学比較・国際教育学研究室『比較・国際教育』第 6 号、1998 年、33-48 頁。
・池田充裕・手嶋將博「マレーシア・シンガポールー複合社会の教育政策と多民族共生への課題」天野正治・村田翼夫編著『多文化共生社会の教育』玉川大学出版部、2001 年、293-311 頁。
・池田充裕「シンガポールー“アジア的価値”を志向する教育」村田翼夫編著『東南アジア諸国の国民統合と教育－多民族社会における葛藤』東信堂、2001 年、84-98 頁。

（池田充裕）

表１．シンガポール「公民・道徳教育」（小学校）シラバス（2000 年改訂版）

１．人格形成（Character Building）				
題目	学習目標	概念	活動内容	価値
小学校低学年（１～３年生）				
自己の理解と発達	肯定的な自己概念を表現する	自己概念、自尊心	肯定的な自己概念を形成する／失敗・挫折にも前向きに立ち向かう	自尊心、自分への愛情
個人の責任と自己鍛錬	個人の責任や説明責任の必要性を理解する	個人の責任	配慮して課題を処理する／質の高い仕事を行う／勉強と学業以外の分野の両方に取り組む	責任感、勤勉、参加
		自己鍛錬	整理整頓の習慣を身に付ける／基本的な礼節／資源を有効に利用する／学校と家庭での安全への注意	気づかい、責任感、我慢強さ
誠実な人間になる	誠実さを発揮する	正直さ 道徳的向上心	誰に対しても誠実に行動する／人の意見に耳を傾ける／他人の特性を尊重する	正直、信頼感、尊敬
小学校高学年（４～６年生）				
自分への自信	自信や、より良くなるために自分の長所を伸ばしていこうという意欲を持つ	自尊心	自分の長所を見極め、伸ばしていく／自分の能力や潜在能力を知る／機会を捉えて、自分の長所を発揮する	自分が存在する価値を信じる
長所を発揮する	成功するためには、忍耐力、勤勉、責任ある行為が必要であることを理解する	個人の責任	質の高い仕事を行う習慣を身に付ける／責任ある意思決定／生涯学習／長期的・短期的な目標の設定／課題に挑むために、常に向上心を持つ	責任感、勤勉、忍耐力、学ぶことを愛する
公平であること	あらゆる環境において公平な決定を行う	公平さ	誰に対しても公平に接する	公平、客観性
道徳的勇気を持つ	道徳的に正しいことを支持する勇気を持つ	道徳的勇気	あらゆる状況において真実を守る／悪事を許すと、どのような結果となるか知る	道徳的勇気、誠実
２．家族との結びつき（Bonding with Family）				
題目	学習目標	概念	活動内容	価値
小学校低学年（１～３年生）				
親や祖父母への敬愛心	親や祖父母への敬愛心を示す	愛情と配慮	親や祖父母へ感謝や気づかいを示す／親や祖父母の愛情	愛情と配慮、孝行心、

家族成員への理解と感謝	家族成員に愛情、尊敬、感謝の気持ちを表す	孝行心 尊敬 相互の愛情と尊重 他者への感謝の心	に感謝する 親や祖父母と会話し、接する際に礼節を表し敬意を表す 家族成員への理解と共感／家族成員内でのコミュニケーション／家族成員へ適切な言葉使いで意見を伝える 家族成員の良い面を認識し、重んじる	コミュニケーション 尊敬 他者への気づかい、コミュニケーション、相互尊重 家族の絆
小学校高学年（４～６年生）				
家族の絆－家族の伝統を重んじ、団結する 孝行心	家族の絆を示し、貢献する 孝行責任の重要性を説明し、孝行心を実践する	家族の遺産 家族の団結 孝行責任	自分たちの文化的、家族的背景を理解する／祭儀、旅行、特別日など、平時と異なる家族活動への意義ある参加 家族への一体感や所属意識を持つ／家族の団結を築く／家族の栄誉を称える 親や祖父母の要求に応じる	家族の絆 参加、気づかい、同情、協力、コミュニケーション、相互尊重 愛情、配慮、思いやり、孝行責任
３．学校への所属意識（Sense of Belonging to School）				
題目	学習目標	概念	活動内容	価値
小学校低学年（１～３年生）				
母校の建学理念を理解する 配慮のある学校コミュニティを構築する	母校の建学理念やビジョンを知る 配慮のある学校コミュニティの構築に貢献する	母校の建学理念やビジョン 配慮のある学校コミュニティ	校歌／校章、校旗、モットー／制服 清潔な環境を維持する／学校コミュニティの仲間に配慮し、尊重する／上品さと学校内での他者の努力や目標到達を支援する	母校への敬意、母校への誇り、忠誠心 配慮、尊重、責任感、上品さ、スポーツマンシップ、実力主義
小学校高学年（４～６年生）				
母校に誇りを持つ	母校への誇りを示す／学校コミュニティの責任ある成員として、そのルールを認	母校への誇り 責任ある成員意識	母校のビジョンや使命を自覚し、その名前を称揚する／学校活動に積極的に参加し、それを支える／学校施設を	母校への忠誠心、母校への誇り、責任感

	識する		責任をもって利用する	
違いを受け入れる	学校の仲間の能力や意見の違いを認識し、受け入れる	違いの受容	他者の能力や才能に違いがあることを知る／違いがある分野で、相互に支援し、助け合う／意見の違いが生じた時に、コンセンサスを確立する	尊重、気づかい、相互支援、対立よりもコンセンサス
チーム精神を促進する	一緒に働く時に、チーム精神を発揮する	チームワーク	チームワークの重要性／質の高いチームワーク	協力、責任感、参加、相互支援
４．社会の一員としての自覚（Being Part of Society）				
題目	学習目標	概念	活動内容	価値
小学校低学年（１～３年生）				
ルールや法に従う	ルールや法を理解し、従う	ルールと法	共通善のためのルールや法に貢献する／学校のルールや法を尊重する／権威の強化を支援する	尊重、協力、市民の責務、正義
異なる人種の人々と仲良く暮らす	異なる人種の人々と交流する 多人種社会での生活を享受する	多人種主義 人種間の協和	基本的礼儀／他人種の友だちや隣人と一緒に学び、遊ぶ／他の人種の活動や信念について、違いを認識し、受け入れる	隣人付き合い、他者の尊重、繊細な配慮、人種間の協和
小学校高学年（４～６年生）				
上品な振る舞い	市民としての秩序意識と公共財への責任感を持つ	公共財への責任感	配慮し、よく考えて公共財を運用する／公の施設や環境の美化に貢献する	思いやり、上品さ、責任感
異なる人種の習俗、伝統、信念を尊重する	異なる人種の信念、習俗、伝統を尊重し、称賛する	人種間の協和	異なる人種の文化を尊重し、称賛する	尊重、人種間の協和
コミュニティへの配慮	コミュニティの高齢者や恵まれない者に対して敬意と配慮を示す、コミュニティが行う活動に自発的に参加する	コミュニティへの関与	高齢者や恵まれない者を理解し、受け入れ、配慮する／高齢者や障害者の社会貢献を称賛する／コミュニティを形成するために、時間、才能、物財を共有する	尊重、配慮、寛容、参加
５．国民としての誇りと忠誠心（National Pride and Loyalty）				
題目	学習目標	概念	活動内容	価値
小学校低学年（１～３年生）				

国旗、国歌、誓詞を知る シンガポールに誇りを持つ	国旗、国歌、誓詞に一体感を持ち、敬意を示す シンガポールに誇りを持ち、忠誠心を示す	国家の象徴 国家への所属意識 愛国心	国旗掲揚・降納式での礼儀と敬意／気持ちを込めて国歌を歌う／誓詞を正確に唱和する 祖国としてのシンガポールへの感謝／国家の成功を認識する／誇りをもって国歌を歌う／建国式典など国家行事に参加する	尊重、国家への誇り、忠誠心 愛国心
小学校高学年（４～６年生）				
国家の理想の理解	国家象徴の意味と重要性を理解する	国家の理想とビジョン	国旗、国歌、誓詞、国の紋章の意味と重要性	愛国心
責任ある市民	国家の名声を高めるために貢献する	責任ある市民	コミュニティに先立つ国家、個人の上にある社会／シンガポールの名声を高める／“一つの人民、一つのシンガポール”として国事に関心を持つ	責任感、犠牲心、清廉、団結
	シンガポールの民主主義のプロセスを理解する	責任ある投票行動 法の前の平等 市民の機会平等	投票の目的／投票にあたっての市民としての責務	実力主義、公平、責任感、平等
シンガポールの制約と脆弱性	シンガポールが直面する制約と脆弱性を理解する	シンガポールの制約と脆弱性	土地や水などの乏しい資源の責任ある利用／人的資源の適切な開発	繊細な配慮、適応力、責任感
シンガポールの防衛	国家防衛に貢献できる	総合防衛体制	総合防衛体制の意味と具体的な局面／総合防衛体制の様々な活動への参加／総合防衛体制への支援	愛国心、予防対策、国家への信頼
優れたリーダーシップへの感謝	優れたリーダーシップに感謝する	良き統治	優れたリーダーシップの特色	清廉、実力主義
挑戦に向かって前進する	シンガポールの成長と発展に必要な機会を理解する	適応力と前進への意欲	継続的な学習	適応力、創造力
ASEAN や世界との関わり	ASEAN 諸国や他の世界の国々との良好な関係を促進するために、個人や国家が	国家間の友好、相互依存	ASEAN 諸国を知り、繊細な配慮を示す／ASEAN 諸国の国旗を知る／ASEAN と他の国々を尊重する／不幸な	相互理解・尊重、繊細な配慮、平和と安定、

	どのように振るまうことが適切か理解し、行動する		国々の人々に同情し、寛大に接する	協和

原典　*Civics and Moral Education Syllabus (Primary School)*, Curriculum Planning and Development Division, Ministry of Education Singapore, 2000, pp.10-20.

表２．シンガポール「公民・道徳教育」（中学校）シラバス（2000 年改訂版）

１．人格形成（Character Building）				
題目	学習目標	概念	活動内容	価値
中学校低学年（１・２年生）				
個人の誠実さ	誠実な個人としての資質を伸ばし、発揮する	誠実さ	自分の存在価値、公平さ、道徳的勇気、正直さなど、個人の誠実な資質を伸ばし、発揮する／個人や国家を尊重した誠実さを持ち合わせることの意義／知的財産の種類や重要性／個人や社会に関する知的財産の法律を侵害することの問題	正直、道徳的勇気、公平、清廉、自分の存在価値を信じる
良き友情の構築	様々な状況において良い友だちとは何かを考察する 正しい仲間を友だちに選ぶことの重要性を考える	良い友だちになる 仲間の影響	良い友だちになるための資質／友だちを選ぶ／仲間からの良い影響・悪い影響	自分の存在価値を信じる、相互責任、相互尊重、共感、忠誠心
中学校高学年（３・４年生）				
生涯学習	急速に変化する世界において、継続的に学習することの重要性を考察し、説明する 人生の中で、障害や失敗、変化に直面した時の対処の仕方を考える	継続的な学習 自己への動機付け 変化 人生における変化の受容 変化の予測と変化への適応	個人の成長／自分をより良くするための機会の探求／成長の一部としての変化／人生の様々な段階で要求する事柄が変化すること／障害や失敗、変化に直面した時の対処の仕方	創造力、復元力、サバイバル意識、自分自身の信念、希望、適応力、責任感
全人的な発達	身体、知性、感情／心、社会性、倫理観という５つの領域を発達させることの大切さを理解する	全人的な発達	身体（体、健康、頑強さの維持）、知性（知識の探求、理解、応用）、感情／心（全ての感情を使った効果的なコミュニケーション、心の健康）、社会性（他者との効果的な	健康、創造力、善良な精神、尊重と共感、誠実

	上記の５領域について、各自がどのようにすれば伸ばしていくことができるか考える		交感、関係作り)、倫理観（正しい態度や振るまい、健全な価値観に基づいた責任ある意思決定）の５つの領域の発達／文化と宗教の影響	
２．家族関係（Family Relationships）				
題目	学習目標	概念	活動内容	**価値**
中学校低学年（１・２年生）				
家族のアイデンティティ	家族のそれぞれの成員が家族の幸福に貢献していることを理解する 愛情・配慮・思いやり、孝行責任、相互尊重がどのように家族の結びつきを強めるのか説明する	家族の絆 家族内での責任 敬老心	様々な家族の形／家族内での関係／家族成員の役割／「シンガポール家族価値観」の３徳目（愛情・配慮・思いやり／孝行責任／相互尊重）	愛情・配慮・思いやり 孝行責任、相互尊重
家族の団結	どのように関わり、効果的にコミュニケーションを図れば、家族の結束を強められるか認識する	家族の結束の強化	「シンガポール家族価値観」の２徳目（参加、コミュニケーション）／家族内での効果的なコミュニケーション技術／世代間格差や兄弟姉妹での競走	参加、コミュニケーション、尊重、共感
中学校高学年（３・４年生）				
家族と社会	安定し、結束力のある家族が、私たちの社会において重要であることを説明する	社会の基本単位としての家族 実力主義と清廉さ	家族の安定／子どもの人格の発達が家族に与える影響の重要性／安定した家族、安定した国家／個人や家族に先立つ国家	「家族価値」愛情・配慮・思いやり、孝行責任、相互尊重、参加、コミュニケーション 「共有価値」コミュニティに先立つ国家、個人の上にある社会、社会の基本単位としての家族
結婚と親業の責任	結婚生活を行うために求められる要件を	一生涯に関わる結	人生のパートナーの選択、社会的・文化的・感情的・宗	相互尊重、受容、参加、

	考える 変化する世界の中で、親の責任のあり方を認識する	婚生活 結婚生活における相互責任 責任ある親業	教的・財政的な事項など、結婚で準備すべきこと／結婚生活で予期されることへの対応／子育てにおける親の責任	責任、しつけ
３．コミュニティ精神（Community Spirit）				
題目	学習目標	概念	活動内容	価値
中学校低学年（１・２年生）				
学校コミュニティ	母校への所属意識や一体感を示す	母校のアイデンティティ コミュニティとしての学校 チームワーク	校歌、モットー、校章、学校の使命、成果／学校コミュニティの成員／チームワークが求められる場面とその重要性	母校への誇り、尊重、共感、協力、説明責任
コミュニティへの参加	コミュニティの一員として役割を担い、より結束した国家の形成に貢献する	社会的責務 市民意識 活動する市民	参加の方法／個人、コミュニティ、国家の利益	他者の尊重、共感、公共財の尊重、ボランティア精神
中学校高学年（３・４年生）				
多様性の統合	私たちの社会にある多様な文化や宗教が、豊かな多様性をもたらしていることを認識する 異なるコミュニティの人々と交流する場合に、繊細な配慮が求められることを理解する 私たちの人生において、“一つの人民、一つの国家、一つのシンガポール”を表現する方法を探求する	多人種主義 社会の結束 共同体至上主義の危険性 国家との一体感	祭事や習俗など、主な民族・宗教集団の信仰や活動／人種や宗教に関する繊細な配慮／1964 年の人種暴動など、私たちの社会に内在する憂慮すべき部分／「共有価値」の２徳目（人種的・宗教的協和、対立よりもコンセンサス）の促進／青少年組織や草の根組織、自助団体などのコミュニティ団体	他者の尊重、人種的・宗教的協和、繊細な配慮、社会的責任、参加、共通善

４．私たちの国、私たちの遺産（Our Nation, Our Heritage）				
題目	学習目標	概念	活動内容	価値
中学校低学年（１・２年生）				
私たちの先祖	コミュニティに貢献した先祖のことを知る	私たちのルーツ 定住意識 博愛	先祖の開拓者精神／他者やコミュニティの福利を向上させるための貢献 19世紀 Tan Tock Seng, Narayana Pillay, Hajjah Fatimah, Dr Jose D' Almeida, Syed Sharif Omar Aljunied, Whampoa 20世紀前半 Dr Lim Boon Keng, Govindasamy Pillay, Mohammed Eunos bin Abdullah, Sir Manasseh Meyer, Aw Boon Haw, Gan Eng Seng, Lim Nee Soon 20世紀後半 Yusof Ishak, Zubir Muhamad Said, Benjamin Shears, Dr Ee Peng Liang, Elizabeth Choy	リスク負担、復元力、不屈の精神、私たちの遺産への誇り、コミュニティへの奉仕
シンガポールの理念	国家形成におけるシンガポールの国家象徴の意味と重要性を説明する 日常生活におけるシンガポールの理念を表現する	国家象徴 国家イデオロギー 国家への所属意識と一体感	国家象徴に込められた国家理念の表明／国旗、国歌、誓詞などの国家象徴への礼儀／多様性の統合	平和、繁栄、前進、正義、平等、民主主義、「国民共有価値」
私たちの市民性	シンガポール市民としての義務と責任を認識する	法的地位よりも大切な市民性 法的義務 道徳的義務	私たちの国の市民になるためには／市民としての権利と責務	忠誠心、責任感
国家防衛	私たちの国の総合防衛の役割と総合防衛を支援するために何ができるかを考え、認識する	総合防衛 シンガポールの制約と脆弱性	総合防衛の内容…心理面、社会面、経済面の防衛、市民による防衛、軍隊による防衛	国への愛情、防衛能力への自信、あらゆる事態への備え、防衛への参加

中学校高学年（３・４年生）				
シンガポール政府 シンガポールの選挙プロセス	政府の役割と責任を説明する シンガポール憲法の重要性を理解する 国会制度と民選大統領制度の特長を説明する 選挙プロセスにおける市民の役割を理解し、発表する	シンガポール憲法 シンガポール政府 民主主義 国会 選挙プロセス	シンガポール憲法の重要性／政府、国会、裁判所／政府の役割と責任／民選大統領制度 シンガポールの国会制度（国会議員、非選挙区議員、任命議員の役割）／小選挙区、グループ代議員選挙区／国会議員選挙と大統領選挙／責任ある投票行動	平和、前進、幸福、正義、民主主義、平等 誠実、責任、清廉、実力主義、多人種主義
５．挑戦への意欲（Challenges Ahead）				
題目	学習目標	概念	活動内容	価値
中学校低学年（１・２年生）				
私たちが成し遂げたこと	シンガポールの発展を映し出す社会経済指標を探す 将来、私たちの国の成長や成功に影響を与える要因を認識する	社会経済指標 制約や脆弱性を克服して成し遂げたこと	1950 年代から 90 年代にかけてのシンガポール経済史／労働組合への共産主義の浸透による労働争乱／私たちの国の経済発展に貢献した要因 ・先見性のあるリーダーたち…Lee Kuan Yew. Dr Goh Keng Swee, Dr Toh Chin Chye, Rajaratnam, Lim Kim San, Hon Sui Sen ・勤勉で意志の強い人民 ・三者協議体制（政労使の協働） ・効率的で汚職のない行政サービス	愛国心、創造力、適応力、機転、国家への誇り、先見性のあるリーダーシップ、不屈の意志、安定、コンセンサス、清廉
シンガポールの絶え間ない成長	どうすればシンガポールがこの先も成功し続けていくことができるか認識する	サバイバル精神 安定と成長の関係	現在の世界情勢／シンガポールの継続的成功の要因（実力主義の社会、良きリーダーシップ、良き労働倫理、平和で安定した社会、先見性があり汚職のない行政サービス）	先見性のあるリーダーたち、誠実、清廉、実力主義、継続的な学習、創造力、法と秩序、社会の統合、卓越性

中学校高学年（３・４年生）				
市民社会の発展 前進への意欲	市民社会の発展にどうすれば貢献できるか考える 変化の速い世界の中で、いかにしてシンガポールが競走を勝ち抜いていくか考える グローバリゼーションの中で、国家のアイデンティティを維持していくことの重要性を考える	市民社会 グローバリゼーション 有能で創造的な人的資源 創業精神 知的資産 定住意識 独立心 相互依存 ネットワーク作り	市民意識、思いやり、配慮／芸術性／私たちの豊かな文化遺産 ボーダレスな世界／地域や世界での競走の増加／継続的な訓練と発展／研究・開発／チームワーク／品質への意識／海外への冒険心／文化遺産と所属意識／国家の主権／経済的なつながり（WTO、ASEAN、APEC など世界や地域内での経済機関の一員として）／二国間協定などの政治的な連携	上品さ、芸術を愛する、親切 国家への誇り／国家への信頼／復元力／リスクを負う／革新性／継続的な学習／楽観／創造力／卓越性／参加／先見性／たくましさ

原典　*Civics and Moral Education Syllabus (Secondary School)*, Curriculum Planning and Development Division, Ministry of Education Singapore, 2000, pp.6-22.

表３．シンガポール「公民」（高校段階）シラバス（2000 年改訂版）

１．リーダーシップ（Leadership）			
学習目標	概念	活動内容	価値
１．リーダーシップの性質（Nature of leadership）			
個人や国家のレベルでリーダーシップを開発する意味を認識する 職場や地方政治など様々な領域でリーダーシップの性質が変わることを考える	リーダーシップの開発 個人のエンパワーメントと責任 参加型民主主義 伝統的なリーダーシップと個人の責務	個人の開発の一つのプロセスとしてのリーダーシップの開発 人生や職場でのリーダーシップ開発のためのタテ・ヨコの様々な機会 ・学校で…一般学生から学生のリーダーまで ・家庭で…子どもから親まで ・職場で…日本式の“水平な出世街道”方式＝有能な人材には若いうちから、様々な現場や集団を経験させ、責任を負わせて、自己発見の機会を与えていく 参加型民主主義を支援する構造 ・学校で…学生自治会、学生委員会、コミュニティ参加プログラム ・職場で…品質向上サークル、現場提案制、作業向上チーム ・国家レベルで…選挙制度、政府国会委員会などのフィードバック・ユニット	再生、奉仕、卓越性、責任、説明責任、エンパワーメント、協力、対話、継続的な学習
２．リーダーシップの開発（Development of leadership）			
良きリーダーシップの特徴、権限、原則を理解する 自分たちのリーダーシップの信条を創り出す 学校内外で様々な役割を担った時のリーダーシップの応用	リーダーシップの特徴 リーダーシップの権限 リーダーシップの原則 役割規範	クーゼズ（James M.Kouzes）とボズナー（Barry Z.Posner）が唱える有能なリーダーの４つの特徴－正直、先見性、活気、許容力 リーダーシップの能力 ・コミュニケーション…効果的なコミュニケーション技術、駆け引き、雄弁、交渉の技術 ・構想力…バート・ナヌス（Burt Nanus）が唱えるビジョン創出の４つのステップ ・意思決定…分析力、問題解決力、あらゆる選択肢の検討、賢い知恵の探求 ・計画…専門的な能力を備える、俯瞰的視点、戦略立案 ・倫理…健全な価値観、組織・コミュニティ・国家の価値を知る ・チーム開発…ビジョンや目標の共有、全てのチーム成員の才能、技術、能力の利用、協	誠実、ビジョン、大胆さ、専門的意見、共感、創造力、卓越性、協力、肯定的な相互依存、自己認識、継続的な学習、信頼性、他者の尊重、率直、参加、自信、道徳的勇気、原則中心

		力と活動・行動の調整、労働における緊張やストレスの認識、黙想、活動の統合を絶えず促す、相互信頼と説明責任の確立、少しの成果と到達した転換点を称賛、集団順応思考の危険性への対応 リーダーシップの原則 ・己を知り、自己向上に努める ・例示を用いる ・責任を求め、自分の行動に責任を持つ ・仕事をやり遂げる過程で、他者が自己実現を図れるように協働の場を設けて、他者をエンパワーメントする ・変化、成長、改革、向上のための機会を探求する（‘*kaizen*’: 改善＝継続的な向上努力） 原則や価値の伴った行動スタイル…“Don’t talk the talk, but walk the talk”（有言実行）	
３．シンガポールにおけるリーダーシップの課題（The leadership challenge in Singapore）			
変化の速い世界で、シンガポールが引き続き生き残り、安定し、成長するために、将来のリーダーに要請される品性、知識、技術を提案するシンガポールのリーダーシップの課題を認識し、それを克服するために何が求められるか提案する	ボーダレスな世界 グローバリゼーション パラダイム・シフト 統治の基盤 「上の者は下の者のため、下の者は上の者のため」	世界と密接に結びついたシンガポール シンガポールの統治の基盤 ・良きリーダーシップ…実力主義、正直、行政サービスの透明性、政府に奉仕する国の最良の人材、ビジョンと指針を持った人材 ・労働のための報賞、報賞のための労働…教育への投資、重点的な補助政策、資本強化政策、福祉政策の抑制 ・政治的公正ではなく、客観性…外国人が関わった事件の扱いなど、長く人々の関心を呼ぶ政策。例　Flor 事件（*フィリピン人メイドによる児童殺害→死刑判決にフィリピン政府が抗議）、Michael Fay 事件（*米国青年が自動車にいたずら書き→鞭打ち刑に米国政府が抗議）　*訳者解説 ・草の根組織、タウン・カウンシル、チャリティー組織など、様々な分野でのコミュニティによる奉仕活動	ビジョン、共通善、実力主義、清廉、犠牲心、不動心

２．歴史的知見（Historical Perspective）			
学習目標	概念	活動内容	価値
１．我が国の歴史の重要な転換点（Critical milestones of our nation’s history）			
マレーシアとの合併時代とシンガポールが独立国家となった要因を考察する 独立国家となったシンガポールが直面した問題と、それを克服するために実施された政策を分析する 歴史の転換点において、様々な要因によって変化する様々なシナリオがあったことを知る	地政学的に求められる繊細な配慮 自決 自治 独立 相互依存 機会の平等 異なった政治体制と文化 国家形成 主権 制約と脆弱性 サバイバル	第二次世界大戦後の政治の躍動…政党の登場、1959 年の自治政府成立に至るまでの歩み 国歌、国旗、国章など、国家の象徴の意味と重要性 1963 年のマレーシアとの合併…理由、時期、国民投票 シンガポールとマレーシア中央政府の間生じた対立…平等に対する異なった解釈、マレー系に対する特別な権利 1965 年のマレーシアからの分離独立 国家形成初期の様々な問題と、その克服に向けた取り組み ・主権の認知、1965 年 9 月 21 日の国連加盟の承認 ・国家アイデンティティの創出…誓詞唱和、国旗掲揚・降納式、コミュニティ・センターの役割 ・シンガポール憲法における市民の権利と責務…徴兵制度 ・不況と高い失業率の問題を克服するために実施された経済政策…産業化プログラム、政労使三者協議を通しての産業労働界の安定の促進 ・無からの防衛能力の構築…空軍創設や戦略的軍事同盟 ・深刻な住宅不足を解決するための大量の公共住宅供給プログラム…住宅開発局 ・教育への高い需要に応じた教育普及、文化遺産を維持するための二言語教育の強調、人的資源の開発のための職業・技術訓練	自存、国民意識、道徳的勇気、繊細な配慮、独立、平等、多人種主義、主権、先見性、実践主義、外交、忠誠心、成長、大胆さ、不屈の意志、安全、社会の統合
２．過去からの教訓（Lessons from the past）			
私たちの調和のとれた多人種社会を不安定に陥れる要素を予想する 独立と国家建設の過程で示	共同体至上主義政策の危険性 種族や宗教に関して求められる繊細な配慮	人種・宗教暴動…マリア・ヘルトフ暴動と 1964 年と 69 年の人種暴動 共産主義者らの活動による社会混乱…1955 年のホック・リー・バス騒動と組合によるストライキ インドネシアによる敵視政策…シンガポールの安全と安定へのインパクト	人種的・宗教的協和、実力主義、平等、鍛錬、法と秩序、不屈の意志、勇気、楽観、タフな精

された私たちのリーダーの特質と行動原理を考察する リーダーとして開発されなければならない特質と行動原理を考える	外部からの政治的影響の危険性 サバイバル本能 政治的リーダーシップ	60 年代のシンガポールの逆境 国家建設で示された我々の指導者の有能なリーダーシップ…Lee Kuan Yew, Rajaratnam, Goh Keng Swee, Toh Chin Chye	神、誠実
３．今日の状況（Current Situation）			
学習内容	概念	活動内容	価値
１．シンガポールの政治システム（Singapore’s system of government）			
国家のニーズに合わせて、シンガポールの選挙制度が発展してきたことを評価する 政府国会委員会、住民委員会など、より市民の行政や政治への参加を促す制度を認識する	統治 選挙制度 参加型民主主義 政府の対話スタイル	「一人一票」制の意味 シンガポールの国会制度…国会議員、任命議員、非選挙区議員の役割 民選大統領制度…民選大統領の役割 グループ代議員選挙の合理性 タウン・カウンシルとコミュニティ開発カウンシルの役割 フィードバック・ユニット、政府国会委員会、住民委員会といったフィードバック機関や草の根組織 シンガポールの統治の基盤…良きリーダーシップ、「労働のための報賞、報賞のための労働」、「政治的公正さではなく、客観性」 実力主義の政策 他の民主主義体制との比較	多人種主義、実力主義、清廉、コンセンサス、構想力のあるリーダーシップ
２．社会の結束（Social cohesiveness）			
国家発展における国家イデオロギーの重要性と影響を考察する 私たちの社会やアイデンティティを統合するための政策の	国家イデオロギー 国民意識 社会の結束 自己利益の啓発 全体的な底上げ	「国民共有価値」が設けられた背景事情 他国で国家形成のために用いられている国家イデオロギーの比較研究…インドネシアのパンチャシラ（Pancasila）、マレーシアのルクネガラ（Rukunegara） 社会の結束にとっての脅威…民族至上主義、民族対立、共同体至上主義の政策、収入格差の拡大にともなう社会の分離	「国民共有価値」、多人種主義、統合、尊重、安定、協和

インパクトを認識する 他国では、どのような人種的・宗教的な不安定要因が高まっているか考える		人口動態と経済問題の学習…高齢化にともなう社会経済指標の変化 教育特別準備金（Edusave）や CPF（中央積立基金）医療特別準備金（Medisave）増資制度など、人種の枠組みを超えた成果の共有と全体的な底上げのための政策 民族、宗教対立に苦しんでいる国々の研究…ボスニア、スリランカ	
３．政策決定の理解（Understanding policy-making）			
政府の幾つかの政策を検証し、その政策を立案するために用いられた基準を認識する 他の問題を解決するために、その基準を応用する	政策決定と政策選択肢 長期的・短期的な目標 限界	ビジョンを伴った目標、目標を伴った計画 幾つかの政策決定基準 ・国家の制約と脆弱性、憲法と法律、統治の基盤、人口動態、国家の理念とビジョン、「国民共有価値」、外部の影響 幾つかの領域で討議されている政策課題 ・交通…車の割当制、自家用車所有証明書、自動通行料徴収システム ・水…ニュー・ウォーター税 ・公共住宅…住宅開発局による民族混住政策、高級コンドミニアムの建設 ・教育…二言語教育と IT 教育の重視 ・経済…消費税 ・人的資源…外国人人材の導入、退職年齢の延長 ・社会の統合とコミュニティ開発…人種・宗教協和法、自助団体、家族生活の促進 ・防衛…高度先進技術で武装した軍隊	成長、実践主義、安全、社会の統合、率直、柔軟性、継続的な学習、繊細な配慮
４．今日の世界状況におけるシンガポールの立場（Singapore’s place in the current world situation）			
世界的な競走の拡大が示唆するものを考察する 他国の発展のために、地域や世界でシンガポールが取っている積極的な姿勢を考える	経済発展 活発な外交活動 ネットワーク作り 地域内協力	世界と密接に結びついたシンガポール 海外への冒険心 世界競走の中で台頭しつつある経済圏の比較研究…中国、インド、インドネシア、メキシコ、タイ 先進国の地位に到達しつつあるシンガポールとそれが示唆すること	サバイバル、相互依存、協力、善良な意志、安全

		ASEAN、ASEM、国連、WTO でのシンガポールの役割と貢献 シンガポール国際基金、シンガポール協力プログラムなど、世界貢献のための国家機関やプログラム 隣国でのコミュニティ参加プログラムやASEAN青年交流プログラムのような事業を通した若いリーダーたちのネットワーク作り	
４．将来のシナリオ（Future Scenarios）			
１．将来の課題（Future challenges）			
永続国家としての変化の認識と小国を参考にして変化に必要な対応を考える 世界的な潮流と地域の潮流から将来生じるであろうシナリオを想定する	絶えず流動する世界 自己満足の危険 相互依存	世界と密接に結びついたシンガポール 小国の脆弱性と限界 世界の潮流とその示唆すること…新しい経済システムの台頭、IT の発達、経済的な連携の中での政治的イデオロギーの退行 地域の潮流とその示唆すること…地域主義とグローバル化、政府による経済管理の減少、外国人人材の受け入れ速度の加速、より教養が高く要求水準の高い人民、シンガポール人の移出入、家族構造の変化、参加型民主主義	勇気、ビジョン、先見性、順応性、サバイバル本能、機敏、繊細な配慮、現実主義、柔軟性
２．シンガポールの成功の継承（Ensuring Singapore’s continued success）			
他の国々が治安問題にどのように取り組んでいるか分析する 変化の速い世界で、シンガポールが経済的成功を維持し、生き残るために何ができるか考える 国家の成功と生き残りのためにシンガポール人に求められる重要な価値観、態度、技術	自衛能力 抑止力 活発な外交活動 グローバリゼーションとボーダレスな世界 終わり無き競走 啓発された人民 効果的で透明性の高い行政サービス	国家の安全 国連、ASEAN へのシンガポールの参加 防衛協定や合同軍事訓練 高度な防衛装備の購入 高度に発展し武装化された母国 国家防衛のために他国がどのような対応をしているか…スイス、イスラエル、米国 グローバリゼーションのインパクトとボーダレスな世界…経済競争と貿易障壁、国際的なベンチマークとその達成、ネットワーク作り、研究・開発活動の強化 先進国家として求められる事項 創造的で革新的な労働力	忠誠心、安全、自存、独立、相互依存、平和、治安、協力、適応力、継続的な学習、卓越性、創業精神、リスク負担、革新性、先見性、誠実

を認識する		地域内の多国籍企業の成長 啓発された人民の条件…教養がある、自己抑制できる、先見性のある労働力、冒険心、良きリーダーシップ 社会の統合 先見性のある行政サービス…実力主義、正直、市民優先、未来志向、有能な人材の採用、「PS（公共サービス）21」プロジェクト	
３．シンガポールの運命を担う（Shaping Singapore’s destiny）			
市民として、リーダーとしてシンガポールの運命に影響を与える役割を認識する シンガポールの未来を信じる シンガポール・コミュニティのリーダーとして奉仕する意志を示す	共通の運命 ビジョンの共有 市民参加 変化に乗じる	最良の家としてのシンガポール ・シンガポールの経済成長・発展、政治的リーダーシップ、高い生活レベル、国家のビジョンに対する肯定的な態度 ・自己の利益と国家利益の調整・一致 個人や国家が生き残るために変化を認識し、受けとめ、生かす コミュニティへの関与 草の根組織や民族組織などの様々なコミュニティ組織のリーダーになる	エンパワーメント、率直、国家への愛、国家への信頼、市民の責務、リスク負担、創造力、先んじて行動する、参加、奉仕

原典　*Civics Syllabus (Junior Colleges and Centralised Institutes)*, Curriculum Planning and Development Division, Ministry of Education Singapore, 2000, pp.4-17.

図１.「公民・道徳教育」表紙（小２、小５）と表紙裏の“国民共有価値”と“家族価値”

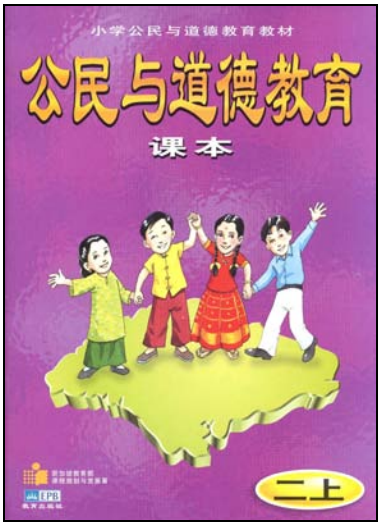

図２.「環境美化」（小２）“ゴミを友だちが捨てていたら、どうする？”

図３.「相互扶助」（小２）“隣人はどの民族の人ですか？互いに助け合いをしていますか？”

図４.「思いやり」（小２）“父母は健康ですか？父母が病気の時、あなたはどうしますか？”

図５.「敬老心」（小２）“同居のご老人はいますか？どのように配慮していますか？”

図６.「公共倫理」（小５）“公共の施設や物を壊してはダメです。きちんと使いましょう”

図７.「防犯」（小６）“お金を騙して取ればどうなりますか？防犯で注意することは？”

“没有这回事，那个人究竟怎么说？”

方老太太松了一口气，她把“阿发”的话告诉正华。正华听了，说那是个骗局，叫母亲十五分钟后才出门，他要通知警方，捉拿骗子。

过了十五分钟，方老太太才下楼去。当“阿发”向方太太拿钱时，正华出现了。那个青年拔腿就跑，迎面而来的警员及时把他捉住。

讨论

1. 如果你是方正华，你会打电话报警吗？为什么？
2. 举一个例子说明什么是“不义之财”。
3. 我们为什么不应该骗取钱财？
4. 骗取钱财会有什么后果？
5. 如果要避免受骗，你应该注意些什么？

11

Walaupun berasa cemas, ibu Imran tidak bertindak tanpa berfikir. Dia perlu mendapat kepastian lalu menelefon Imran di pejabatnya. Apabila dia dengar Imran tidak terlibat dalam kemalangan itu, dia tahu pemuda yang menelefonnya itu cuba menipunya. Dengan tidak berlengah lagi dia terus menelefon polis.

Dengan bantuan Cik Mariam, polis dapat mengesan dan memberkas lelaki yang cuba menipunya.

Soalan

1. Adakah tindakan ibu Imran melaporkan kepada polis itu wajar? Jelaskan.
2. Pemuda itu telah melakukan kesalahan. Apakah akibatnya apabila dia ditangkap kelak?
3. Apa patut kamu lakukan apabila meneriman panggilan telefon sedemikian?
4. Seorang yang tidak dikenali cuba menjual sesuatu kepada kamu. Bagaimana kamu boleh pastikan yang kamu tidak akan tertipu?

11

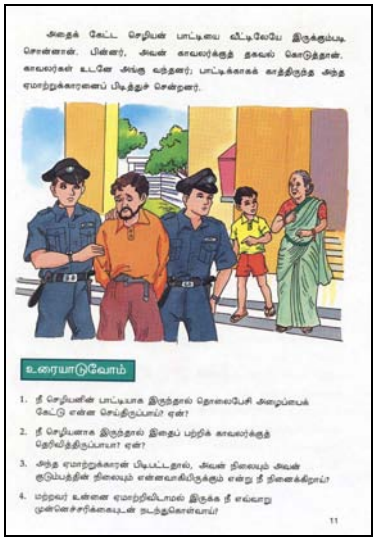
அதைக் கேட்ட செழியன் பாட்டியை வீட்டிலேயே இருக்கும்படி சொன்னான். பின்னர், அவன் காவலர்க்குத் தகவல் கொடுத்தான். காவலர்கள் உடனே அங்கு வந்தனர்; பாட்டிக்காகக் காத்திருந்த அந்த ஏமாற்றுக்காரனைப் பிடித்துச் சென்றனர்.

உரையாடுவோம்

1. நீ செழியனின் பாட்டியாக இருந்தால் தொலைபேசி அழைப்பைக் கேட்டு என்ன செய்திருப்பாய்? ஏன்?
2. நீ செழியனாக இருந்தால் இதைப் பற்றிக் காவலர்க்குத் தெரியித்திருப்பாயா? ஏன்?
3. அந்த ஏமாற்றுக்காரன் பிடிபட்டதால், அவன் நிலையும் அவன் குடும்பத்தின் நிலையும் என்னவாகியிருக்கும் என்று நீ நினைக்கிறாய்?
4. மற்றவர் உன்னை ஏமாற்றிவிடாமல் இருக்க நீ எவ்வாறு முன்னெச்சரிக்கையுடன் நடந்துகொள்வாய்?

11

図８.「誠実な国会議員」（小５）“人々の意見に耳を傾け、貧しい家を訪問して援助します”

有一次，他访问选民后，知道选区中有好多贫穷的家庭。他十分关心这些家庭的生活，尤其是孩子的学业。因此，他决定筹款设立助学金来帮助他们。

文先生热心地帮助居民，居民非常感激。子明的爸爸常常对子明说：“文先生这么关心居民，而且尽心尽力为居民服务，是值得我们尊敬的。”

讨论

1. 人民有哪些困难，可以向国会议员提出？
2. 如果你是选民，你会选怎样的人当国会议员？
3. 如果你是国会议员，你会为选区内的人民做哪些事情？

37

Encik Murad akan menolong Cik Zainun mendapatkan pekerjaan supaya dia dapat menyara hidup keluarganya. Encik Murad juga akan menggunakan dana kawasanundinya untuk memberi bantuan pelajaran kepada anak-anak Cik Zainun.

Aisyah sungguh terharu mendengarkan pertolongan yang diberi oleh Encik Murad itu.

Sebelum itu, Aisyah pernah mendengar khabar mengenai budi baik Encik Murad daripada penduduk di kawasanundi itu. Aisyah juga pernah melihat Encik Murad bersama penduduk kawasanundi itu membersihkan kawasan sekitaran di situ ketika kempen menjaga kebersihan.

Penduduk kawasanundi itu terhutang budi dan menghormatinya.

37

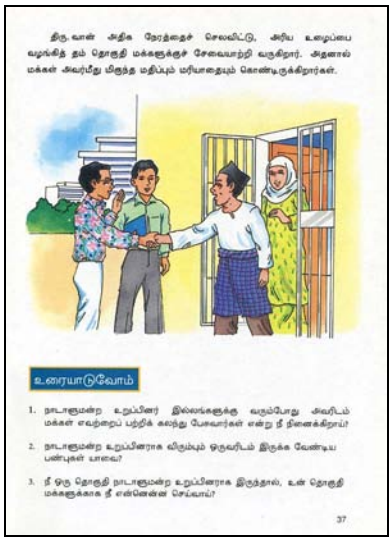
திரு. வாள் அதிக நேரத்தைச் செலவிட்டு, அரிய உழைப்பை வழங்கித் தம் தொகுதி மக்களுக்குச் சேவையாற்றி வருகிறார். அதனால் மக்கள் அவரிடமு மிகுந்த மதிப்பும் மரியாதையும் கொண்டிருக்கிறார்கள்.

உரையாடுவோம்

1. நாடாளுமன்ற உறுப்பினர் இல்லங்களுக்கு வரும்போது அவரிடம் மக்கள் எவற்றைப் பற்றிக் கலந்து பேசுவார்கள் என்று நீ நினைக்கிறாய்?
2. நாடாளுமன்ற உறுப்பினராக விரும்பும் ஒருவரிடம் இருக்க வேண்டிய பண்புகள் யாவை?
3. நீ ஒரு தொகுதி நாடாளுமன்ற உறுப்பினராக இருந்தால், உன் தொகுதி மக்களுக்காக நீ என்னென்ன செய்வாய்?

37

図９.「愛国心」（小２）“国旗掲揚式の時の気持ちは？国歌斉唱の時の態度は？”

讨论

1. 升旗礼的情形是怎样的？
2. 唱国歌的时候，我们应该怎么做？
3. 念信约的时候，我们应该怎么做？
4. 唱国歌和念信约的时候，如果你看到同学的态度不认真，你会怎么做？

5

Murid-murid menyanyikan lagu “Majulah Singapura” dengan bersemangat.

Murid-murid melafazkan ikrar dengan bersungguh-sungguh.

Soalan

1. Apa patut kamu lakukan semasa menyanyikan “Lagu Kebangsaan?”
2. Bagaimanakah cara kita membaca ikrar?
3. Terangkan bagaimana upacara menurunkan bendera dijalankan di sekolah kamu?

5

உரையாடுவோம்

1. நாட்டுப் பண் பாடும்போது நாம் எப்படி நடந்துகொள்ள வேண்டும்?
2. உறுதிமொழி கூறும்போது நாம் என்ன செய்ய வேண்டும்?
3. மாலையில் கொடி இறக்கம் எவ்வாறு நடைபெறுகிறது என்பது பற்றி உனக்குத் தெரியுமா? அதைப் பற்றிக் கூறு.

5

図 10.「総合防衛」（小６）“軍事演習に参加する兄を、どのように援助しますか？”

大约过了两个小时，叔叔回来了。他一踏进门就说：“糟了！这一回恐怕会迟到，立新，你帮我把军鞋抹干净，好吗？”

“叔叔，我们已经把你的整套军装准备好了，你看。”立新指着桌子说。

叔叔非常高兴。他穿戴整齐，背起背包，临走时，说：“谢谢你们。多亏你们帮忙，不然，我就来不及报到了，再见。”

讨论

1. 如果你是立新或立勤，你帮不帮叔叔准备军装？为什么？
2. 如果爸爸妈妈知道立新和立勤帮叔叔准备军装，他们会怎么想？
3. 你在看你最喜欢的电视节目时，如果姑姑要你帮她寄信，你会怎么做？为什么？

33

Mendengar berita itu, Azhar segera pulang. Dia membaca surat yang diberikan oleh pegawai tentera kepada ibunya tadi. Azhar pun bergegas ke biliknya. Alangkah gembiranya apabila dilihat pakaian dan peralatan tenteranya telah disiapkan.

Azhar pun mengenakan pakaian seragamnya. Azhar bertanya, "Siapa yang telah menyiapkan pakaian dan peralatan saya?"

"Saya, bang," jawab Zalina.

Sambil tersenyum Azhar melihat ke arah adiknya seraya berkata, "Terima kasih, Kalau Zalina tidak tolong, tentu abang terlewat melaporkan diri."

Soalan

1. Jika kamu Zalina, mahukah kamu menolong abang kamu menyiapkan pakaian dan peralatan tenteranya? Mengapa?
2. Jika kamu Azhar, bagaimana perasaan kamu apabila dibantu oleh adik kamu? Mengapa?
3. Beri contoh-contoh bagaimana kamu menolong orang-orang yang lebih tua daripada kamu dalam keluarga kamu sendiri. Mengapa kamu lakukan demikian?

35

சீற்றப்பா வீட்டுக்கு வந்தார்; தாம் தம் படைப் பிரிவு முகாமிற்குச் செல்ல வேண்டும் என்பதை அறிந்தார். அதே சமயத்தில் அவர் தாம் அணிந்துகொள்ள வேண்டிய இராணுவச் சீருடைப்பும் காலணிகளும் தயாராக இருப்பதைக் கண்டு வியப்படைந்தார். பின்னர், அவர் தம்முடன் எடுத்துச் செல்ல வேண்டிய முக்கியப் பொருள்களுடன் புறப்பட்டார்; அப்போது தாம் நேரத்தோடு முகாமிற்குச் செல்வதற்கு உதவி செய்த பாதனுக்கும் பார்த்திபனுக்கும் நன்றி கூறினார்.

உரையாடுவோம்

1. நீ பாதனாகவோ பார்த்திபனாகவோ இருந்தால், உன் சிற்றப்பாவுக்குத் தேவையானவற்றைத் தயார்ப்படுத்த உதவியிருப்பாயா? ஏன்?
2. பாதனும் பார்த்திபனும் தம் சிற்றப்பாவுக்கு உதவியதை அவர்களின் பெற்றோர் அறிந்தால் என்ன நினைப்பார்கள்?
3. நீ கணினியில் உனக்குப் பிடித்தமான விளையாட்டை விளையாடிக் கொண்டிருக்கிறாய். அச்சமயத்தில் உன் அத்தை, வீட்டைச் சுத்தம் செய்யும் பல வேலைகளில் ஈடுபட்டிருப்பதை நீ அறிகிறாய். நீ என்ன செய்வாய்? ஏன்?

33

図 11.「民族の偉人」（小５）偉人の業績や伝承を理解し、尊敬の念を抱く

四　包公左右为难

包公的侄儿包勉做了官后，常常欺压老百姓，所以老百姓都很讨厌他。

有一次，包公到包勉管理的地方来巡视。许多老百姓向包公告状，把包勉做过的坏事一件一件地列出来。其中一个说：“包勉杀死我的儿子，抢走我的媳妇。”另一个说：“这里发生旱灾，包勉不但不救济我们，还把救灾的粮食全搬到他家里去。”包公听了很生气，立刻处理这件事情。他发现包勉犯的罪很重，根据法律必须处死。

包公的嫂嫂马上赶来为儿子求情。嫂嫂希望包公没有忘记她的恩情，放过包勉。

原来包公从小是由嫂嫂养大的。当时，嫂嫂宁可叫自己的儿子包勉少吃一点，也要

8

8 SI TANGGANG

Husni seorang budak nakal. Dia sering dimarahi ibunya kerana selalu mengabaikan nasihat dan suruhannya. Namun begitu, ibunya tetap menyayanginya.

Pada suatu hari, Cikgu Samad, guru darjahnya, telah bercerita *"Kisah Si Tanggang"*, seorang anak yang menderhaka kepada ibunya. Si Tanggang telah melukai hati ibunya kerana tidak mengakuinya sebagai ibu. Ini dilakukan semata-mata kerana dia malu mengakui ibunya di hadapan isterinya, seorang puteri raja. Akibat perbuatannya yang derhaka itu, Si Tanggang akhirnya bertukar menjadi batu.

16

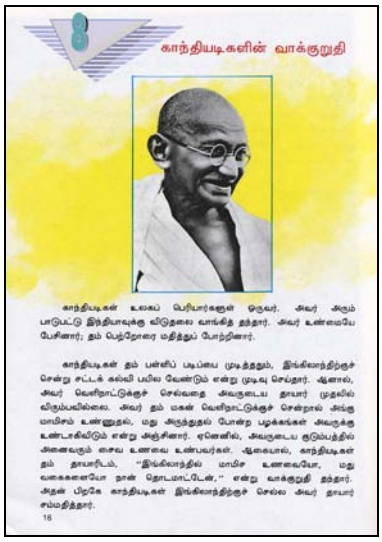

8 காந்தியடிகளின் வாக்குறுதி

காந்தியடிகள் உலகப் பெரியார்களுள் ஒருவர். அவர் அரும்பாடுபட்டு இந்தியாவுக்கு விடுதலை வாங்கித் தந்தார். அவர் உண்மையே பேசினார்; தம் பெற்றோரை மதித்துப் போற்றினார்.

காந்தியடிகள் தம் பள்ளிப் படிப்பை முடித்தும், இங்கிலாந்திற்குச் சென்று சட்டக் கல்வி பயில வேண்டும் என்று முடிவு செய்தார். ஆனால், அவர் வெளிநாட்டுக்குச் செல்வதை அவருடைய தாயார் முதலில் விரும்பவில்லை. அவர் தம் மகன் வெளிநாட்டுக்குச் சென்றால் அங்கு மாமிசம் உண்ணுதல், மது அருந்துதல் போன்ற பழக்கங்கள் அவருக்கு உண்டாகிவிடும் என்று அஞ்சினார். ஏனெனில், அவருடைய குடும்பத்தில் அனைவரும் சைவ உணவை உண்பவர்கள். ஆகையால், காந்தியடிகள் தம் தாயாரிடம், “இங்கிலாந்தில் மாமிச உணவையோ, மது வகைகளையோ நான் தொடமாட்டேன்,” என்று வாக்குறுதி தந்தார். அதன் பிறகே காந்தியடிகள் இங்கிலாந்திற்குச் செல்ல அவர் தாயார் சம்மதித்தார்.

16

図 12.「伝記」（小５）壊れた灯台に立って、嵐の中一晩中ランプを持っていた老人の話

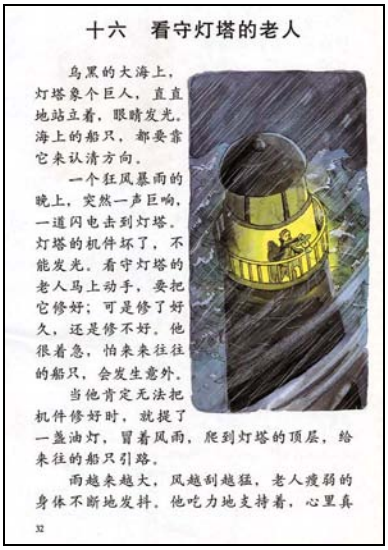

十六　看守灯塔的老人

乌黑的大海上，灯塔象个巨人，直直地站立着，眼睛发光。海上的船只，都要靠它来认清方向。

一个狂风暴雨的晚上，突然一声巨响，一道闪电击到灯塔。灯塔的机件坏了，不能发光。看守灯塔的老人马上动手，要把它修好；可是修了好久，还是修不好。他很着急，怕来来往往的船只，会发生意外。

当他肯定无法把机件修好时，就提了一盏油灯，冒着风雨，爬到灯塔的顶层，给来往的船只引路。

雨越来越大，风越刮越猛，老人瘦弱的身体不断地发抖。他吃力地支持着，心里真

32

16 PENJAGA RUMAH API

Kapal-kapal berpandukan rumah api untuk mengelakkan bahaya. Sebelum adanya radar dan alat elektronik moden, rumah api berperanan memandu kapal belayar dengan selamat.

Cerita ini berlaku kira-kira seabad yang lalu.

Pada malam itu, dalam suasana angin ribut dan laut bergelombang lampu di rumah api di situ rosak. Keadaan itu membahayakan kapal-kapal yang belayar di sekitar rumah api itu. Kemalangan boleh berlaku.

Walaupun cuaca menyukarkan, penjaga yang bertugas telah memanjat menara rumah api itu untuk membaiki lampu yang rosak, tetapi usahanya itu gagal. Akhirnya, dia mengambil keputusan untuk memegang lampu dan memandu kapal-kapal yang berlalu di situ.

32

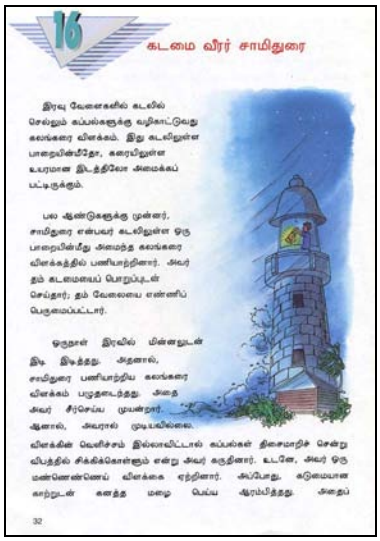

16 கடமை வீரர் சாமிதுரை

இரவு வேளைகளில் கடலில் செல்லும் கப்பல்களுக்கு வழிகாட்டுவது கலங்கரை விளக்கம். இது கடலிலுள்ள பாறையின்மீதோ, கரையிலுள்ள உயரமான இடத்திலோ அமைக்கப் பட்டிருக்கும்.

பல ஆண்டுகளுக்கு முன்னர், சாமிதுரை என்பவர் கடலிலுள்ள ஒரு பாறையின்மீது அமைந்த கலங்கரை விளக்கத்தில் பணியாற்றினார். அவர் தம் கடமையைப் பொறுப்புடன் செய்தார்; தம் வேலையை எண்ணிப் பெருமைப்பட்டார்.

ஒருநாள் இரவில் மின்னலுடன் இடி இடித்தது. அதனால், சாமிதுரை பணியாற்றிய கலங்கரை விளக்கம் பழுதடைந்தது. அதை அவர் சீர்செய்ய முன்றார். ஆனால், அவரால் முடியவில்லை. விளக்கின் வெளிச்சம் இல்லாவிட்டால் கப்பல்கள் திசைமாறிச் சென்று விபத்தில் சிக்கிக்கொள்ளும் என்று அவர் கருதினார். உடனே, அவர் ஒரு மண்ணெண்ணெய் விளக்கை ஏற்றினார். அப்போது, கடுமையான காற்றுடன் கனத்த மழை பெய்ய ஆரம்பித்தது. அதைப்

32

図 13. ①「友情」（中１）、②「学校への所属意識」（中１）、③「チームワーク」（中１）

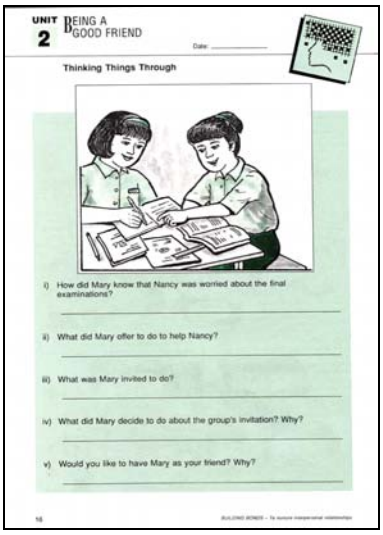

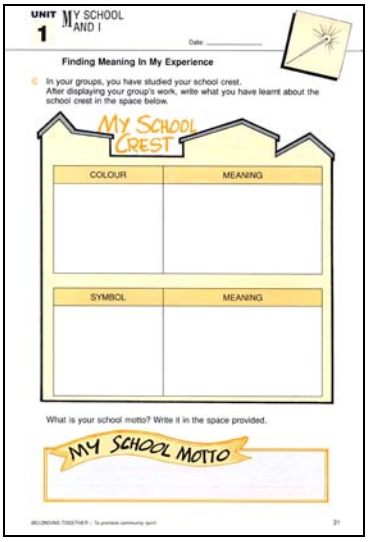

①**テーマ「人格形成」、題目“良き友情の構築”**… 勉強ができるマリーは成績の良い仲間だけで勉強しようと誘われる。しかし期末試験で悩んでいるナンシーのために一緒に勉強して助ける。
②**テーマ「コミュニティ精神」、題目“学校と私”**…学校の歴史、校歌やシンボルの意味を調べる。学校という場が自分の成長にどのように影響し、自分は学校のために何ができるかを考える。
③**テーマ「コミュニティ精神」、題目“チームの力”**…４人の男子がリレー選手に選ばれる。最初はバトンわたしがうまくいかず、互いに責任を押しつけあうが、やがて協力し克服していく。

図 14. ①「家族」（中１）、②「世代間の意見の違い」（中３）、③「結婚生活」（中５）

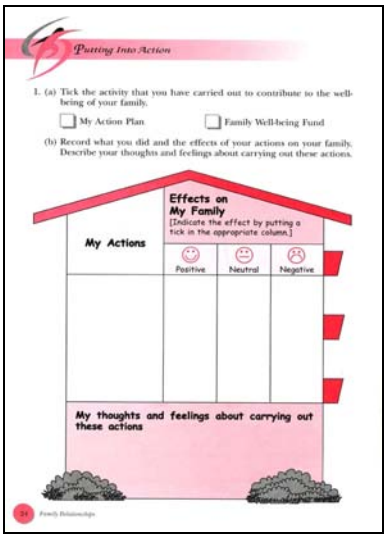

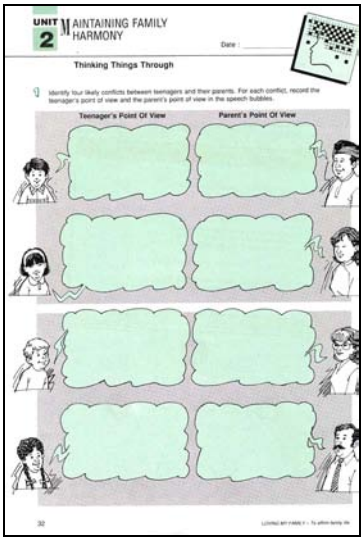

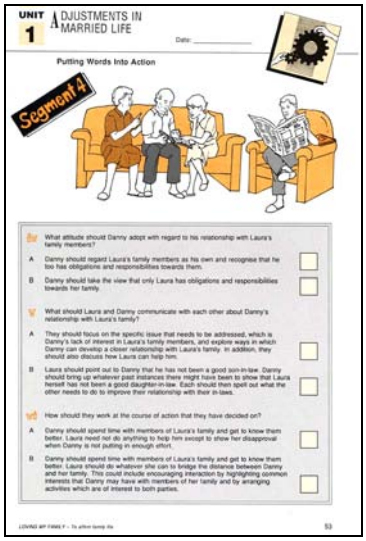

①**テーマ「家族関係」、題目“家族の幸福への貢献”**…家系図と家族史、家族の幸福の意味、家族に自分が貢献していることや責務、自分の行動が家族に及ぼす影響、などを考える。
②**テーマ「家族関係」、題目“家族の協調”**…家族が互いにどう見ているか、子どもと親の見解の相違、兄弟姉妹間での役割の違い、「親－子」「祖父母－孫」「親戚」の関係、などを考える。
③**テーマ「家族関係」、題目“結婚生活への適応”**…夫婦間での家事の分担、仕事と家庭・結婚生活の両立、義父母との同居にあたっての問題とその対応方法、などを考える。

図 15. ①「車中の携帯電話」（中３）、②「責任ある男女の交際」（中５）、③「勤労」（中５）

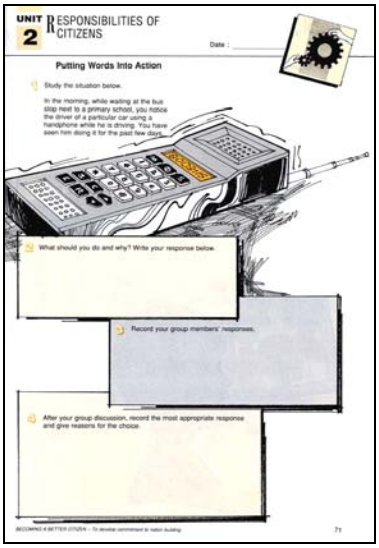

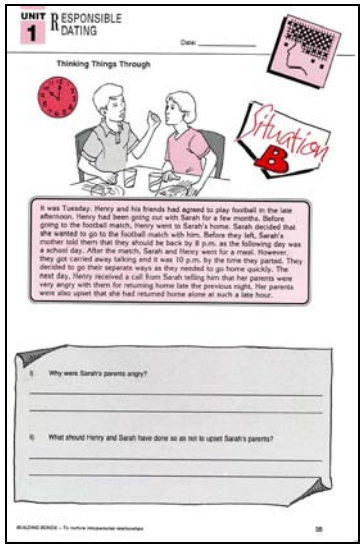

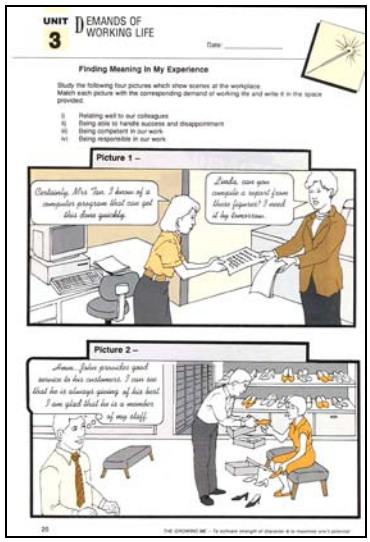

①**テーマ「私たちの国、私たちの遺産」、題目“市民の責務”**…ここ数日毎朝、携帯電話をかけながら運転している同じドライバーをバス停で見かける。あなたはどのように行動すべきか？
②**テーマ「結婚と親業の責任」、題目“責任ある男女のつき合い”**…ヘンリーとデートをして、帰宅時間が遅くなったサラは両親に激しく怒られる。彼らはどのように付き合うべきか？
③**テーマ「人格形成」、題目“職場で求められること”**…上司や同僚との付き合い方、好ましい労働規範、成功と失敗への対処、顧客からクレームを受けた時の対応、研修への参加、など。

図 16. ①「宗教知識」（中３）、②「総合防衛」（中４）、③「国民意識」（中５）

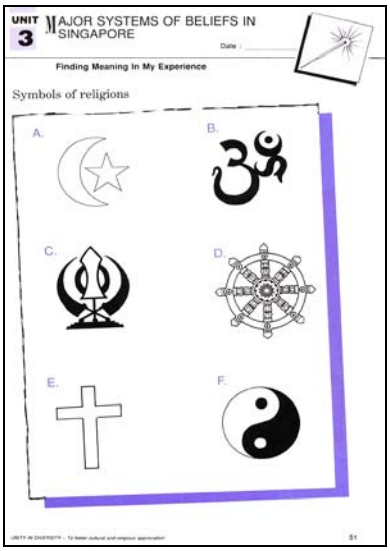

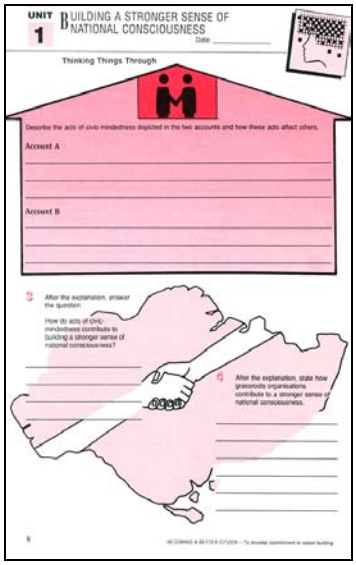

①**テーマ「私たちの国、私たちの遺産」、題目“シンガポールの主な宗教”**…仏教、キリスト教、イスラーム、ヒンズー教、シーク教、道教の主要宗教の教義、マーク、寺院、習俗の理解。
②**テーマ「私たちの国、私たちの遺産」、題目“国家防衛と国家キャンペーン”**…心理的、社会的、経済的な防衛機制、市民の幸福を防衛する国軍の役割、国民の責務、世界の緊張状況、など。
③**テーマ「私たちの国、私たちの遺産」、題目“国民意識の一層の強化”**…家族、市民、労働者、コミュニティ・メンバーとしての国家への貢献のあり方、国民意識を強化するための方策など。

台　　湾

１．　学校制度及び教育課程の基準の概要

(１)　学校制度の概要

台湾は憲法において、現在も 1949 年以前の支配地域を領土としているが、現在、法令の効力が及んでいる地域は、台湾、澎湖、金門、馬祖等である。

図　１　　台湾の教育制度

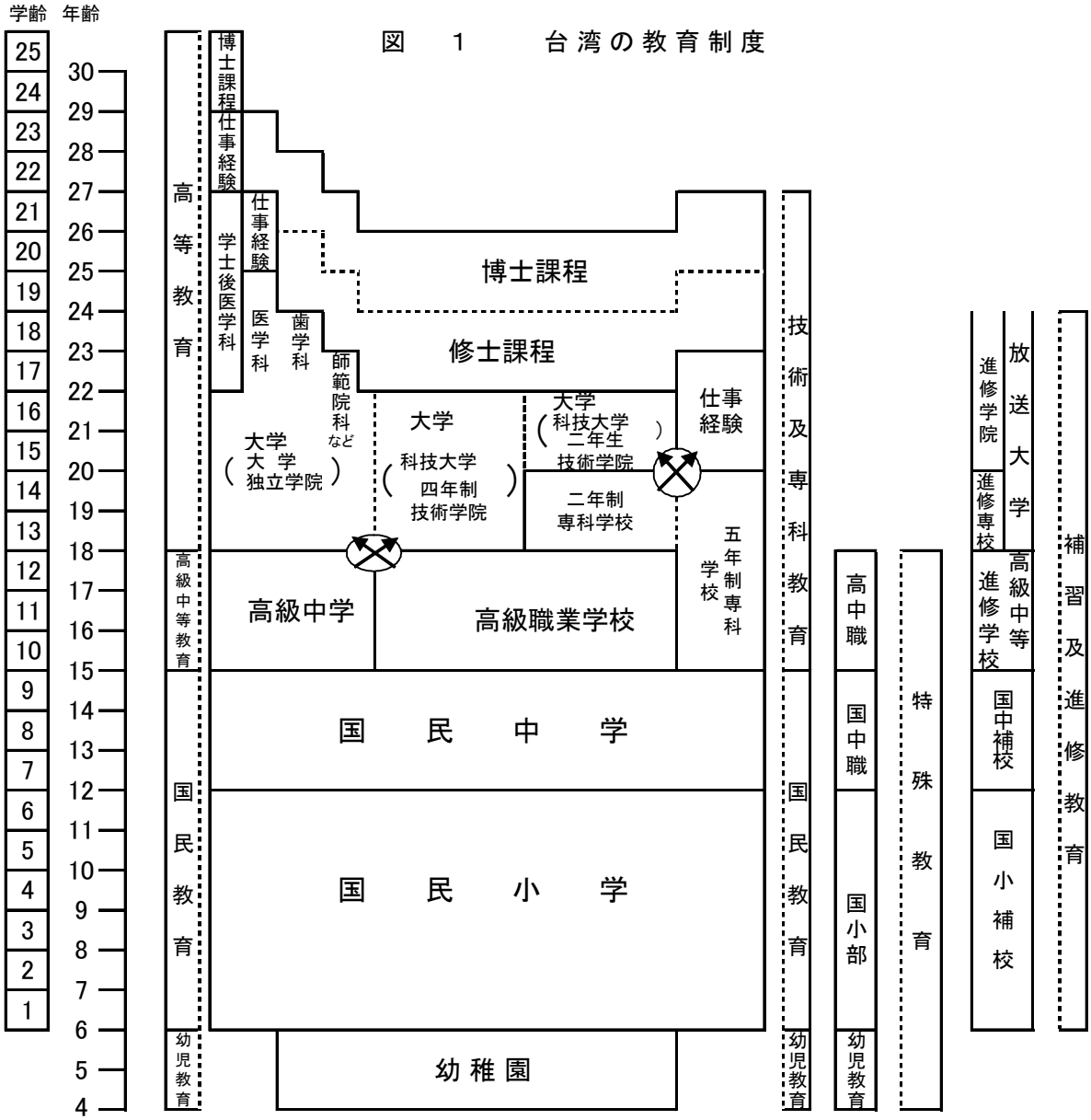

〔参考資料〕　教育統計処編『中華民国統計　民国九十二年版』(2003 年、教育部)
注)　補習及び進修教育の部分は学齢に対応し、年齢に対応していない。

台湾の現行の学校教育制度は、1895 年から 1945 年の日本統治時代に導入された近代教育の資産を受け継ぎ、中国大陸で発展していた中華民国の近代教育制度を 1945 年から適用し、その後、台湾社会の発展にともない、米国の強い影響下で日本の展開を参考にしながら改革を重ね、発展してきたものである。

基幹学制は日本と同様に６－３－３－４制で、義務教育年限も同様に９年間であり、学校制度の概要は図のとおりである。８月開始学年制で、原則として９月に入学、６月に卒業である。義務教育は「国民教育」と呼ばれ、単線型であるが、後期中等教育は普通教育と職業教育に分れる複線型で、３年制の高級中学、３年制の高級職業学校、及び５年制専科学校の前期３年部分の３種類に分れている。５年制専科学校は職業学校に分類されているが、前期の３年間は高級中学と同様の普通教育を行っている。大学教育への進学は近年まで原則として高級中学からとなっていたが、現在は、後者からの大学教育への進学のルートも拡充されている。

大学レベルの学校は、普通教育系統の「大学」・「学院」と、職業教育系統の「科技大学」・「技術学院」と、社会教育系統の「空中大学」（放送大学）の３系統がある。また、日本の短期大学レベルの学校として職業教育系統の２年制専科学校がある。職業教育系統のこれらの学校を合せて「四技二専」と略称される。台湾では、「学院」は日本でいう学部を指すとともに、２学部以下程度の小規模の大学を指す。後者を明示する時は「独立学院」という。「科技大学」「技術学院」は主に高級職業学校の卒業生を受入れる大学であり、一般大学と異なる入学試験が実施されている。また、５年制と２年制の技術学院の卒業者の進学先として、「科技大学」「技術学院」には２年制の技術学院が設けられており、「二技」と略称される。いずれも、卒業すると「学士学位」が授与されるという点では同等である。

国民小学、国民中学の 2002 学年度の各１学年在籍数は 320,715 人、325,943 人であり、高級中学、高級職業学校、５年制専科学校の 2002 学年度の各１年級在籍数は 133,034 人：112,144 人：24,137 人である。学齢人口在学率は、各レベルの学校在籍の相当学齢人数をもとにした統計によれば〔原語は浄在学率〕、国民小学(6-11 歳)が 98.04%、国民中学(12-14 歳)が 93.47%、後期中等教育(15-17 歳)が 89.32%、高等教育(18-21 歳)が 45.68%である。在籍者中の相当学齢者という条件を除いた統計によれば〔原語は粗在学率〕、国民小学(6-11 歳) が 99.99%、国民中学(12-14 歳)が 98.74%、後期中等教育(15-17 歳)が 99.94%、高等教育(18-21 歳)が 67.56%である。なお、以下、日本語に翻訳しにくいニュアンスが原語に含まれている場合には、上記と同様に〔　〕内に台湾で通用している漢字表現を、常用漢字体に改めた上で掲げる。

1990 年代の民主化達成の過程と並行して、台湾は大規模で抜本的な教育改革に向っている。日本の内閣に相当する行政院は、日本の臨時教育審議会を参考に、1994 年に「教育改革審議委員会」を設け、２年にわたる審議の結果、ヒューマニズム化〔人本化〕、民主化、科技化（科学技術化）、国際化を打出した。その後、「教育基本法」制定、「原住民族教育法」制定、義務教育小中一貫９年制の導入、国民小学１年からの郷土言語必修化、小学校５年からの英語教育の必修化、国民小学段階からの第２外国語導入の開放、台湾に関する教育の拡充、初等中等教員資格の開放制移行、教科書の民間参入の開放、学校による教員採用

自主選考化、統一学力検査の導入、入学選考制度の多元化など様々な大改革が進行している。

（２） 教育課程の基準の概要

教育内容は、国民小学、国民中学については、教育部の定める「国民中小学九年一貫課程綱要」で規定され、高級中学、高級職業学校については教育部の定める「課程標準」で規定され、また、５年制専科学校については教育部の定める「各類科科目表」と「教材大綱」で規定されている。いずれも、「国民教育法」「高級中学法」「職業学校法」「専科学校法」の規定に基づくものである。

現行の「国民中小学九年一貫課程綱要」は、2000 年９月に９学年全体の暫行綱要が発表され、2003 年１月に正式のものが発布された。2001 学年度（前期は９月開始）にまず１年級から実施が始まり、2002 学年度で１，２，４，７年級で実施、2003 学年度で１，２，３，４，５，７，８年級で実施、最後に 2004 学年度に全学年で実施される。

現行の「高級中学課程標準」は 1995 年 10 月に発布され（授業時数は、1998 年に修正され、1999 学年度から実施）、1999 学年度の高級中学１学年から施行された。高級職業学校については現行の課程標準は、1998 年９月に発布されたもので、2000 学年度入学者から適用された。普通教育課程と職業教育課程を合体して設けられた綜合高級中学の場合は、課程の基本的枠組みは両者を折衷したものとなっている。なお、国民中小学９年一貫課程の卒業生が 2004 学年度末に送り出されるので、現在、それに対応すべく高級中学、高級職業学校、５年制専科学校の教育課程の改訂作業が進行している。

５年制専科学校については、類科別に科目表と教材大綱が公布されている。1993 年 11 月の「二、五年制専科学校芸術類科目表暨教材大綱」の公布に始まり、その後「語文類」「商業類」「護理類」（日本の看護系に相当）「家政類」等々と次々に公布された。

以下では、国民中小学９年一貫課程、高級中学、及び高級職業学校について、道徳及び特別活動の内容がどのように現れているかを紹介する。

２． 道徳・特別活動の教育課程上の位置づけ

（１） 配置されている学年

道徳及び特別活動に相当する時間は、実質的には１年から６年までの国民小学、７年から９年までの国民中学、及び 10 年から 12 年までの高級中学に配置され、10 年から 12 年までの高級職業学校では道徳に相当する時間は設けられず、特別活動に相当する時間のみ設けられている。

１年から９年は教育課程上は一括して国民中小学とされ、従来のような科目ではなく、７つの「学習領域」が設定されている。それらは「語文」「健康と体育」「数学」「社会」「芸術と人文」「自然と生活科学技術」「綜合活動」である。日本でいう道徳の内容は、各領域にちりばめられているが、敢えて挙げるとすれば、「社会」「綜合活動」の学習領域である。特別活動については、その一部が「綜合活動」の学習領域に示されている。

なお、特別活動については、現在、多くの学校で入学式、卒業式、始業式、終業式、運動会、体育演技発表会、教育成果発表会（音楽、英語、郷土言語など)、児童生徒才芸発表会、遠足、校外学習、卒業旅行、園遊会、クリスマス会、感恩会が行われており、形態も含めて日本の学校と同様なものもある。授業日に行われる場合は、「綜合活動」や他の各学習領域の授業時間内に算入されることが多いが､授業時間外に位置づけている場合もある。卒業式には（国民小学、国民中学に限らず）校歌のほか、「蛍の光」、「仰げば尊し」など、日本で唱われるのと同様の歌が唱われることもあるが、それらは慣行によっている。祝日などの国旗掲揚に関しては、管轄する地方政府の政治状況によって行われるかどうかが左右されている。

高級中学では、必修科目 27 科目、選択科目 54 科目が設定されていて、必修科目は「公民教育」「語文学科」「社会学科」「数学」「自然科学」「体育」「軍訓」「家政と生活科学技術」「芸術科」に区分されている。道徳に相当する内容は、「公民教育」の中の「公民」、特別活動に相当する内容は「公民教育」の中の「ホームルーム」「団体活動」として置かれている。

高級職業学校では、科目は「一般科目」「専業科目」「軍事訓練と看護〔軍訓護理〕」「体育」「活動科目」に区分されている。道徳に相当する内容は各科目と活動の中に織り込まれるとともに、「一般科目」中の「社会」領域の選択科目である「公民ⅠⅡ」の中で扱われている。なお、「一般科目」には、「本国語文」「外国語文」「数学」「社会」「自然」「芸術」「生活」の領域が設けられている。特別活動に相当する時間は、「活動科目」の区分にあり、その時間は「ホームルーム」と「連合活動〔聯課活動〕と週会」に分けられている。

（２）　配当時数

１）国民中小学９年一貫課程

教育課程は、学年制による配列ではなく、段階制が採用され、９年間が３段階乃至４段階となっている。但し、６年制の国民小学と３年制の国民中学が教育機関として統合されたわけではなく、教育課程は一貫でも学校は異なっている。

道徳に対応する内容が多く含まれているのは「社会」と「綜合活動」の領域であり、特別活動に対応する内容が多く含まれているのは「綜合活動」の領域である。２つの領域とも、１～２年が第１段階、 ３～４年が第２段階、５～６年が第３段階、７～９年が第４段階である。

但し、第１段階では、「社会」は「芸術と人文」「自然と生活科学技術」の２領域と統合されて「生活課程」を構成しており、その中に道徳に対応する内容も含まれている。

授業時数は、年間授業日数は休日を除き 200 日である。学年度が８月１日から始まって７月 31 日で終り、１月 31 日までが１学期、２月１日以降が２学期という２学期制であるが、各学期は 20 週、毎週５日を原則とする。総時数については、現行の規定では必ずしも明確に定まっていない。

１週当りの時数は次のとおりである。

１、２年級　学習総時数 22-24、領域学習時数 20、弾性学習時数 2-4

３、４年級　学習総時数 28-31、領域学習時数 25、弾性学習時数 3-6
５、６年級　学習総時数 30-33、領域学習時数 27、弾性学習時数 3-6
７、８年級　学習総時数 32-34、領域学習時数 28、弾性学習時数 4-6
９年級　　学習総時数 33-35、領域学習時数 30、弾性学習時数 3-5

各「学習領域」が占める学習時数は百分率で示され、「社会」と「綜合活動」の場合は10-15%である。また「生活課程」の授業時数は基本授業時数の 30%以上である。１時間の長さは国民小学が 40 分、国民中学が 45 分である。

「弾性学習」の時間の授業内容は各学校の裁量で定めることができ、全校的な活動、学年全体にわたる活動を行うことができる。また、各「学習領域」の選択時数、補習指導、学級・学年指導、児童生徒の自己学習等の活動に当てることができる。但し、学級担任の時間、昼休み、清掃等の時間は学習時間には含めないと明示されている。それらの時間の扱いについては各地方政府が定める「国民中小学学生在校時間」に従うとされている。

２）高級中学

学年度が８月１日から始まって７月 31 日で終り、１月 31 日までが１学期、２月１日以降が２学期という２学期制で、授業時数は、毎学期最低 18 週である。

「公民教育」は「公民」「ホームルーム」及び「団体活動」に分けられている。授業時数は、「公民」が２年次前期後期にそれぞれ週に１時間、３年次前期後期にそれぞれ週に２時間であり、「ホームルーム」と「団体活動」はいずれも、１年次から３年次まで前期後期にそれぞれ週に１時間である。「公民」が毎週２時間の場合は、様々な授業方法を用いることが容易であるように、また公民活動の進行にも便利になるように、１回を２時間連続とすることを原則とするとしている。そして、教材を使用して教える時間は約 70%とし、公民活動の時間は約 30%とするとしている。掲げられている徳目に関する一覧表である「生活規条」の実施については、教材を用いた授業、ホームルーム、団体活動を参酌運用し、別な時間を設けないとしている。なお、「団体活動」は週会、団体活動を含み、それらの活動は全てなるべく公民の授業と相互に組合せるべきだとしている。また輔導活動は全ての科目の授業を組合せて教科実施し、また「ホームルーム」やクラブ活動時間の中で行うこともできる。

３）高級職業学校

学年度が８月１日から始まって７月 31 日で終り、１月 31 日までが１学期、２月１日以降が２学期という２学期制で、授業時数は、毎学期 18 週である。

道徳教育は、各科目の授業と活動の時間に含まれるとされており、特別な授業時間は設けられていない。

選択科目の「公民ⅠⅡ」は、毎週授業時数は１学期が、週２時間、２単位、第２学期は週２～４時間、２～４単位となっている。

特別活動の時間については、「活動科目」が各学年に毎週４時間あり、そのうち１時間が「ホームルーム」、３時間が「聯課活動と週会」となっている。単位は１週１時間で１学期当り１単位、卒業までに 24 単位となるが、卒業単位には算入しないことになっている。

３．　道徳・特別活動カリキュラム

（１）現行教育課程外における規定

道徳及び特別活動に相当する内容は、教育課程以外に定められている部分があるので、それを略述する。

現在、道徳に相当する内容として、機能している重要なものとして次のものを挙げることができる。

（道徳の内容に相当する教育課程外の規定）

・「礼義廉恥」の４文字を各レベルのすべての学校に共通する「校訓」とする。
（1939 年 5 月 1 日教育部訓令から抜萃）

・国父（孫文）が手書した共同国訓「忠孝仁愛信義和平」、及び総統蒋公が手書した「礼義廉恥」の共通校訓を右横書にした匾額等を作成し、校内の講堂その他適当な場所に掲げる。日常生活及び各種の集会に用いることが望ましい。（なお、両者を合わせて「四維八徳」という。）
（1976 年 4 月 30 日教育部台(65)訓字第一〇六八号から抜萃）

また、特別活動に相当する内容として、国歌、国旗、校歌などに関して、大略、次のような規定がある。但し現在、必ずしも実施されていない。

（特別活動の内容に相当する教育課程外の規定）

・音楽課程内で国歌と校歌を教え、また新入生の訓練や課外活動の時間に練習させ、普段から唱わせるようにする。始業、休業、卒業、創立記念、及び集会などの儀式では、先に国歌を、散会の前に校歌を唱わせる。集会、儀式においては、進行係の「一二三」というかけ声の後、そのかけ声でリズムをとらせて斉唱を始める。
（1964 年５月１日教育部台(53)訓字第五二六四号令から抜萃）

・国旗掲揚降納儀式の時は国歌を斉唱する。軍用ラッパで昇降の合図をしてもよく、楽隊が国旗歌曲を演奏してもよい。
（1953 年８月３日教育部台(42)高字第六四一七号令から抜萃）

・各レベルの学校の生徒は、各地の映画館で映画を見るに当って、国旗、国歌が映されたときには起立して敬意を表さなければならない。
（1973 年 12 月 24 日教育部台(62)訓字第三三四三五号函）

（２）国民中小学の示し方

１）各学習領域に共通の目標、内容等

課程綱要の概要

現行の国民小学、国民中学の課程は 2003 年１月 15 日印製の『国民中小学九年一貫課程綱要　〇〇学習領域』等と標題の付けられた冊子に掲載されている。「〇〇学習領域」とは、

従来の科目に代わるもので、冊子はその領域毎に作成頒布されている。各冊子には、「１．修訂の背景」「２．基本理念」「３．課程目標」「４．基本能力」「５．学習領域」「６．実施要点」、「７．○○学習領域綱要」、及び「８．修訂メンバー」が掲げられており、１～６の部分は、各冊子で共通である。以下、各冊子の方を『課程綱要』、冊子の７の部分を特に「領域綱要」と仮に呼ぶことにする。なお、別に課程綱要の『重大議題』の冊子がある。

理念、目標、習得させる能力、及び学習段階については、課程全体にわたるものと、各「領域綱要」に固有のものが別途に掲げられている。課程全体にわたるものも、「道徳」あるいは「特別活動」に直接関わる内容を含んでいるので、先に、教育課程全体のものを掲げる。それらは見方をかえれば、各学習領域に共通のものである。次に「社会」、「生活課程」、及び「綜合活動」に固有のものを掲げる。なお、この『課程綱要』は主題軸と育成すべき能力は掲げられているが、教えるべき事実、概念、行動などは具体的には掲げられておらず、学校の裁量にまかせるという方式をとっている。

課程全体にわたる理念と目標

課程全体の「基本理念」には次のことが示されている。

まず、教育の目的が、教育基本法に書かれた内容に沿って「人民に健全な人格、民主の素養、法治の観念、人文の涵養、強健な心身、及び判断と創造の能力を育成し、それによって人民を国家意識と国際的な視野を具えた現代の国民となす」と書かれている。次に、そもそも教育とは「児童生徒の潜在能力を開き、児童生徒に生活環境に適応し、またそれを改善する能力を育成する学習の歴程」のことだとしている。その２つから、この課程は、①人間性、②統合的能力の面、③民主の素養の面、及び④郷土意識と国際意識を持ち、⑤生涯にわたって学習を続けられる健全な国民を育成するものだとする。そしてその５点について次のようにまとめている。

（新課程が育成するもの）
① 人間性〔人本情懐〕の面：自己を理解し、他者や異なる文化を尊重し、素晴らしいと感じる〔欣賞〕ことを含む。
② 統合的能力の面〔統整能力〕：理性と感性の調和、知と行の合一、人文と科学技術の統合〔整合〕を含む。
③ 民主の素養の面：自己表現、独立した思考、人とのコミュニケーション、見解の対立者への寛容〔包容異己〕、団体協力、社会奉仕、責任感と法を守る精神を含む。
④ 郷土意識と国際意識の面：郷土への愛着〔郷土情〕、愛国心、世界観を含む（文化と生態を含む）。
⑤ 生涯学習の面：主体的研究、問題解決、情報と言語の運用を含む。

これらの中で敢えて、道徳に関わる面を選ぶならば、「人間性の面」や「郷土意識と国際意識の面」となるが、他の３つの面にも道徳的なものは含まれているようにもみえる。

教育課程全体の「課程目標」の方は、上記の理念をふまえた形で提示されている。

まず国民中小学の課程理念は、児童生徒の心身能力の発達段階〔発展歴程〕に合せて生活中心にした、次のようなものであるべきだとしている。

(国民中小学の課程理念)
① 個性の発達〔発展〕を尊重して個人の潜在能力を引出す。
② 民主の素養を持って〔涵泳〕多元文化の価値を尊重する。
③ 科学の知識と能力〔知能〕を育成して現代生活の必要に適応できるようにする。

続いて、義務教育〔国民教育〕の「教育目的」は、基本的知識を授け、生涯学習能力を身に付けさせ、心身の十分に発達した健全な国民を育成することであるとしている。ここでいう「健全な国民」とは、活発で前向きな〔活溌楽観〕、集団的協力ができる〔合群互助〕、多角的に探求できる〔探求反思〕、大きな将来展望を持つ〔恢弘前瞻〕、創造的・進取的な〔創造進取〕、世界観を持つというものである。そしてその目的は、「人と自己」「人と社会」「人と自然」等の、人間性化〔人性化〕し、生活化し、適性化し、総合化〔統整化〕し、現代化した学習領域の教育活動をとおして達成されるものだとしている。

「課程目標」は、上述の国民中小学の課程理念をふまえ、以上のような国民教育の目的を実現するために 10 項目に整理されているもので、中小学生に極力達成させるように努めるべきものとして以下のように列挙されている。

(課程目標)
1 自己理解を増進し、個人の潜在能力を発展させる。
2 鑑賞、表現、審美及び創作の能力を育成する。
3 生涯計画と生涯学習の能力を高める。
4 表現、コミュニケーション及び分ち合う知識と能力を育成する。
5 他者の尊重、社会への配慮を発展させ、また団体協力を増進させる。
6 文化学習と国際理解を促進する。
7 企画し、組織し、実践する「知識と能力」〔知能〕を増進する。
8 科学技術と情報の能力を運用する。
9 自発的に探索し研究する精神を励起する。
10 自ら考え問題を解決する能力を育成する。

基本能力

それら 10 項目の課程目標を達成するために、義務教育段階の教育課程は、現在の国民に必要な基本能力を育成できるものでなければならないとし、そのためには、児童生徒を主体とし、生活経験に重点を置いたものであるべきだとしている。そして、「基本能力」として以下の 10 項目が想定されている。

(十大基本能力)

① 自己を理解し、潜在能力を発展する。
② 鑑賞、表現及び新しいものを生み出す。
③ 生涯計画と生涯学習。
④ 表現、コミュニケーション及び分ち合い。
⑤ 他の集団への尊重、配慮〔関懐〕、及び団体内での協力〔団隊合作〕。
⑥ 文化学習と国際理解。
⑦ 企画すること、組織すること、実践すること。
⑧ 科学技術と情報の運用。
⑨ 自発的な探索と研究。
⑩ 自ら考え問題を解決する。

以上の各能力については、簡単な説明がつけられているが、ここでは、比較的道徳に関係の深そうな①、⑤、⑥のみ紹介する。

(基本能力についての説明)

(①の説明)

自己の身体、能力、情緒〔情緒〕、希望〔需求〕及び個性を十分に理解し、自己を大切にし、自省、自律の習慣、前向き、進取の態度、及び良好な人徳〔品徳〕を身に付ける。また、個人の特質を表現できるようにし、自己の潜在能力を積極的に開発し、道理や基準に適った〔正確的〕価値観を形成する。

(⑤の説明)

民主の素養を持ち、異なる意見を包容し、他者及び各エスニックグループに対して平等である。生命を尊重し、社会、環境、及び自然に対して自ら積極的に配慮し〔関懐〕、ならびに法治と団体の規範を遵守し、団体内での協力〔団隊合作〕の精神を発揮する。

(⑥の説明)

異なるエスニックグループの文化を認識し、尊重し、本国及び世界各地の歴史と文化を理解、鑑賞し、ならびに世界は１つの統合した地球村〔地球村〕(グローバル化した地球は地球という名の村のような共同体だという意味)であることを体で理解し、相互依存、信頼と互助の世界観を育成する。

学習領域と段階

以上のように、課程全体としての基本的な理念、課程全体で達成されるべき目標、及び身に付けるべき能力についての説明があり、続いて課程全体で学習がどのように構成されているかという「学習領域」の設定と「段階」の導入が説明される。

７つの「学習領域」の設定は、国民が身に付けるべき基本能力を育成するためになされたと説明されている。説明によれば、「個体発達」「社会文化」「自然環境」の３方面に対応

するものとして、総合化の〔統整〕精神に立って設定されたもので、従来のような学科名称を用いないという。なお、必修課程以外に、各学習領域は、学生の性向や地域社会の必要、また学校発展の特色に依って、学校の裁量により選択課程を設けることができるとされている。

設定された各学習領域の主要な内容についても説明があるが、ここでは日本でいう道徳の内容を多く含む「社会」と、日本でいう道徳及び日本でいう特別活動の内容を多く含む「綜合活動」を掲げる。

(学習領域の説明)
社会：
歴史文化、地理環境、社会制度、道徳規範、政治発展、経済活動、人間同士の相互影響、公民の責任、郷土教育、生活応用、環境愛護と実践、等の面の学習を含む。
綜合活動：
およそ、学習者を指導して、実践、体験及び反省させる活動、また知るところを検証し応用する活動をさせることを指す。従来のボーイスカウト活動、輔導活動、家政活動、団体活動、及び校内外の資源を活用して独自に設計した学習活動を含む。

段階は、学習領域という考え方とともに、この教育課程で初めて導入されたもので、領域によって区分が多少違い、９年間が３段階乃至４段階に分けられている。分け方の根拠は、学習領域の知識構造と、学習心理の連続発達原則〔連続発展原則〕で、各段ごとにそれぞれの能力指標が設けられていると説明されている。

段階は以下のように設定されている。

「語文」「健康と体育」は、１～３年が第１段階、４～６年が第２段階、７～９年が第３段階である。但し、「語文」は「本国語文」と「英語」に分れ、英語は５年生から必修である。「本国語文」は必修の「国語」と１～６年で選択必修の「郷土言語」に分れている。また、第２外国語を開設することも可能となっている。

「数学」は、１～３年が第１段階、 ４～５年が第２段階、６～７年が第３段階、８～９年が第４段階である。

「社会」「芸術と人文」「自然と生活科学技術」「綜合活動」は、１～２年が第１段階、３～４年が第２段階、５～６年が第３段階、７～９年が第４段階である。但し、「社会」「芸術と人文」「自然と生活科学技術」の３領域は、１、２年では統合されて「生活課程」を構成している。

２)「社会」の目標、内容等

領域レベルの理念と目標

「社会」、「生活課程」、及び「綜合活動」の領域に固有の理念と目標については、それぞれの「領域綱領」の部分に掲げられている。『課程綱領』の冊子の中の「社会学習領域綱要」、「生活課程」、あるいは「綜合活動学習領域綱要」の部分である。「生活課程」は正確

には学習領域ではないが、ここでは便宜上「生活課程」として掲げられた部分も同じく「領域綱領」と呼ぶことにする。各「領域綱要」には、「基本理念」「課程目標」「段階ごとの能力指標」「段階ごとの能力指標と十大基本能力の関係」「実施要点」及び「附録」が挙げられている。

「社会」の場合、「基本理念」には、その領域を学習する理由、その領域の性質、総合化のメリットの３点が掲げられている。

学習する理由として挙げられているのは、個人は人と離れて孤独に生活することはできないということを前提とした次のことである。即ち、教育とは、個人の潜在能力を発展させ、自己を実現し、環境に適応し、さらに環境を改善する一種の社会化の歴程であるとし、従って社会学習領域の学習は義務教育〔国民教育〕段階に不可欠のものとする。

領域の性質の説明としては、社会学習領域が総合的な領域であるということを次のように説明しており、日本の道徳に対応する内容が領域全体に織り込まれているという捉え方をしていることを読み取ることができる。

その説明によれば、社会学習領域とは、「自分自身」、「人と人」、「人と環境」の間の相互に影響し合う関係を総合〔統整〕して生み出された知識の領域である。それを言換えて、人にとっての環境とは次の４つの環境を含むものだとする。

（人にとっての４環境）	
①自然的な物理環境	（生存〔survival〕の面）
②人工的な物質環境	（生きること〔生計、living〕の面）
③人工的な社会環境	（生活〔life〕の面）
④自己と超自然的精神の環境	（存在〔生命、existence〕の面）

道徳教育という観点によく対応するものは④の部分で、超自然的精神の環境という部分に、例として哲学、宗教、道徳、芸術等が挙げられている。

それら４つの環境については、①は生存〔survival〕の面であり、自然科学、地理学に関連し、②（例えば農耕機具、貨幣など）は生きること〔生計、living〕の面であり、歴史学、経済学に関連し、③（例えば家庭、コミュニティ、教育制度など）は生活〔life〕の面であり、主に政治学、法律学、社会学などに関連し、④は存在〔生命、existence〕の面であり、各個人の存在の意義と価値に関わり、哲学、道徳、宗教、芸術などの精神面を扱う学科と関係を持つと説明する。そして、人の生存、生きること、生活、及び存在の４つの面は相互に関連し、社会学習領域はそれらの４面の間の相互影響関係を１つにした総合的な領域であるとする。

総合化のメリットについては、次のような説明がある。

まず、各学問の領域にはそれぞれ特有の研究カテゴリー、組織体系、探求方法があるが、それらの独特性は研究のパースペクティブから取捨されたもので、現象それ自体についてみれば、人も時間も空間も出来事も分割できないものである、と述べる。そして、従前の科目を分けるという設計は、「教える」ための都合であり、「学ぶ」ための都合ではなかっ

たとする。それに対して、今回の課程設計で主として考慮したことは「児童生徒の学習に協力する」ということであって、「教師が教えるための便宜」ではない、と強調している。そして、教師は様々な向上と研修のルートをつかって、課程精神に歩調を合せ、教育活動を向上させ、児童生徒の学習に協力しなければならないとする。

続いて、学習領域として総合化するメリットとして以下の４点が挙げられている。

（総合化のメリット）

① 意味化〔意義化、signification〕:
学習者は「部分」のみを学べばその意味〔意義〕は容易に理解できない。「部分」を「全体」の中に置いて観察し思考する時、初めて部分と部分との関係、及び部分と全体との関係を見出し、意味の所在〔意義之所在〕を理解できる。

② 内面化〔内化、internalization〕:
学習内容が意味を具えていれば、学習者にとっては、覚えやすく、消化しやすく、またもともと持っていた知的あるいは概念的な枠組み〔心智或概念架構、mental or conceptual framework〕の中に保存されやすく、個人の知識全体のシステムの一部分となる。

③ 汎化〔類化、generalization〕:
知識が内面化されると、個人が後日類似状況に遭遇した際に、類推が働き、広く応用が効く。

④ 簡素化〔簡化、simplification〕:
統合することで無意味な重複を減らし学習時間と体力気力を節約することができる。

「領域綱領」の「課程目標」には、10 項目が挙げられている。説明によれば、10 項目のうち、①～③は認知面に重きがあり、④～⑥は情意面に重きがあり、⑦～⑩は技能面に重きがある。それらの中では情意目標が最も具体化しにくく、かつアセスメント〔評量〕をしにくいが、その性質は特殊であっても、重要性は不滅であるとする。

（「社会」の課程目標）
（認知面）

① 本土（台湾、澎湖、金門、馬祖を指す）と他地域の環境の人文的な特徴・差異性、及び直面している問題を理解する。

② 人と、社会・文化・生態環境との多元的相互関係を理解し、環境の保護育成と資源開発の重要性の理解に及ぶ。

③ 社会科学の基礎的知識を充実する。

（情意面）

④ 本土と国家に対するアイデンティティ〔認同〕、愛着〔関懐〕、及び世界観を育成する。

⑤ 民主の素養〔素質〕、法治観念、及び責任を負う態度を育成する。

⑥ 自己理解と自己実現の能力を育成し、積極的で自信を持った開放的な態度を発展させる。
（技能面）
⑦ 批判的思考、価値判断、及び問題解決の能力を発展させる。
⑧ 社会参与し、理性的に決定して実践する能力を育成する。
⑨ 表現し、コミュニケーションし、協力する能力を育成する。
⑩ 探究の興味、及び研究・創造・情報処理の能力を育成する。

以上のうち、敢えて日本の道徳に該当するものを挙げるとすれば、②、④、⑤、⑥及び⑧だろう。

主題軸と能力指標

「段階ごとの能力指標」の説明には、次のような９つの「主題軸」が設定され、各主題軸について設定された具体的な「能力指標」が掲げられている。

（９つの主題軸）
第１軸「人と空間」
第２軸「人と時間」
第３軸「進展変化と不変」
第４軸「意味と価値」
第５軸「自己、人間関係、集団と自分」
第６軸「権力、規則及び人権」
第７軸「生産、分配及び消費」
第８軸「科学、技術と社会」
第９軸「グローバル関係」

９つの主題軸については、次のように説明されている。

まず､人類が３次元空間と時間の次元の中に存在していることから､第１軸｢人と空間｣、第２軸「人と時間」を設定している。そして、宇宙万物の変化は１つの座標系システムの中に発生し、変化の中に安定と規則正しさがあるということから、第３軸「進展変化と不変」〔演化与不変〕が基本的な宇宙観を構成しているとする。その宇宙観は、自己、社会、政治、経済、文化、及び生活世界全体に対する人類の見方に自ずと影響を与えていると説明している。

次に、人類の主体性に視点を移し、「意味と価値」〔意義与価値〕を探索することを第４軸に据える。

第５軸から第８軸までは生活に関するものが挙げられている。第５軸は、一般社会生活の面ということで、「自己、人間関係、集団と自分」の相互影響関係を取り上げる。第６軸は、政治と法律の生活面ということで、「権力、規則及び人権」の詳しい検討とする。第７軸は、経済、商業の生活面ということで、「生産、分配及び消費」の詳しい検討とする。第８軸は、現代の文化、生活的な重要な面ということで、「科学、技術と社会」の詳しい検討とする。

最後に、生活のあらゆることは、世界に関連づいて地球村〔地球村〕（グローバル化した地球は地球という名の村のような共同体だという意味）の生活の一部分になっていると

いうことが取り上げられ、第９軸として「グローバル関係」〔全球関連〕を据えている。最後に、生活に関連するあらゆることを一緒に、地球村〔地球村〕の生活にまとめ、第９軸として「グローバル関係」〔全球関連〕を据えている。

９つの主題軸の内実〔内涵〕については、「領域綱要」の附録の部分に具体的な項目が提案されている。それらには道徳に該当するかどうか見分けの付かないものが多いが、明らかに該当するものは第４軸の「意味と価値」に見られる。７項目が挙がっているが、それらのうちの以下の４項目である。

（第４軸の内実から）
③意味は、個人の自己発見〔自我察覚〕、自己表現、自己反省に始まり、集団のコミュニケーション、分ち合い、及び理解へと続く。
④宗教は異なる信仰、儀式、組織、規範、及び宗派を持ち、人民はその価値観と批判的思考により、宗教に対して選択を進める。
⑥道徳判断は、理性的弁別考証及び価値選択〔価値選択〕の歴程である。
⑦道徳、芸術及び宗教の間の相互作用は人類の価値〔価値〕と行為に影響を与える。

「能力指標」は、９つの主題軸に対して、12 乃至 28 項目列挙され、対応する段階も示されている。但し、「道徳」あるいは「倫理」というカテゴリーはないので、ここでは、日本の道徳が取り上げている４つの視点、即ち、「主として自分自身に関すること」「主として他の人とのかかわりに関すること」「主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること」「主として集団や社会とのかかわりに関すること」に分類して、道徳的な要素を強く含むように思えるものを拾い出して段階順に以下に掲げる。また、「基本能力」とどのように対応づくかが掲載されているので、それも併せて掲げる。

掲げ方の整理記号は、主題軸番号、段階番号、「領域綱要」中の通し番号、及び十大基本能力の番号（〇囲み数字）とし、「〇軸〇段〇号〇能力」とする。

(「社会」の能力指標から)
〇「主として自分自身に関すること」に対応するもの
５軸１段１号①能力　自分で自己の発展を決めることができることを自覚する
５軸１段２号①能力　自分の心身の変化と成長を描写する。
５軸１段３号③能力　自分の発展と成長が家庭と学校から受ける影響を、例を挙げて説明する。
４軸３段４号①能力　自分が重要視する各種の徳行と道徳信念を反省する。

〇「主として他の人とのかかわりに関すること」に対応するもの
４軸２段１号①能力　自分の意見と他の人､集団あるいはメディアの意見との違いを言う。
４軸４段２号④能力　論争的な問題に直面した時に、多元的観点から他者と理性的な弁別考証を進め、自己の選択と判断のために良い理由を選択する。

５軸４段１号④能力　自分の心身の変化、自分の追求する心身の健康と成長の体験を分ち合う。

○「主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること」に対応するもの
４軸１段１号②能力　自然に接することによって、自然と生命に関心を持つことに進む。
９軸１段３号⑨能力　重要な環境問題（空気汚染、水質汚濁、廃棄物処理等）を取り上げ、環境保護の責任を負いたいと願う。
４軸２段２号②能力　自身が、自然界と超自然界に対して興味を感じる現象を列挙する。
８軸３段１号⑧能力　科学技術の発明が人類の価値観〔価値〕、信仰及び態度に与えた影響を探る。

○「主として集団や社会とのかかわりに関すること」に対応するもの
９軸１段２号⑥能力　異なる文化との間の差異性に気付き、尊重すること。
９軸２段２号⑥能力　異なる文化背景を持つ者が経験、事物を説明し、表現する方式を比較し、また文化の多様性を素晴らしいと感じる〔欣賞〕ことができる。
４軸３段１号③能力　現在の生活に対する自分の意見と将来理想とする生活形態の理由を述べる。
１軸３段１号②能力　異なる生活環境の差異のあるところを理解し、その間の異なる特色を尊重し、鑑賞する。
９軸３段４号⑥能力　地球全体が直面し、関心を寄せている課題（環境保護、飢餓、犯罪、疫病、基本的人権、経済・貿易及び科学技術研究など）を列挙し、問題解決の道筋を提出する。
３軸４段２号⑤能力　個人が自身の幸福を追求する時、どのようにして社会の発展の助けとなるか、逆に社会の発展はどのように個人が幸福を追求する機会を庇護しているかを例を挙げて説明する。
４軸４段１号③能力　自分の価値観と生活方式が、異なる時間、空間の下でどのように変化するか想像する。
４軸４段３号⑥能力　道徳、芸術及び宗教がどのように人類の価値と行為に影響を与えたかを理解する。
４軸４段４号　社会の永続発展を促進する倫理を探索する。（対応する基本能力は掲載されていない）
５軸４段５号④能力　人間関係、集団と自己、集団の付合いが引き起こす衝突とその解決方法を分析し、合せて理性的コミュニケーション、相互尊重、及び適当な妥協の基本的な原則を活用できる。
８軸４段２号⑧能力　人類の価値、信仰及び取組み方が科学技術の発展の方向にどのように影響を与えたかを分析する。
８軸４段５号⑧能力　科学技術と研究と運用を評価でき、また職業上の倫理と道徳あるい

は法律の規範を受入れなかった場合に起こり得る結果を見積もることができる。

3）「生活課程」の目標、内容等

領域レベルの理念と目標

「生活課程」の「領域綱領」にも、領域固有のものとして、「基本理念」「課程目標」「段階ごとの能力指標」「段階ごとの能力指標と十大基本能力の関係」「実施要点」及び「附録」が挙げられているが、「生活課程」は「社会」「芸術と人文」「自然と生活科学技術」の３学習領域を統合したものであることから、その３領域から抜萃した部分と独自に説明されている部分がある。「生活課程」には、日本の道徳に対応する内容がかなり含まれているが、それは１－２年の「社会」の内容を含むものだからともいえる。

「基本理念」の部分では、３領域からの抜萃ではなく、独自に次のことが述べられている。すなわり、国民小学の低学年の課程は国民教育の端緒だという位置づけがあるとし、特に生活を中心とし、人と自己、人と社会、人と自然の関係を統合し、生活における各種の相互影響と反省の能力を発展させ、生活の中から学習の基礎を据えるとしている。

「課程目標」の部分も抜萃ではなく、「人と自己」「人と社会」「人と自然」の３つの観点に分けられ、それぞれ次のように説明されている。

(課程目標の３観点)

①人と自己

・芸術的な探索、鑑賞及び表現の活動にあたって、個人と環境の関係を感じさせ、創作の喜びと楽しみを感じさせ、個人の心の生活を豊かにする。

・生活体験をとおして、自分の成長、潜在能力、心身の健康、また自主的な能力を感じさせる。

②人と社会

・自分の周りの環境の特性と変化を認識し､社会の中の各種のネットワークの関係を知り、さらに自分の周りの環境を大切に思うことに進む。

・各種の芸術活動に参加することを楽しみ、文化と芸術の視野を拡げる。

③人と自然

・境中の事物を観察することを好み、発見する楽しみを獲得する。

・周囲の動植物を認識し、理解し、また大切と思う。

・簡単な機材を利用することを好み、各種のおもちゃや器具を製作する。

主題軸と能力指標

「段階ごとの能力指標」の部分については、「能力指標」が３領域から抜萃されて説明されているが、主題軸は独自に定められたもので、以下のように９つが設定されている。

(「生活課程」の主題軸)
第１軸「身の回りの環境を認識する」
第２軸「個人と集団の生活を体験する」
第３軸「社会と生態の関係に気付く〔察覚〕」
第４軸「探索と表現」
第５軸「審美と理解」
第６軸「実践と応用」
第７軸「科学的な過程の技能を発展させる」
第８軸「科学的認識の向上」
第９軸「科学的精神の涵養」

掲げられている能力指標のいずれが道徳に当るかはやはり分かち難いが、「社会」の場合と同様に、敢えて日本の道徳の４つの視点に対応しているように思われる部分を取り上げれば以下のものが挙げられる。併せて、基本能力との関係も掲げる。

掲げ方の整理記号は、「社会」と同様とするが、主題軸番号、段階番号、原本の通し番号は「社会」でのものと異なるので、その領域の整理番号は各末尾に（　）内に入れて示すことにする。

(「生活課程」の能力指標から)
○「主として自分自身に関すること」に対応するもの
２軸１段１号①能力　自分で自己の発展を決めることができることを自覚する。(５軸１段１号①能力)
２軸１段２号①能力　自分の心身の変化と成長を描写する。(５軸１段２号①能力)
２軸１段３号③能力　自分の発展と成長が課程と学校から受ける影響を、例を挙げて説明する。(５軸１段３号③能力)

○「主として他の人とのかかわりに関すること」に対応するもの
〈該当するものなし〉

○「主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること」に対応するもの
１軸１段５号②能力　自然に接することによって、自然と生命に関心を持つことに進む。(４軸１段１号②能力)
３軸１段４号⑨能力　重要な環境問題（空気汚染、水質汚濁、廃棄物処理等）を取り上げ、環境保護の責任を負いたいと願う。(９軸１段３号⑨能力)

○「主として集団や社会とのかかわりに関すること」に対応するもの
３軸１段３号⑥能力　異なる文化との間の差異性に気付き､尊重する。(９軸１段２号⑥能力)

いずれも「生活課程」の主題軸の第１軸「身の回りの環境を認識する」、第２軸「個人と集団の生活を体験する」、第３軸「社会と生態の関係に気付く〔察覚〕」のものである。そしてまた、いずれも「社会学習領域」から抜出されたものである。

４）「綜合活動」の目標、内容等

領域レベルの理念と目標

「綜合活動」には、日本の道徳に対応するもののほかに、日本の特別活動に対応するものがかなり含まれている。

「綜合活動」の「領域綱領」にも、領域固有のものとして、「基本理念」「課程目標」「段階ごとの能力指標」「段階ごとの能力指標と十大基本能力の関係」「実施要点」及び「附録」が挙げられている。

「基本理念」の部分には、「綜合活動」の意味と領域の範囲が説明されている。

「綜合」とは、あらゆる事物中に自然に融け込んでいる〔涵融〕各種の知識を指し、「活動」とは智恵と行為を兼ね具えて進行していく活動であると解釈されている。そして、知るところの森羅万象〔万事万物〕に対して、一個人がより深まった認識を持とうとするのであれば、実践、体験、及び反省・思考をとおして意味の内面化〔内化〕を進行させ、内面化した意味を構築しなければならないと説明し、本学習領域は、この教育理念を実際のものとするために設置されたものであるとしている。

学習領域が包含する範囲については、学習者を導いて、実践、体験及び反省させる活動、また知るところを検証し応用させる活動を含むものだとしている。そして従来の国民小学・国民中学の輔導活動、ボーイスカウト活動、家政活動、団体活動は、本領域の課程目標に非常によく合致しているので、本学習領域の範囲内に含まれると説明している。本学習領域は、また、綜合活動理念に合致した２つ以上の学習領域に跨がっていて、連携する必要のある教育活動を含むことができるとし、あるいは単独の学習領域の人力と資源では支援し難いものであれば、学校をとおして校内外の資源となる人材を活用する必要がある、としている。

「課程目標」として、上記の理念を基にして、以下のような４つが挙げられている。

（「綜合活動」の課程目標）

① 知っていることを実際に行い、体験すること：
綜合活動学習領域は、学習者が活動中の実践をとおして、学習者に直接体験と即時の情報フィードバックを得させ、そのプロセスにおいて、知っていることを応用することによって、自分に対する理解を増進させるものである。

② 個人の意味を反省・思考すること：
綜合活動学習領域は、学習者が活動に参加している間に、自己の体験を表現し、反省・思考する時間と機会を持つゆとりがあれば、自分のやり方で活動に対する意義を表現してもよい。

③ 学習経験を拡大すること：
綜合活動学習領域は、学習者に多くの感覚器官で世界を体験させ、開放的で多様な学習環境を提供し、以て情報の選択範囲、情報源、情報選択の方式を拡大することを希望するものである。

④ 多元を奨励し、尊重すること：
綜合活動学習領域は、多元的活動をとおして、一人一人の学習者に、個人に属する意義を開発、発掘、並に分ち合わせ、他者の体験を尊重させ、同時に学習者に、社会への参与と自己の責任を負担することを奨励するものである。

主題軸と能力指標

「段階ごとの能力指標」の説明には、４つの「主題軸」と、それぞれに設定された具体的な「能力指標」が 11 乃至 15 項目掲げられている。４つの主題軸は「自己認識」「生活経営」「社会参加」「自己と環境の保護」である。それらのうち、「自己認識」と「自己と環境の保護」は日本の道徳に重なる部分が多く、「社会参加」は日本の特別活動に重なる部分が多く、「生活経営」にはいずれかに係る部分が多い。

４つの主題軸については、その内実〔内涵〕が以下のように説明されている。

(「綜合活動」の４つの主題軸とその内実)
第１軸　自己認識
①自分の潜在能力を探索し、自己の価値を肯定する。
②生命を尊重し、自己及び他者の生命を大切にする。
③自分が家庭及びコミュニティの中に持つ位置づけをさがす。
④文化と歴史の中における自分の位置づけをさがす。
⑤興味・関心、得意なもの、及び生涯学習の理解〔体認〕を伸ばす〔発展〕。
第２軸　生活経営
①日常生活の衛生と栄養を重視し、健康を保つ習慣を育成する。
②仕事、感情、及び休暇生活を均衡させる。
③家庭生活を重視し、家族との親密な関係を発展させる。
④大自然を体験し、野外生存の技能を育成する。
⑤個人の生涯を知り、計画する。
第３軸　社会参加
①団体自治、責任を負うこと、規律〔紀律〕の尊重。
②人間関係を発展し、人と人との有効なコミュニケーションを学習する。
③社会に対する配慮を発揮し、奉仕の態度を育成し、奉仕活動を実践する。
④社会資源を知り、有効に活用できる。
⑤多元文化を尊重し、国際観を築き上げる。
第４軸　自己と環境との保護
①状況を識別し、自己の保護を学習する。

②空間を適切に活用し、危険の発生を低減する。
③誘惑を拒絶し、危機に対応し、問題を解決する。
④環境を保護、あるいは改善し、環境の永続的発展を推進する。
⑤互助の精神を発揮し、手助けを必要とする人、事、物に対して主体的に協力する。

各主題軸別の、段階ごとの能力指標は以下のように示されている。掲げ方の整理記号は「社会」と同様とする。前述のように第１軸と第４軸は主に道徳に重なり、第３軸は主に特別活動に重なり、第２軸は両者のいずれかに係っているものが多い。

(「綜合活動」の能力指標)
〈第１軸　自己認識〉
１段１号①能力　自分及び自分と関係ある人物・出来事を描写する。
１段２号①能力　自分が家庭や学級にいる時の役割を知る。
２段１号②能力　自分の長所をよいと認め、表現し、また自分を受入れる。
２段２号①能力　様々な活動に参加し、自分の趣味関心と秀でた点を探る。
２段３号②能力　例を挙げて、両性の異同を説明し、その差異の良さを認める〔欣賞〕。
３段１号②能力　他者のよさを素晴らしいと思い、受入れる。
３段２号⑤能力　異なるエスニックグループに対して、尊重し配慮〔関懐〕する。
３段３号③能力　日常生活の中で、自分の趣味関心と秀でた点を持続的に発展させる。
３段４号⑥能力　例を挙げて、社会における各種の文化活動を説明し、自分がこの種類の活動に参加した体験を皆と共有する。
３段５号⑨能力　学習と研究の方法を理解し、実際に生活の中で応用する。
３段６号①能力　自己と家庭、コミュニケーション環境の関係を理解し、自分自身の役割を口に出して話す。
４段１号①能力　生命の起源と発展の経過を体得し、個人の経験と感銘を皆で共有する。
４段２号⑦能力　異なる活動や方式をとおして､自分の趣味関心と秀でた点を表す〔展現〕。
４段３号⑥能力　自分の文化的特色を描写し､自分が文化に対して築き上げた意味〔意義〕と価値を皆と共有する。
４段４号⑥能力　多元的能力を応用し､国際文化に対する自分の理解と学習を表す〔展現〕。

〈第２軸　生活経営〉
１段１号③能力　個人のきちんとして、清潔な状態〔整潔〕をつねに保持し、また学級、学校の共同の秩序ときちんとした状態を維持保護する。
１段２号⑦能力　自分がどのように時間、金銭、及び個人生活をほどよく処理しているか〔安排〕の経験を皆と共有する。
１段３号⑧能力　様々な余暇生活について関連資料を収集し皆と共有する。
１段４号②能力　周辺環境を知り、楽しむ〔欣賞〕。

２段１号③能力　日常的に健康を保ち､個人生活が必要とする技能と一般礼儀を実践する。
２段２号③能力　一般的な家庭工具と家電用品を操作し、家庭生活に参与し、家族と相互に影響し合う〔與家人互動〕質を増進する。
３段１号④能力　家事に参加し、個人が家庭生活を維持する経験を皆と共有する。
３段２号⑩能力　野外生活において自然現象の変化を観察する。
３段３号③能力　自己の生活を改善するのに必要な策略と行動を企画する。
４段１号④能力　自分と家族のコミュニケーションの方法に気付き、家庭生活を経営する重要さを体験する。
４段２号⑩能力　自分の休暇に相応しい活動を計画し、ならびに野外生活の能力を学習する。
４段３号③能力　自分の進学、あるいは職業生涯を計画準備し、同時に自己の選択理由を理解する。

〈第３軸　社会参加〉
１段１号④能力　例を挙げて自己の参加する団体を説明し、併せて団体において他者と活動を共にする経験を共有する
１段２号⑤能力　団体で協力する意義を体得し、団体の構成員に配慮する。
２段１号⑦能力　各種の団体自治活動に参加し、責任を負い、規律を尊重する態度を身に付ける。
２段２号④能力　団体活動に参加し、自分の所属団体の特色を理解し、自己の表現と他者とのコミュニケーションができる。
２段３号⑤能力　社会奉仕〔服務〕の活動に参加し、奉仕の心得を共有する。
２段４号⑧能力　近隣の機関を知り、日常生活に対する社会資源の重要性を理解する。
３段１号⑦能力　団体の自治活動に参加して、具えるべき知識と能力を理解し、自己の能力を評価する。
３段２号⑤能力　社会奉仕に参加する意義を体得する。
３段３号⑧能力　様々な社会資源と支援システムを熟知し、自身及び他者を助ける。
３段４号⑥能力　異なる文化を理解し、多元文化に対する自己の体験を分ち合う。
４段１号⑦能力　団体活動に参加する意義を体得し、団体活動を改善し、あるいは組織することを試してみる。
４段２号⑤能力　世の人々のことを配慮し〔関懐〕、弱小団体の世話〔照顧〕をする。
４段３号②能力　世界各地の生活方式を知り、多元社会の生活で具えるべき能力を理解する。

〈第４軸　自己と環境との保護〉
１段１号⑨能力　家と学校の周辺環境を観察し、並びに自己を保護する方法を知る。
１段２号⑩能力　自己の生活空間を整理し、安全な環境にする。
１段３号⑥能力　環境保護と自分との関係を知る。

2段1号⑨能力	各種の人為的な危険状況を識別し、自己を保護する方法を訓練する。
2段2号⑩能力	空間を適切に利用し、危険の発生を低減する。
2段3号①能力	自分が様々な状況の中で引き起こす可能性のある反応を理解し、併せて誘惑を拒否〔抗拒〕することを学ぶ。
2段4号⑥能力	例を挙げて、環境の保護改善の活動内容を説明する。
3段1号⑩能力	各種の災害と危険情報を認識し、どのように対応すべきか実際に訓練する。
3段2号⑨能力	環境の変化と破壊がもたらすおそれのある危険を探索し、いかにして環境と保護改善をなすか討論する。
4段1号⑨能力	人と自然の関係を知り、日常生活中の事物に対して系統的な観察と探求をできるようにし、問題の発見と解決をする。
4段2号⑧能力	人為環境と自然環境が引き起こすおそれのある危険と危機を分析し、環境の保護と改善の策略と行動の計画を作る。

課程計画内容に対する最低要求

綜合活動の課程計画の内容を定めるにあたっての最低要求として 10 項目が指定されている。それらの指定要求事項の内容を、道徳と特別活動に分け、さらに日本の道徳の４つの視点に分類して整理して以下に掲げる。

道徳に対応する部分は以下のとおりである。

(指定要求事項中、道徳に対応するもの)

「主として自分自身に関すること」

⑥自己を探索し理解する活動：様々な活動に参加することによって、自己の能力、興味、考え方、情緒〔情緒〕及び価値観を次第に理解し、自己の特長〔特長〕をよいと思い〔欣賞〕、自己の欠点を受入れ〔悦納〕、個人の生涯の発展を促進し、自己指導の能力を育成する。

「主として他の人とのかかわりに関すること」

⑦人間関係とコミュニケーション活動：様々な活動に参加することで、集団と自分の関係、団体における自分の役割と位置づけを理解し、感情〔情緒〕の管理と有効な人間同士のコミュニケーション技巧を学び、それによって、正しい〔正確的〕生活管理能力、及び人と人との良性の相互影響を増進する。

「主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること」

②生命教育活動：生・老・病・死に対して感じることを観察し、皆と共有する〔分享〕過程で、生命の意味と存在の価値を体得し、自己と他者の生命を尊重し、大切だと思う〔珍惜〕心情〔情懐〕を育成する。

「主として集団や社会とのかかわりに関すること」

①自治活動：幼年から年長まで、自己管理の事務的権限を次第に増加し、自律的で責任を負う情操を高め、関連する手順と技能を学ぶ。

③社会奉仕活動：参観、訪問及び実際の参加をとおして、社会現象を理解し、自己と社会の関係を体得し、人々に配慮する心情〔情懐〕と行動力を育成し、よろこんで実際に社会奉仕に参加するようにする。

⑨両性の関係と相互影響：家庭、学校及び社会における家庭における関係を理解することから始め、両性の相互影響のモデルを学習することに進み、両性協力を促進する組織と活動をデザインできるようになる。

⑩家庭生活活動：家庭と学校における活動において、基本生活能力を育成、実践し、個人、家庭、学校、及びコミュニティの相互影響をとおして、家族関係を増進し、愛すること、愛されること、配慮を持つことをよく体験し、あるいはよく観察する〔体察〕。

また、特別活動に対応する項目は以下のとおりである。

（指定要求事項中、特別活動に対応するもの）

④危機を識別し処理する活動：

様々な活動に参加し、体験する中から、生活周辺で個人、人々、自然環境を脅かす各種の安全問題に対する観察力を増加し、危機に備える方法を練習し、また適時他者に協力できるようになる。

⑤野外休暇と探索活動：

野外休暇活動〔野外休閒活動〕とは野外で各種の身近な自然を背景として行うものを指す。この活動のねらい〔旨〕は学習者が野外で生存できる知識と能力〔知能〕を学習することを促すことにある。自然を鑑賞し、享受し、畏敬する気持ちとその能力を育成し、それによって、生活上における休暇の積極的意義を体験する。

戸外探索教育活動は同様に戸外体験学習を強調するもので、身体学習と環境作り〔情境塑造〕を活用することを特色とする継続性のある〔系列性〕団体活動である。それらの活動のねらい〔旨〕は、団体活動の過程をとおして個人々々の差異を発見し、相互学習を促し、さらに他者と自分との相互信頼を深め、団体の成長を促すことである。

⑧環境教育活動：

環境に対する体験、鑑賞、学習、探索及び行動などの環境学習活動をとおして、学習者が、人と環境の相互依存の関係を理解でき、周辺の自然環境と社会環境に配慮できるようにし、責任ある環境行為を採用できるようにして、一人の良好な公民になるようにする。

説明によれば、そのような指定要求事項を設けた理由は、十分に重要な教育活動に対し

て、学校は関連する課程の計画と授業を必ず進行させねばならず、省略したり、意図的に重視せずに稀薄化したりすることはできないことを示すことにある、ということである。そして、指定要求事項の内容が本学習領域総時数に占める時間は、10%を下回ってはならないとしている。

５）実施、評価等

「実施要点」には、教育課程全体についてのものと、各領域綱要に固有のものとして書かれたものとの２つのレベルがある。

課程全体のレベル

課程全体についての「実施要点」として掲げられているのは、新課程の施行計画、学習時数、課程実施、教材の編集・審査・選択、課程の評価、授業の評価、教師育成、及び行政の権限・責任である。それらのうち課程実施以下からは、従来行政機関が負っていた多くの責任が学校に委ねられたことが読み取れる。

新課程の施行計画と授業時数については、本稿の前の部分ですでに紹介した。

課程実施以下の事項は、学校の意思決定の仕組みと関わる内容である。

課程の実施については、意思決定の仕組みについて書かれている。各校は「課程発展委員会」を設け、その下部組織として「各学習領域課程小組」を設けて決定することとされ、手順の概要も示されている。授業時数のうちの「弾性学習」の時数の学校裁量もその組織をとおして決定される。

教科書、教材の編集と選択についても、審査の権限の所在、審査方法の決定権の所在などが書かれている。現在、国民小学１年から国民中学３年（９年次）の教科用書編纂は民間に開放されているが、実施要点では、審査方法とその基準を教育部（文部科学省に相当）が定め、審査機関の「審定」の後、各学校で選んで用いることが明記されている。それら以外に、学校が選択肢、あるいは独自編集する教材も使用できるが、学年全体または全校で、かつ１学期全体にわたって使用する場合には「課程発展委員会」に送付して審査を受けなければならないとしている。

授業の評価に関することも権限、実施方法などが書かれている。各校独自に課程に沿った授業内容を決定できることに対応したものであろう。課程評価〔課程評鑑〕は、対象範囲に、課程教材、教育計画、実施成果を含むとし、中央政府、地方政府、各学校が、それぞれの権限と職責に依って分担協力して行うとされている。書かれている仕組みは、学校とその監督機関の意思決定の枠組みといってよいであろう。

中央政府が担うのは、課程評価のシステム〔評鑑機制〕を作って実施し、課程改革と関連して推進した諸措置の成果を評価すること、また、各学習領域の学力指標を作り、地方及び学校の課程実施の成否を評価することである。地方政府が担うのは、学校が推進し実施している課程の問題を定期的に理解し、また改善の対策を提出することであり、学習評価〔教学評鑑〕の計画を立てて進めること、それによって教育成果と品質を改善し、確実に保証することであり、そして学校が行う各学習領域の学習成果アセスメント〔評量〕の指導である。学校が担うのは、課程と授業の評価〔評鑑〕の実施に責任を負うこと、また

学習評価〔評鑑〕を行うことである。

評価の方法は多元的な方式を採用して実施し、形成的評価〔形成性評鑑〕と総括的評価〔総結性評鑑〕を兼供えたものとする。評価の結果は、有効利用すべきものだが、有効利用には、課程の改善、教育計画の選定編集、学習成果の向上、評価後の検討が含まれるとする。

学習のアセスメント〔教学評量〕についても掲げられているが、学習のアセスメント、学力検査等は、教育課程の趣旨に合せて実施されるべきだと書かれている。学習のアセスメントに関することは、児童生徒の成績アセスメントの準則の関連規定に依って行うが、その実施方法は教育部が別に定めるとしている。また、高級中学と高級職業学校への多元入学制度の推進と協調し、教育部が、本課程の内容を斟酌して「国民中学基本学力検査」を実施し、以て生徒の学習成果を検査し、その得点を入学の参考とすべきだとしている。さらに、「国民中学基本学力検査」の編製、標準化及び実施の諸事については、この課程綱要の「能力指標」及び関連する法令の規定によって行うとしている。

教師育成〔師資培育〕の部分に書かれていることは、新に必要となる教員の育成に関することである。まず、「教師育成機構」〔師資培育機構〕が、「師資培育法」の相関規定に依って、９年一貫課程に必要な教員資質を育成することが挙げられている。次に、特に英語教員に関して、県市政府及び各校は、教育部の「国小英語教員資格審査」〔教学師資検核〕を通過し、かつ国民小学教師資格を取得した教師を、優先的に任用して、国民小学５、６年級の英語教育を担当させるとしている。そして、国民中小学９年一貫課程教師の領域専門教師〔領域専長〕検定は、「高級中学以下の学校と幼稚園の教員資格検定と教育実習の実施規定」〔高級中等以下学校及幼稚園教師資格検定及教育実習辦法〕に取り入れられるとする。

最後に、行政の権限・責任について書かれている。書かれているのは、学校に大幅な自主性が認められる仕組みの下で、地方政府と中央政府がこの課程を推進するにあたって担うべき役割である。

地方政府については、次のように書かれている。①地方の各級政府は予算を編成して、(1)教育行政人員、学校の校長・主任・教師の新課程の専門知識能力の研修を行い、(2)関連の教具とメディアを政策配布し、教育設備と参考図書を購入配置し、(3)学校が、課程と教育方法の研究活動を行うことを補助し、(4)各学習領域の「教学輔導団」を創設して、定期的に学校を訪問して、教師が教育活動を行うことに協力する。②地方政府は地区特性と関連資源に依って、郷土教材を発展させ、あるいは学校に適当な郷土教材を自ら編集する権限を与える。③地方政府は学校課程計画の検査を行う〔備査〕以外に、併せて学校が計画によって進めている教育活動を監督指導する。④地域と父母の休み時間の取り方の特性に併せて、「国民中小学学生在校時間」の実施規定を定める。

中央政府については次の諸点が挙げられている。①教育部は、新課程実施に協力できるように、新課程実施の一連の措置を研究策定して積極的に推進する。②学習領域課程をインターネットに掲載し、各界の参考に供する。③教員育成機構と協調して、新課程の教員を育成し、併せて新課程の「指導的な教師」〔種子教師〕育成事業を行う。④新課程の推進

に合せて、現行法令の重要な部分の修正を検討し、また関連法規を制定改正する。

領域綱要レベル

次に領域綱領に書かれた「実施要点」を紹介する。

「社会」の領域綱領には「社会学習領域の総合化〔統整〕」と「能力指標に準拠したアセスメント」の２つのことが書かれている。

「社会学習領域の総合化」については、総合化する基本的立場が述べられている。即ち、①総合化を追求し、②合科を奨励するものだ、としている。そして「合科」は総合化の助けにはなるが、「合科」と総合化は同じことではないとする。

「能力指標に準拠したアセスメント」については、一般に、アセスメントの内容と方式は、学生に対する学習の方向付けと教師の教授方式とへの影響が非常に大きいと述べ、このため、能力指標に準拠したアセスメントに関しては、慎重にこれを行うべきだとして、検査とアセスメントの行政的運営、アセスメントの方式、検査方法の３つの面から原則が述べられている。

第１に挙げられた原則は行政的なもので、検査〔測験〕とアセスメント〔評量〕を長期に発展させるべきだとする。政府は、専門的なアセスメント開発機構〔評量発展機構〕を設立し、中小学教師、学科の専門家、心理学者、及び心理測定学者〔測験学家〕等の知的資源を総合し、各種のアセスメント政策、アセスメント・プログラム、及びアセスメント手段〔評量工具〕を長期にわたって発展させ、以て各レベルの政府〔各級政府〕及び国民中小学の使用に供することとし、また臨時的に組織した人員による、あるいは短期的にテスト問題を作成する方式で、中小学生の基本能力のアセスメントを行うことは避けなければならないとする。

第２の原則はアセスメント方式に関するもので、多元的なアセスメント方式〔評量方式〕を採用することだとする。アセスメント方式を狭めることは、往々にして授業方式を狭めることにつながり、同時に児童生徒の学習結果を歪めることにもなる、と述べている。そのため、能力指標に準拠したアセスメントを行うにあたっては、筆記検査に限ってはならないとし、筆記検査をアセスメント方式の１つとして採用するのであれば、決して客観式検査（○×式、選択式、組合せ式〔配合題〕、穴埋め式など）に限ってはならないとする。そして、その理由として、客観検査は、構成力、帰納力、批判力、総合力、表現力、創造性などの各種能力を測るのには不向きだということを挙げるとともに、筆記検査は口頭コミュニケーション、動作技能、手続き操作〔程序操作〕、及び道徳心〔道徳情意〕の各側面を測るのに不向きだということも挙げている。

授業を活発化し、多元化する方向へ向わせるため、アセスメントの方式は、領域の性質を考慮しなければならないとし、適度に教師の観察、自己アセスメント、中小学生同士の相互評定〔互評〕、筆記検査、標準化検査、パフォーマンス・アセスメント〔実作評量〕、動態アセスメント、ポートフォリオ・アセスメント〔檔案評量〕、模擬場面対応検査（状境測験）など、様々な方式を受入れることで、学生が徳、智、体、群、美のいずれにも目を向けるようにさせ、併せて全人的方向へ発展していくのを助けることができると説明して

いる。

第３の原則は検査方法に関するもので、絶対評価型の目標準拠検査〔効標参照測験、criterion-referenced test〕の精神を採用することだとする。その検査の価値の説明を、相対評価型テストの規準集団準拠検査〔常模参照測験、norm-referenced test〕との対比で行い、検査規準は、課程目標に基づいて定めるものであり、児童生徒の「表現のレベル」〔表現的水準〕は、その児童生徒が、課程目標をどの程度達成したかに拠って定まり、他の児童生徒の表現水準とは一切無関係だとし、授業と学習が成功したかどうかを評価するものだと説明する。規準集団準拠検査の方は、児童生徒の個別の差異を弁別し、その結果、人材を淘汰選択することになって望ましいものではないとし、アセスメントには、目標準拠検査の精神を採用した方がよい主張する。アセスメントの目的が、児童生徒が基本能力の学習を完成したかどうかを評価〔評估〕すること、また学校の授業がうまくいったかどうかを評価〔評鑑〕することにあるからだという。また、教育課程編成者たちは、「全ての児童生徒が能力指標の要求を達成し、また全ての学校の教育が成功することを希望する」という言葉で説明を結んでいる。

「生活課程」の領域綱領では、「実施要点」として２点が示されている。１つは教科書の編集に関することで、各学期１冊を原則とし、３領域の教科書に分けてはならないとしている。もう１つは、授業時間数についてで、基本授業時数の 30%以上とするとしている。そして、それら以外の点については他の３領域の課程綱要を参考にするようにとしている。

「綜合学習」の領域綱領の「実施要点」では、実施するにあたっての 10 項目の最低要求、評価の原則と仕組み、及び教員配置の原則が挙げられている。ここでは、特に授業内容に関わりのある評価の仕組みを紹介するにとどめる。（なお、10 項目の最低要求については授業内容に関わるもので、すでに紹介した。）

評価の仕組みの説明にあたって、まず、綜合活動学習領域は、実践、体験、反省思考及び多元という教育目標を持つものであるので、このアセスメントの過程は結果よりも重要であると書かれている。これは、課程全体の評価の部分で示された、目標準拠検査の精神を採用する、という立場に対応したものである。そして、本学習領域のアセスメントで最も重要な原則は、学習者に、自分の興味、自分で選択した方式を用いて、知ったこと、感じたこと、なし得たことを表現させることであるとする。そして「アセスメントの原則」と「アセスメントの方式」の２項が説明されている。

前者では、①全体的であり、多元的だという観点を持つもの、②圧力を避け、学習が楽しみとなるもの、③激励する性質で、過程を重視するもの、という３つの柱が立てられている。それぞれに箇条書で説明が列挙されているが、省略する。

後者で語られているのは、記録の重要性である。アセスメントは記録に基づいて行うとし、最重要な先決条件は、観察することだとする。活動の過程で、学習者に対して詳細な観察をなす。つまり学習者はどのように観察しているか、どのように反応しているか、どのように問題を解決しているか、どのように策を立て行っているか、どのような成果を獲得したか。そして、教師が学習者の活動の様子を記録する方式として、以下の例が挙がっている。①授業の日誌：各学習者が各活動における関連する情報を記録する。②会議の記

録。③研究報告。④活動で得たもの。⑤製作した作品：作成した現物を保管してもよいし、また、録音テープ、録画テープ、写真など多種類の形式で保存してもよい。⑥旅行記。

（３） 高級中学の示し方

「高級中学課程標準」は、「高級中学課程標準総綱」及び「高級中学各課課程標準」で構成されている。

前者は「目標」「科目と時数」「実施通則」の３項目からなり、後者は必修 27 科目のうちの 25 科目（但し統合されて書かれているものがあるため、課程標準としては 24 篇である）及び 54 の選択科目の各課程標準からなっている。道徳教育と特別活動に対応する科目カテゴリーは「公民教育」であり、「公民教育」は「公民」「ホームルーム」「団体活動」の３科目に分けられているが、「公民」にのみ「高級中学公民課程標準」という課程標準があり、「ホームルーム」と「団体活動」とについては課程標準が設けられておらず、「公民」の中に言及されているにとどまっている。

まず、高級中学の教育課程の全体の目標、内容等を略述し、次に「公民教育」の部分を紹介し、さらに実施方法の一部もふれることにする。

１）目標、内容等

高級中学の教育目的は、高級中学法などの規定に倣って「継続して普通教育を施し、健全なる公民を育成し、生涯にわたる発展を促し、そうすることによって学術を研究し専門的な知識・能力を学習する基礎を固めること」と書かれている。

そして、高級中学のレベルの教育目的を実現するために生徒に以下の９項目の目標を達成させるように輔導しなければならないとする。

（生徒に達成させる目標）

① 心身の健康を増進し、学術・技術・道徳〔術徳〕を併せ修めた文武両道〔文武合一〕の人材を育成する。
② コミュニケーションと表現の能力を増進し、良好な人間関係を発展する。
③ 民主と法治の素養〔素養〕を増進し、責任を持ち、法を守り、寛容で、正義に適った行動〔行為〕を育成する。
④ 社会に奉仕し、国家を熱愛し、世界に目を配る情操〔関懐〕を育成する。
⑤ 補助的な性格の学科〔工具性学科〕の能力を増進し、学術研究の基礎を固める。
⑥ 人文的素養を充実し、審美と創作の能力を高め、度量を大きくする。
⑦ 科学的素養を高め、自然環境に対する認識と愛護の気持ちを増進する。
⑧ 自分の潜在能力と仕事環境の理解を増進し、適切な人生の方向を確立する。
⑨ 創造的で批判的な思考、及び社会変遷に適応して一生学習する能力を増進する。

公民課程標準の「目標」の部分には、高級中学の教育目的に対応させて、教育目標が、「生徒の公民素養を育成し、生徒に国家意識を持たせ、健全な現代の公民となす」ことにあると書かれ、その目標が、次の３点に整理されている。

（公民課程の分項目標）
① 現代の公民が身に付けるべき社会、文化、政治及び経済に関する知識と能力を増進する。
② 道徳判断の知識と能力〔知能〕を発展させ、健全な品格を陶冶する。
③ 道理や基準に適った〔正確的〕人生観、価値観、世界観を形成する。

教育の具体的細目については、「教材綱要」という形で、「教材綱目」と「生活規条」の２つが掲げられている。

「教材綱目」は、「社会・文化」「道徳・法律」「政治・国際関係」「経済・世界展望」の４つの柱を立てており、教える内容が列挙されている。その「道徳・法律」の柱の中で、「道徳」としてまとめて掲げられているのは以下のものである。

（教材項目中の道徳の部分）
① 道徳と社会生活
② 我が国の伝統的道徳観
③ 現代社会の道徳の特色と道徳の価値
④ 我々が特別に強化すべき道徳的素養－公徳心
⑤ 活動例
(1)生活の検討：『国民生活須知』を検討する実践
(2)特定問題の講演：公共倫理と現代生活

「生活規条」は、「徳目」とそれに対応する「実践条目」とその「主旨」が掲げられた一覧表である。徳目は合計 12 あり、それぞれ５項目の実践条目があるため、条目は合計 60 になる。以下、徳目ごとに掲げられた主旨と条目を、列挙する。

（生活規条）
①徳目「忠勇」、その主旨は「愛国」
・国民のしなければならない職責に忠実であること。
・負わねばならない義務を引き受けることに勇敢であること。
・自身の職位にあっては、持ち分をよく果たすこと。
・前向きで進取の〔楽観進取〕、努力して向上する精神を身に付けること。
・小さい自己を犠牲にして、大きい自己を完成すること。
②徳目「孝順」、その主旨は「家族を大切にする」〔斉家〕
・父母の好意〔善意〕を受入れ、父母の教え諭しを努力して行うこと。
・父母や目上の人とよくコミュニケーションし、また指導を受入れること。
・兄弟姉妹とは相親相愛であること。
・自らを律して自力で努力し、家庭の栄誉を増進すること。
・自重し、優良な家風を守ること。

③徳目「きちんとし、清潔にする」〔整潔〕、その主旨は「体を鍛える」〔強身〕
・良好な衛生習慣を身に付け、容貌服装をきちんとして、清潔にする〔整潔〕ことを重視すること。
・生活起居に規律を持つこと。
・適時に運動し、休憩し、心身の健康を守ること。
・衣類、靴、防止、日常用品を適当な場所に置くこと。
・住居と公共環境の、きちんとして清潔で、衛生的な状態〔整潔衛生〕を守ること。
④徳目「仁愛」、その主旨は「人とつきあう」〔接物〕
・他者の身になって考え、他者に心配りすること、
・すすんで他者のために奉仕すること。
・穏やかで控え目な態度で人に接すること。
・同胞をいたわり、他の人々にも及ぼすこと。
・生態系を守り育てることを重視し、稀少動植物を保護すること。
⑤徳目「平和」〔和平〕、その主旨は「処世」
・他者の自由を妨げないようにすること。
・他者の意見を尊重し、がんこで独り善がりにならないようにすること。
・なるべく他者と協力し、私利私欲に走らないこと。
・侮辱と侵害に遭遇したら、努めて合理的に解決しようとすること。
・異なるエスニックグループと国家の文化を尊重すること。
⑥徳目「人に助力する」〔助人〕、その主旨は「楽しみ」〔快楽〕
・公益事業に熱心であること。
・他者の慈善行為を賛助すること。
・他者の身になって考え、他者の困難を思いやること。
・他者が困難を解決するのをできるだけ助けること。
・他者が紛糾を解消するのをできるだけ助けること。
⑦徳目「礼節」、その主旨は「物事を円満に進行させる」〔治事〕
・礼儀をもって人に接し、適切に応対すること。
・時間を守り、事を処理するにあたって節度を持つこと。
・目上の者に対する態度は礼儀正しく丁寧〔恭敬〕であること。
・どんな場所であっても、礼儀正しく秩序正しくあるよう注意すること。
・他所の地域に旅行する時は、その地域の風俗に従うように注意すること。
⑧徳目「服従」、その主旨は「責任を負う」〔負責〕
・国家の法律と規律〔法紀〕に従うこと。
・よく自分の責任を果たすこと。
・公共事務の処理にあたっては、団体規範に従わなければならないこと。
・良くない行為があった時には、進んで社会的制裁を受入れること。
・多数者の決定に従うと共に、少数意見を尊重すること。
⑨徳目「学問」、その主旨は「人々を救済する」〔済世〕

・仕事をするにあたっては、慎重に考え、曖昧にしないこと〔慎思明辨〕。
・虚心な学習態度を保持すること。
・良書を読む習慣を身に付けること。
・自らの手で製作し実験する興味を育成すること。
・専門的に深く学んで、国家社会に貢献すること。
⑩徳目「信義」、その主旨は「身を立てる」〔立業〕
・信用を重視し、ずる賢く立回らないこと〔不投機取巧〕。
・道義を守り、他人に損をさせて自己の利益をはかることをしないこと。
・約束を重んじ、行ったことは必ず実行すること。
・仕事はしっかりと真面目に行い、いいかげんに責任逃れをしないこと。
・公平正義を追求し、困難、危険に陥ることを恐れないこと。
⑪徳目「勤倹」、その主旨は「奉仕」〔服務〕
・勤勉〔勤労〕の美徳を発揮すること。
・貯蓄の習慣を身に付けること。
・倹約質素な生活を保持すること。
・公共の資源と公の財産を大切にすること。
・エネルギーを節約し、環境保護を重視すること。
⑫徳目「根気」〔有恒〕、その主旨は「成功」
・規律のある日常生活の習慣を身に付けること。
・持続的で怠けない学習態度を表すこと。
・学を求め、事をなす時には、必ず計画を立て、段取りを設けること。
・絶えず自力で奮闘する〔自強不息的〕精神を以て徳を積む修業をすること。
・良くない習慣や嗜好を断つために、決心が必要であること。

解説によれば、この表は、ホームルームや団体活動で集中的な訓練を実施する際や、生徒自身が一歩進んだ学習をする際の参考になるものである。そして、弾力的な活用の仕方について言及されていて、次の３点が挙げられている。

（授業時間の弾力的な運用について）
- 徳目と徳目の間には、関連する部分が非常に多いので、実施時には実際の状況を見て整合性を考慮してよい。
- 表の項目は、学年指定をしておらず、条目内容には自由裁量の幅があるので、実施時には増減を考慮できる。
- 生活規条の条目の下で、教師は学生と徳行の細目を話し合って定め、具体例を列挙し、実践の便とすることができる。

「生活規条」は、新しく導入された中小学９年一貫課程綱要が徳目を示さないのとは明らかに対照的な性格のものである。

２）実施方法等

実施方法などに関して、高級中学の全科目に共通にあてはまることが、「高級中学課程標準総綱」に「実施通則」としてまとめられ、「課程の編制」「教材の編集選択」「授業の実施」「授業の評価」〔教学評量〕「教学輔導」及び教育に関する評価の項目が掲げられているが、日本でいう道徳及び特別活動に特に関わるものとしては、「授業の評価」中に掲げられた５項目のうちの２番目のみである。即ち、評価は「徳」「智」「体」「群」「美」の「五育」に均等の重みをおき、「認知」「情意」「技能」の３領域を併せて配慮し、各領域それぞれの中の下位の層に及ぶ、としている。その五育の扱いについては台湾では「五育均衡発達原則」〔五育均衡発展原則〕と呼ばれることがある。なお、原文で使われている「評量」等の言葉は､国民中小学と高級職業学校との規定で使われている用語の意味とは異なっていて、統一されていないが、他の教育課程に比べて作成時期が古いことがその原因である。

科目レベルの実施方法などについては、「高級中学公民課程標準」中に８つの項目が挙がっているが、日本でいう道徳的及び特別活動の内容的な面に含まれそうに思われるのはそれらのうちの「教育の要点」と「教材編纂選定の要領」の２項目である。

まず、「教育の要点」に次の２つの要点が挙がっている。

１つは「公民活動の輔導要点」で、次の４点が挙がっている。

（公民活動の輔導の要点）

① 公民行為の実践は、公民知識の講義と同等に重要である。教師は授業の中で講習を実施し活動を指導する以外に、校内活動や校外の機会を利用して、学生の参加を輔導することが適当である。

② 教師が学生生活を輔導し、公民教材を講義する時間は弾力的な運用を考慮することが適当である。教材の一段落を講義する時、教材内容を根拠に、適当な活動を実施し、相互に組合せるのは最もよい方法である。

③ 各種の活動の進行は、生徒が主体となって、自発的に共同で問題を探らねばならず〔探討〕、教師は、傍らから適切に輔導を行わなければならない。

④ 学校環境は適当な飾付けと設備があるべきで、それらを組合せて公民活動を実施する。

もう１つは「公民の生活規条の実施要点」で、次の４点が挙がっている。

（公民の生活規条の実施要点）

① 公民生活規条の実施にあたっては、教師は教材による授業と輔導活動に合せて、随時参照して活用することが適当である。

② 生活規条を定めた主旨は、解説〔講解〕よりも実践が重要だということである。生徒がきちんと実践する、という見地から見て、教師は、各徳目の実践条目ごとに、生徒がさらに「徳行細目」を相談して決めるように奨励すべきである。実行を共同

で奨励するのに便利なように、具体的事例を列挙することが適当である。
③ 教師は、授業の内外で、随時動機を引出し、生徒が自発的に生活規条の研究と実践に気をつけるよう啓発することが適当である。
④ 教師は、生徒の個性を理解し、適当な活動に参加することを奨励し、また特殊な生徒には個別輔導を実施することが適当である。

次に「教材編纂選定の要領」から、特別活動と道徳の内容面に関係する部分を抜萃して以下に掲げる。いずれもどのような教科書を編纂すべきかの説明である。

（教材編纂選定の要領から）
- 教科書中には、『国民生活須知』（1968 年頒布）『国民礼儀範例』（1970 年公布）に関する資料を参酌して教材に編入し、教師が生徒を指導し、生活規範活動の実践のより所とすることが適当である。
- 教材綱要中には「活動例」という項があるが、「教材綱目」と配合することが望ましく、教科書編纂者は、講演、座談、参観、訪問、調査、訓練、競技、弁論、生活反省〔生活検討〕、グループ討論、ロールプレイ、メディア学習などの活動方式を参酌し、進行プログラムと準備事項などを提示し、教師が活用できるように教科書の中に取り入れることが適当である。
- 教科書編纂者は、「教材綱目」の叙述に対して、「生活規条」に並べられた徳目、条目及び主旨を、教師が授業で使えるように、可能な限り、取込むべきである。

（４） 高級職業学校の示し方

高級職業学校は、工業、商業、農業、家事、海事水産、医護、芸術の７類に分れており、各類には合計 64 の科が設けられ、生徒はその科のどれかに入学する。課程標準は類のレベルで編制されているものと、類の中の群のレベル（いくつかの科をまとめたもの）とがあり、設備標準と合体させて「商業職業学校課程標準暨設備標準」や「工業職業学校土木建築群課程標準暨設備標準」というように定められているが、実質的には 64 の科全てに課程標準が設けられている。また一般科目については別個に共通のものとして「職業学校一般科目課程標準暨設備標準」が設けられている。

１）目標、内容等

高級職業学校の教育の目的は、職業学校法の規定に沿って「職業についての知識と能力〔知能〕を充実し、職業道徳を涵養し、継続的に研修をしていく能力を強化し、生涯にわたる発展を促し、健全な現場技術人員〔基層技術人員〕を育成すること」とされている。

そして、その目的を実現するために生徒に以下の４項目も目標を達成させるように輔導しなければならないとする。

（目的を達成するための目標）
① 職業についての知識と能力〔知能〕を充実し、職業活動を行う基本的能力を育成す

る。
② 職業道徳を陶冶し、熱心に仕事に取り組む〔敬業楽群〕、責任感のある進取の精神を持つ〔負責進取〕、勤勉で奉仕する〔勤労服務〕仕事の態度を身に付ける。
③ 人文と科学技術の素養を向上し、生活の内実を豊かにし、創造的な思考と、社会変遷に適応する能力とを増進する。
④ 継続的に研修をしていく興味・関心と能力を身に付け、以て生涯学習と生涯にわたる発展の基礎を固める。

日本でいう道徳と特別活動に対応する内容で、必修として設置されているのは週４時間の「活動科目」だけである。但し、課程標準のようなものは定められていない。「活動科目」は週１時間の「ホームルーム」と週３時間の「連合活動〔聯課〕と週会」に分けられている。各科の課程標準中の「科目表説明」中では、学校の裁量で、サークル活動、輔補導活動、芸文活動及び週会等の活動や、補習の時間に当ててよいとされている。なお、「活動科目」の目標は明示されていない。

道徳については、特別の時間は設けられていないが、目標②の部分に言及があることからもわかるように、軽視されているわけではなく、各科目の授業と活動の時間に、法治教育、道徳教育、職業安全衛生、生活教育、健康教育、環境保護教育、生涯設計、価値形成〔価値澄清〕、両性関係などを融け込ませ、そうすることによって学生の学習内容を充実させるとともに、日常生活と密接に結びつけるべきだとされている。

また、「一般科目」中の選択科目「公民ⅠⅡ」には、日本の道徳に対応するような内容が明示されている。「公民ⅠⅡ」は「職業学校一般科目課程標準暨設備標準」に掲げられている。

「一般科目」が設定されている目的は明示されていないが、「一般科目では、生徒が均衡に発達した健全な公民になることができるように、人格修養、文化陶冶及び芸術鑑賞を重んずるべきであり、また専門職業上の知識との配合にも注意すべきである」としている。

「公民ⅠⅡ」の「教育目標」は、次の６点を掲げている。

（公民ⅠⅡの教育目標）
① 理想的な生活態度を身に付けさせ、道理や基準に適った〔正確的〕人生観、価値観を確立する。
② 民主社会に参与し、公民の職責を引き受けるのに必要な知識・技能・態度を育成する。
③ 民主法治の真の意味を認知し、正当な手続きによって合法的な権利を保障する能力を発展させ、法を尊重し、実際的なものを重んじる精神を確実なものにする。
④ 多元文化観を育成し、国際視野を発展し、異なるエスニックグループと文化の理解と尊重を増進する。
⑤ 社会の実状とあるべき姿〔実然和応然〕を区別し、社会の人々への配慮〔関懐〕の気持ちを呼び起こす。

⑥ 時代変化の趨勢を認知し、生涯学習の態度を作り上げ、社会の変遷に適応できるようにする。

「公民ⅠⅡ」の授業の内容は「教材大綱」として掲げられているが、前期に４単元、後期に４単元で、シラバスはおおむね以下のようなものである。

(公民ⅠⅡのシラバス)
(前期)
１　充実した生活内容
(一)理想的な生活形式
　①相応しい〔合宜的〕価値観
　②奉仕の人生観
(二)幸せで円満な〔美満的〕家庭生活
(三)勉強・仕事と余暇の生活
(四)科学・文芸と生活
(五)宗教と心の向上と
　活動：
　①生活の芸術（座談会）
　②様々な異なる生活方式、文化背景を持つ人は、どのように充実し有意義な生活を作り上げるかを理解する。(訪問、新聞スクラップ、招待講演、特定テーマ研究)

２　広範な社会への関心
(一)社会制度と社会の価値観
(二)家庭制度と家庭倫理
　①愛情と婚姻
　②家庭の仕組みと機能
　③家庭倫理
(三)両性関係と平等社会
(四)社会建設と逸脱
(五)社会発展と衝突
　活動：
　①重大な社会的問題の研究討論
　②学校所在地のコミュニティの社会的問題の体験観察〔体察〕

３　健全な民主法治
(一)我が国の憲政体制とその運用〔運作〕
(二)我が国人民と政府の関係
　①人民の権利と義務

②政府の権利と義務
③法を守る精神と政治の責任
(三)法手続きと権利の維持保護及び救済
(四)政治、政府、基本的人権
(五)政治参加と政治の革新
活動：
①模擬：立法院あるいは県市議会開会状況
②グループ報告：争議中の社会問題あるいは司法裁判を素材とする。

4　積極的公民参与
(一)公民の資質〔素質〕
①人間相互の影響、及び団体への参加の機能
②単独で思考し判断する能力
③情報を吸収し、新しい知を構築する能力
(二)コミュニティ参与とコミュニティ営造
(三)社会参与と社会改革
(四)国際社会と国際事務とへの参加
活動：
①社会公益団体の訪問と参観
②簡単に行えるコミュニティ奉仕計画、並にそれを実施することを立案する。
③民間参与の国際組織と国際事務を知る。

(後期)　　＊：必ず教えなければならない部分
5　調和のとれた多元文化
(一*)多元文化と開放社会
(二*)多元文化と文化の差異
(三*)文化価値観と文化尊重
(四*)台湾のエスニックグループとその文化
(五)文化の交流、衝突と寛容〔涵化〕
(六*)共存協栄の地球村
活動
①文化採集〔采風〕活動
②文化交流活動

6　永続的な環境経営
(一*)人と自然の関係

(二)環境倫理と人類の永続的発展
(三*)生活方式と生態環境の維持保護と
(四)経済開発と生態保護育成のバランス
(五*)我が国の自然環境と生態の保護育成の仕事
(六*)生態環境と人類共同の福祉
活動：
(一)生態の保護育成と経済開発のいずれが重要かの弁論
(二)討論
①いかに生態環境を維持保護するかを討論する。
②日常生活において環境保護の観念を実行する。

7　高尚な職業道徳
(一*)仕事の意義と価値
(二*)生涯計画と職業の選択
(三*)投資と財産・財務管理〔理財〕の観念
(四)事業者の社会的責任
(五)労働者の権利・利益と調和のとれた労使〔労資〕関係
(六*)職業倫理と職業に打込む気持ち〔敬業精神〕
活動：
①各業種各社の創業成功者あるいは経営上の適切な方法を身に付けた人士を訪問する。
②各業種各社の職業規範を収集する。
③企業の経営理念を講演する。
8　発展的な学問と実践の思想〔学行思想〕
(一*)情報と科学技術の時代の特性
(二*)マスコミュニケーションと情報の選択
(三)多元社会と価値判断
(四)科学技術と情報の時代の人文的素養
(五*)生活の挑戦と自己の調節
(六*)生涯学習と社会適応
活動：
①前年度の我が国○○職業 10 大ニュースの活動を評価選抜する活動
②コンピュータネットワークによる情報交流活動

2）実施方法等

実施方法等について、各科目に共通にあてはまるレベルで書かれている事項で、日本でいう道徳あるいは特別活動の内容に関係するものは、「教育アセスメント」及び「教育輔導」の部分にみられる。但し、生徒の成績評価をしなければならないのは、紹介したうちで「公民ⅠⅡ」のみである。

「教育アセスメント」は７項目が挙げられているが、そのうち次の４項目が関係している。

(アセスメントに関する事項から)
①授業〔教学〕は客観的アセスメントを行わねばならないが、また、生徒を指導して自己アセスメントを行わせ、それによって、学習の成就と困難を明瞭にし、授業を先に進めるか、補習授業をするかの根拠とし、併せて生徒が成績向上によって励まされるようにする。
②教育の方針は、五育（徳・智・体・群・美）の均等な重視にあり、アセスメント内容は認知（知識）・技能、情意（行為、習慣、態度、理想、関心・興味、職業道徳）にも配慮しなければならず、生徒の健全な発達の利となるようにいずれもおろそかにしてはならない。
③アセスメントの方法には観察、作業測定〔評定〕、口頭試問、筆記試験、検査等があり、教師は単元の内容と性質に応じて、生徒の作業、パフォーマンス、感想レポート〔心得報告〕、実際の操作、作品、その他の表現に対して、機に応じて用いる。
⑤総括的アセスメントを実施する以外に、生徒の学習の輔導が間に合うように、授業中にさらに診断的アセスメント、及び形成的アセスメントを行って学習困難を把握すべきである。

「教育輔導」には５項目が挙げられているが、そのうち次の３項目が関係している。

(教育輔導に関する事項から)
① 教育目標の達成は、もっぱら優良な教師に依存するものである。教師は、愛する心、信ずる心、辛抱する心〔耐心〕を以て生徒の輔導をしなければならず、同時に熱心に仕事に取り組む〔敬業楽群〕専門的職業人の精神を持つべきであり、それらによって、人の手本としての立場をうちたてる。
② 全校教師は等しく生徒の輔導に責任を負うが、授業〔教学〕の過程において、機会をみて生徒に、正しい人となる道理、仕事に従事する方法、及び、世の物事人物に対応し、接する〔処世接物〕態度を提示すれば、併せて身を以て範を示すことが可能である。
③ 輔導活動は教育上の重要な仕事なので、各校は手落ちなく利用し、そのことをとおして、生徒の能力、性向、趣味を了解し、また学生の個別の問題を発見した時は適時輔導を行い、それをとおして、生徒の学習効果、及び人格の適応性を増進する。

実施方法等で、「公民ＩⅡ」の科目レベルで書かれている事項は、教育方法、教育資源・教材の選択・編集、アセスメントの方法、及び関連事項であるが、それらはいずれも、道徳的な内容に関わりが大きい。

教育方法に関して挙げられているのは次のことである。

（教育方法）
① 教育方法は、教育内容の性質に応じて定めるべきである。
② 学期が始まる時に、教師はまず、生徒と共同で、本学期の教育計画及び公民活動の実施計画を策定すべきである。
③ 公民活動の設計と実施は学生を主体とし、できるだけ、学校活動計画及び生徒のクラブ活動と結びつけるべきである。
④ 公民活動はなるべく現場に入り込む方式〔融入式的方式〕か分散方式を採用し、学期内全体の教育計画と結びつけるべきである。

教育資源・教材の選択と編集に関しては次のことが書かれている。

（教育資源・教材の選択と編集）
① 教材の編纂にあたっては核心的価値と道徳を融合して各単元中に入れるべきである。
② 教師は授業を行うにあたって、生徒の求めを見ながら、随時時事的な、本土的な〔本土性〕（本土とは台湾、澎湖、金門、馬祖を指す）、世界的な、そして生活化した教材を補充し、世界的な、及び生活化した教材を補充し、授業内容を豊富な生き生きとしたものにすべきである。

アセスメント方法に関しては次のことが書かれている。

（アセスメント方法）
① アセスメント方法は、なるべく多様化〔多様化〕し、生徒の個別の差異にも配慮するものであるべきである。
② アセスメント内容には、なるべく、検査〔測験〕の結果、授業への参加度〔課堂参与〕、ホームワーク〔家庭作業〕の出来、及び「公民活動」の参加の様子を含むべきである。

また、関連事項として書かれているのは、次のような校内全体の体制である。即ち、公民科は学校の「公民教育」の核心であるので、学校は公民科教師と事務系や関連の教職員とをまとめ、授業グループ、事務的技術支援グループ〔行政技援小組〕、及び評価グループ〔評鑑小組〕を含む「公民教育」推進委員会を設けること。その委員会の活動をとおして「直接教育」と「間接教育」との総体としての効果を上げるように、「教育設計のシステム化」を進めてもよいとしている。

４．　カリキュラムの特色と我が国への示唆

今後、台湾の教育課程は、高級中学、高級職業学校とも「国民中小学九年一貫課程綱要」と同様の傾向のものに向って行くと予想される。そこで、同課程に見られる特色を以下に挙げておくことにしたい。

1　政府が規定する教育内容は、与える知識の範囲や物事に対する理解の程度あるいは体験すべき活動などではなく、育成する能力であるという考え方が、各学習領域を通じてかなり徹底している。例えば挨拶については、「日常的に健康を保ち、個人生活が必要とする技能と一般礼儀を実践する」という能力指標の形で示されている(「綜合活動」の能力指標第２軸参照)。これは１つの教育観であると共に、中央政府ではなく、学校の裁量を大きくするという考えの現れでもある。

2　道徳に関する教育内容では、日本の道徳教育の４本柱の１つである「主として他の人とのかかわりに関すること」に該当する内容が、日本の現行の指導要領ほど明瞭に分離されていないように思われる。教育課程全体の目的や能力指標ではその面もかなり取り上げられているとはいえ、個人と社会集団の関係の問題に含まれて扱われている部分もある。

3　儀式の進行方法の規定などが教育課程には現れてこない。

4　児童生徒の成績評価以外に、学校評価の仕組みが教育課程に書込まれている。

付記：資料収集にあたって、台北市立永吉国民小学を訪問し、校長・陳庭獅氏、教務主任・黄淑芳氏、教師・葉庭宇氏の協力を得た。

引用・参考文献

台北市政府教育局編印『中等学校教育法令彙編』、2001 年
『国民中小学九年一貫課程綱要　社会学習領域』教育部、2003 年
『国民中小学九年一貫課程綱要　生活課程』教育部、2003 年
『国民中小学九年一貫課程綱要　綜合活動学習領域』教育部、2003 年
『高級中学課程標準』教育部、1996 年
教育部技術及職業教育司編『職業学校一般科目課程標準暨設備標準』、1998 年
教育部統計処編『中華民国教育統計　民国九十二年版』教育部、2003 年
教育部統計処編『中華民国教育統計　民国九十三年版』教育部、2004 年

（所澤潤　協力：林初梅）

教 育 課 程 比 較 表

＊以下の比較表における記載事項は 2003 年 10 月時点の各国教育課程に基づく。

＜道　徳＞

国　名 項　目	日　　本
1　対応する教科等の名称	道徳の時間(1-9)
2　教育課程上の位置づけ (1)　配置されている学年 (2)　各学年の授業時数 (3)　必修、選択の区別 (4)　公立学校における宗派教育の有無 (5)　その他	(1) 1-9。 (2) 1　　：34 時数以上。 2-9　　：35 時数以上。 (3) 必修。 (4) 憲法で禁止。 (5) 道徳教育は学校の教育活動全体を通じて行う。 10-12 では、「人間としての在り方生き方に関する教育」として位置づけられている。
3　目標、内容等の示し方 (1)　目標、内容等の示し方 (目標、内容、方法、評価等のどこまで示しているか) (2)　目標、内容等が学年別等に示されているか (3)　その他内容等の示し方の特色	(1) 道徳教育の目標は、学習指導要領の「総則」で示されている。 「道徳」編は、これに「道徳の時間」の目標を加えた「目標」、「内容」、「指導計画の作成と各学年にわたる内容の取り扱い」で構成される。指導にあたっての配慮事項として、他の教師との協力、体験活動を生かすなどの多様な指導の工夫、魅力的な教材の開発などがあげられている。「道徳の時間」に関して数値などによる評価は行わない。 (2)「目標」と「指導計画の作成と各学年にわたる内容の取り扱い」は、1-6 と 7-9 の二段階。「内容」は、1-2, 3-4, 5-6, 7-9 の四段階で示す。また、それぞれの段階における内容や指導方法の重点を示す。 (3)内容を項目別に文章で表記。
4　内容構成 (1)　内容の区分 (領域、分野等) (2)　内容及び内容の配列の特色	(1)次の 4 つの視点で分類。 1 主として自分自身に関すること。 2 主として他の人とのかかわりに関すること。 3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。 (2)内容項目は学年段階を考慮して整理されている。 1-2 ： 15 項目 3-4 ： 18 項目 5-6 ： 22 項目 7-9 ： 23 項目
5　我が国と比較した特色	

＜道　徳＞

国　名 項　目	アメリカ合衆国
1　対応する教科等の名称	ｷｬﾗｸﾀｰｴﾃﾞｭｹｰｼｮﾝ(Character Education)や価値教育(Values Education)などの名称がある。特に定まった教科はない。 道徳教育への取り組みは、州によって異なる。
2　教育課程上の位置づけ (1)　配置されている学年 (2)　各学年の授業時数 (3)　必修、選択の区別 (4)　公立学校における宗派教育の有無 (5)　その他	(1) 各学校に任されている。 (2) 各学校に任されている。 (3) 州によって異なる。学校教育法等で必修と定めている州は、アリゾナ、ケンタッキー、ジョージア、テキサス、フロリダ、ミシシッピー、ユタなど１８州にのぼる。 (4) 憲法で禁止。 (5) 連邦政府は、キャラクターエデュケーションを財政的に支援する施策を打ち出しており、キャラクターエデュケーションのプログラムを推進する州は増加傾向にある。
3　目標、内容等の示し方 (1)　目標、内容等の示し方 (目標、内容、方法、評価等のどこまで示しているか) (2)　目標、内容等が学年別等に示されているか (3)　その他内容等の示し方の特色	以下はバージニア州の例 (1) 学校としての目標を提示。 (2) 学年別の表示はない。 (3) 文章による表記。
4　内容構成 (1)　内容の区分 (領域、分野等) (2)　内容及び内容の配列の特色	(1)Character Education を実施する多くの州に共通する内容としては、主に以下の６つがある。 ① 信頼(誠実など) ② 責任(自己コントロール) ③ 尊重(人間としての尊厳) ④ 公正(公平、正義) ⑤ 配慮(親切、共感、思いやり) ⑥ 市民性(愛国心、公共性) (2)州単位では、キャラクターエデュケーションの目標が示されており、具体的な内容の開発は、各学校が中心となって行う。
5　我が国と比較した特色	各学校のカリキュラム開発や授業には、学校に専任勤務しているカウンセラーが積極的な役割を担うことが多い。 学校単位では、コンフリクト解決、ピア・カウンセリング、モラルジレンマ授業等の多様な実践がある。

＜道　徳＞

国　名 項　目	イギリス
1　対応する教科等の名称	PSHE(Personal, social and health education（人格および社会性の発達のための教育・健康教育) 「市民」(Citizenship)
2　教育課程上の位置づけ (1)　配置されている学年 (2)　各学年の授業時数 (3)　必修、選択の区別 (4)　公立学校における宗派教育の有無 (5)　その他	(1)イングランド、ウェールズでは、「市民」(7-11)。 PSHE は、全教育活動を通して実施。 スコットランドでは、PSHE(7-12)。 (2) 設定なし。 (3) 「市民」は必修。スコットランドでは、PSHE が必修。 (4) 宗教教育は、イングランドでは 1-11 で必修。年間 36-45 時間。内容は各地方当局が採用したアグリード・シラバスに基づく。教会立学校では必修。スコットランドでは、宗教・道徳教育として 7-12 で必修。 (5) PSHE は、特設する学校もある。全校的アプローチ、クロスカリキュラム的アプローチ、専門的アプローチなどそれぞれの特性を生かして学校の教育活動全体で推進される。
3　目標、内容等の示し方 (1)　目標、内容等の示し方 (目標、内容、方法、評価等のどこまで示しているか) (2)　目標、内容等が学年別等に示されているか (3)　その他内容等の示し方の特色	PSHE(イングランド、ウェールズの場合)について (1) 目標を示す。内容は各学校に一任する。 (2) 学年別表記なし。 (3) 文章による表記。
4　内容構成 (1)　内容の区分 (領域、分野等) (2)　内容及び内容の配列の特色	(1) PSHE では、主に以下の領域がとりあげられている。 集団や社会における責任、コミュニケーション、問題解決力、人権教育、キャリア教育、薬物禁止教育 スコットランドでは、PSHE が市民性教育の内容を含む。 (2) 具体的なカリキュラム開発は、学校が中心となって行う。 市民性の育成やキャリア教育に重点をおいた「学校用ガイダンス」が発行されている。
5　我が国と比較した特色	各学校独自のカリキュラム開発を重視。イングランド、ウェールズでは、PSHE コーディネータを配置して、他教科や学校外の活動との連携を図っている県もある。 授業で扱うテーマは、子どもが直面しうる実際的な課題が多く、「お金の管理」「余暇」「ストレス対策」「アサーショントレーニング」「飲酒・喫煙」など、現代社会のなかで責任のある大人として生きるために身に付けるべき内容をディスカッション中心の学習のなかで学ぶ。

＜道　徳＞

国　名 項　目	ドイツ
1　対応する教科等の名称	州により異なる。「倫理」、「哲学」の他に、「価値と規範」（ニーダーザクセン）、「生活形成－倫理－宗教」（ブランデンブルク）など。
2　教育課程上の位置づけ (1)　配置されている学年 (2)　各学年の授業時数 (3)　必修、選択の区別 (4)　公立学校における宗派教育の有無 (5)　その他	(1) 5-13 の間で設置されているが、設置学年は州により異なる。ほとんどの州が 7-10 及び（または）11-13 になんらかの教科を設置している。一部の州（ブレーメン、ラインランド=ファルツ、ザクセン=アンハルト、テューリンゲン）では 1-4 でも実施。 (2) 週 1 時間以上。 (3) 主に正科である「宗教科」の代替科目。一部の州で「宗教」との選択必修科目。ブランデンブルク州では、「生活形成－倫理－宗教」が必修で、「宗教科」は補足科目。 (4) ブレーメンなど一部の州を除き、ほとんどの州で必修。 (5) ほとんどの州では「宗教科」履修が原則である。
3　目標、内容等の示し方 (1)　目標、内容等の示し方 （目標、内容、方法、評価等のどこまで示しているか） (2)　目標、内容等が学年別等に示されているか (3)　その他内容等の示し方の特色	以下はブランデンブルク州「生活形成－倫理－宗教」の例 (1) 目標、内容、教授法例を表記。 (2) 学年別にテーマや学習領域を表記 (3) 文章による表記。
4　内容構成 (1)　内容の区分 （領域、分野等） (2)　内容及び内容の配列の特色	以下はブランデンブルク「生活形成－倫理－宗教」の例 (1) 7-10 学年で以下の学習領域を提示。 ① 成長と大人になること ② 関係性における人間の生活 ③ 生活の場としての学校 ④ 生活空間としての社会 ⑤ 世界と実存の意義 ⑥ 人間とは何か ⑦ いかに生きるか。 (2) 上に示した各学習領域に、それぞれテーマ群があげられ、各学年ごとに重点をおいて学習することになっている。
5　我が国と比較した特色	宗教教育が基本法によって公立学校における「正科」と定められている。倫理科等は宗派教育を履修しない子どもへの代替科目として成立した。近年、宗教科を履修しない子どもの割合が増加し、「倫理科」の地位を見直す州も現れている。また、「教科横断的学習（Fächerübergreifender Unterricht）の導入により、価値や倫理をテーマにした総合学習を行う州もみられる。

＜道　徳＞

国　名 項　目	フランス
1　対応する教科等の名称	公民教育（éducation civique)(1-9) 公民的・法制的・社会的教育 (éducation civique, juridique et sociale)(10-12)
2　教育課程上の位置づけ (1)　配置されている学年 (2)　各学年の授業時数 (3)　必修、選択の区別 (4)　公立学校における宗派教育の有無 (5)　その他	(1) 1-12。 (2) 他教科とあわせて週 4-3 時間。 (3) 必修。 (4) 法律で禁止。 (5) 公民教育は、教科学習およびその他学校の教育活動全体を通して行われるべきであると考えられるようになってきている。
3　目標、内容等の示し方 (1)　目標、内容等の示し方 （目標、内容、方法、評価等のどこまで示しているか) (2)　目標、内容等が学年別等に示されているか (3)　その他内容等の示し方の特色	(1) 目標、内容、教授法の表記がある。 (2) 学年別表記。 (3) 文章による表記。
4　内容構成 (1)　内容の区分 （領域、分野等） (2)　内容及び内容の配列の特色	(1) 1-5 では、「社会生活上の規律と基本的価値を認識し、社会の一員としての責任感を身に付けること」「共和国と民主主義の原理・制度を学ぶこと」が目標であり、6-9 で、「批判精神の育成と議論に基づいた思考・判断力の習得」が加わる。 (2) 公民教育は、集団を形成する市民として民主主義に関わる諸価値をはぐくむことを目標としている。従って、社会倫理（他者との共生、権利・義務、個人の尊厳、愛国心、社会生活の基本としての法制的認識と自律的市民としての行動原理など）に重点がおかれている。
5　我が国と比較した特色	近年、市民性への教育(éducation à la citoyenneté)　という表現が、従来の公民教育を補強する意味で使われ、全面主義的なアプローチによる指導体制が整いつつある。6-12 では、CPE(生徒指導主任)が中心となって道徳教育・生徒指導にあたっている。

＜道　徳＞

国名 / 項目	韓　　国
1　対応する教科等の名称	道徳科（3-10）
2　教育課程上の位置づけ (1)　配置されている学年 (2)　各学年の授業時数 (3)　必修、選択の区別 (4)　公立学校における宗派教育の有無 (5)　その他	(1)3-10。 (2)3-6：34 時数　7-8：68 時数　9-10：34 時数。 (3)必修。 (4)教育法で禁止。 (5)道徳科は、「国民共通基本教育課程」の一つとして 3-10 学年に位置づけられているが、教育活動全体を通じても行われることとされている。なお、1-2 学年には道徳科と国語科の統合教科である「正しい生活」が、11-12 学年には選択科目として「市民倫理」「倫理と思想」「伝統倫理」が設置され、道徳科と密接に連携されている。
3　目標、内容等の示し方 (1)　目標、内容等の示し方 （目標、内容、方法、評価等のどこまで示しているか） (2)　目標、内容等が学年別等に示されているか (3)　その他内容等の示し方の特色	(1)「１．性格」「２．目標」「３．内容」「４．教授・学習方法」「５．評価」で構成。評価は総合的な評価が追求され、客観的で合理的な評価をするための筆記評価、行動監察、自己報告、面談法、口述評価、ポートフォリオ、討論過程及び発表に対する観察評価、学生相互評価等の方法が示されている。 (2)目標は全体としての教科目標だけが表記されているが、内容は学年別に示されている。 (3)各学年の内容は、項目別に表記されている。
4　内容構成 (1)　内容の区分 （領域、分野等） (2)　内容及び内容の配列の特色	(1)内容項目は次の４つの視点で分類されて表記されている。 ①　個人生活 ②　家庭・近隣・学校生活 ③　社会生活 ④　国家・民族生活 (2)各学年の内容項目数は、以下の通りである。 3-6：40 項目 7：32 項目 8：32 項目 9：18 項目 10：18 項目 内容項目の範囲は、学年により重点化されて表記されている。すなわち、3-4 学年は上記の①と②の比重が高く、5-6 学年では③と④の比重が高い。また中等教育段階の 7，9 学年では①と②が、8，10 学年では③と④が重点化されている。
5　我が国と比較した特色	道徳科は、教科として位置づけられており、国定教科書が定められている。

＜道　徳＞

国名 / 項目	中　　国
1　対応する教科等の名称	徳育 思想品徳（1-6）（一部実験地区では 1-2　品徳と生活、3-6　品徳と社会） 思想政治（7-12） 時事教育・時事政策教育（1-12）
2　教育課程上の位置づけ (1)　配置されている学年 (2)　各学年の授業時数 (3)　必修、選択の区別 (4)　公立学校における宗派教育の有無 (5)　その他	(1)1-12 (2)思想品徳 1-6　34 時数 思想政治 7-12　67 時数 時事教育 1-9　5 時数 10-12　17 時数 (3)必修。 (4)禁止。 (5)学校の教育活動の全体（教科、日常生活指導）を通じて行う。
3　目標、内容等の示し方 (1)　目標、内容等の示し方 （目標、内容、方法、評価等のどこまで示しているか） (2)　目標、内容等が学年別等に示されているか (3)　その他内容等の示し方の特色	(1) 目標、内容、指導計画、教育方法など学校別に示している。 1-6　道徳の知識と理解応用について試験、行動により評価。 7-12 三好学生、優秀学生幹部を選出。 7-12 試験による評価も行われる。 (2)学年別に示されている。 (3)内容を項目別に表記。
4　内容構成 (1)　内容の区分 （領域、分野等） (2)　内容及び内容の配列の特色	(1) ①五愛（祖国、人民、労働、科学、社会主義を愛する）五講四美（五講は文明、礼儀、衛生、秩序、道徳を重んじる。四美は心、言葉、行動、環境の美を指す） ②道徳教育と健康人格教育を結合、精神の鍛錬、品格を高める、青少年修養 ③法制教育、未成年の犯罪を予防、自分を守り国家の安全を維持する教育、政治常識 ④国策に関する教育、資本主義以前の簡史、社会主義・社会発展簡史 ⑤弁証唯物主義 (2)内容項目は学年に応じて定められている。
5　我が国と比較した特色	国是である社会主義思想を教育する重要な教科として認識されている。国定教科書を発行。偉人伝や物語から身近な道徳を学習する。上級学年では、国家レベルの政治思想を学ぶ。

＜道　徳＞

国　名 項　目	シンガポール
1　対応する教科等の名称	公民・道徳（Civics and Moral Education; CME）(1-10/11) 公民（Civics）(11-12/13)
2　教育課程上の位置づけ (1)　配置されている学年 (2)　各学年の授業時数 (3)　必修、選択の区別 (4)　公立学校における宗派教育の有無 (5)　その他	(1) 1-12/13 (2) 小学校段階　1-3：週２時間、4-6：週３時間 中学校段階　7-10/11：週２時間 高校段階　　11-12/13：１モジュール 30 時間 (3) 1-12/13：必修 (4) 80 年代に一時導入されたが、現在は行われていない。 (5) 1996 年から、公民・道徳、社会、歴史、地理の各教科を合科的に扱う「国民教育」(National Education) を開始。愛国心や社会貢献、民族協和の精神などを体験的に学ぶ諸活動（史跡や公共施設への学習旅行、コミュニティ奉仕活動、国家行事への参加など）を導入。
3　目標、内容等の示し方 (1)　目標、内容等の示し方 (目標、内容、方法、評価等のどこまで示しているか) (2)　目標、内容等が学年別等に示されているか (3)　その他内容等の示し方の特色	(1) 教育省が web でシラバスを配信し、目標、内容、方法、評価法を明示。 (2) 小学校 1-3 学年、中学校 4-6 学年、7-8 学年と 9-10/11 学年、高校 11-12/13 学年に分類して目標や内容を明記。 (3) 教育省の web にて、シラバスのほか、推薦図書、マルチメディア教材などのリソースを紹介・配信。インターネットを利用して、教育省と教員、教員相互間での教授法等の教育情報の交換・共有化も積極的に推進。
4　内容構成 (1)　内容の区分 (領域、分野等) (2)　内容及び内容の配列の特色	(1) 1-6　：①人格形成、②家族の連帯、③学校への所属意識、④社会の一員としての自覚、⑤国家への誇りと忠誠心。 7-10/11：①人格形成、②家族関係、③コミュニティ精神、④私たちの国、私たちの遺産、⑤挑戦への意欲。 11-12/13：①リーダーシップ、②歴史的知見、③現在の社会状況、④将来のシナリオ。 (2) 国会制定の「国民共有価値」(Shared Values)、コミュニティ開発省制定の「家族価値」(Singapore Family Values)、教育省制定の「期待される教育成果」(Desired Outcomes of Education) などに準拠して、内容・領域を具体的に編成。
5　我が国と比較した特色	「国民教育」を全面的に展開。児童・生徒に対し、国やコミュニティ、民族集団を担う一員としての自覚を強く促している。 高校では、リーダーシップの育成が強調される一方、改善（'kaizen'）、品質向上サークル（Quality Circles）、現場提案制（Staff Suggestions Scheme）、作業向上チーム（Work Improvement Teams）といった日本型経営手法を参考にしたチームワーク学習も引用・称揚されている。

＜道　徳＞

国名 / 項目	台　　湾
1　対応する教科等の名称	1-9:定まった教科はない。七大学習領域と身に付けるべき十大基本能力との組み合わせの中に道徳的な内容が現れる。 10-12:科目「公民教育」中の「生活規条」
2　教育課程上の位置づけ (1)　配置されている学年 (2)　各学年の授業時数 (3)　必修、選択の区別 (4)　公立学校における宗派教育の有無 (5)　その他	(1)「生活課程」：1-2、「社会学習領域」：3-9、「綜合活動学習領域」：1-9、「生活規条」：10-12。 第１段階（1-2）、第２段階(3-4)、第３段階(5-6)、第４段階(7-9)とする。 (2)定められていない。 (3)必修。 (4)宗教に関しては「社会学習領域」で扱われるが、信仰に基づく教育はしない。
3　目標、内容等の示し方 (1)　目標、内容等の示し方 （目標、内容、方法、評価等のどこまで示しているか） (2)　目標、内容等が学年別等に示されているか (3)　その他内容等の示し方の特色	(1)1-9:基本理念、課程目標、段階別能力指標（各主題軸別）及び段階別能力指標と十大基本能力との関係を提示するが、特定の道徳規範を与えようという記述はない。評価の方法は、各学校に自主的な決定権があるが、多面的評価方式をとり、criterion-referenced test の精神に立つと明記。 10-12:「徳目」とその「主旨」「実践条目」が列挙され、評価は学級担当教師が責任を負い、教科担当教師が協力。 (2)1-9:能力指標は主題軸別に段階ごとに提示。道徳指導に関する具体例はない。 10-12:「公民教育」の時間（教材学習、ホームルーム、団体活動）を斟酌して行う。学年別指定はない。 (3)1-9:新課程導入により徳目がなくなった。
4　内容構成 (1)　内容の区分 （領域、分野等） (2)　内容及び内容の配列の特色	(1)1-9:「綜合活動学習領域」は主題軸に「社会参与」、「自己と環境の保護 」がある。「社会学習領域」（「生活課程」の当該部分を含め）では哲学、宗教も扱われ、主題軸に「自己、人間関係、集団」がある。「語文学習領域」では、中国語以外の言語学習を通じてエスニックグループ間の調和を目指すことが提起されている。 10-12:「忠勇」「孝順」「礼節」など古典的徳目も多いが、「和平」の徳目中の実践条目には、他のエスニックグループや他国の文化の尊重も挙がっている。 (2)学習順序は指定されていない。
5　我が国と比較した特色	1-9:全体に、道徳規範よりも集団のなかの自己のあり方を強調。

＜特別活動＞

国　名 項　目	日　　本
1　対応する教科等の名称	特別活動(1-12) ・学級活動(1-9)／ホームルーム活動(10-12) ・児童会活動(1-6)／生徒会活動(7-12) ・クラブ活動(4-6) ・学校行事(1-12)
2　教育課程上の位置づけ (1)　配置されている学年 (2)　各学年の授業時数 (3)　必修、選択の区別 (4)　その他	(1)1-12（クラブ活動は 4-6)。 (2)学級活動(学校給食に係わるものを除く)の年間授業時数のみ規定。　1 ： 34 時数以上、 2-12 ： 35 時数以上。 児童会活動(1-6)/生徒会活動(7-12)・クラブ活動(4-6)・学校行事は、内容に応じ、年間、学期、月ごとなどに適切な授業時数を充てる。 (3) 必修。 (4) 7-12 では、学校の教育活動全体を通じ、ガイダンス機能の充実を図る。また、人間としての在り方生き方の指導をホームルーム活動中心に特別活動の全体を通じて行う。
3　目標、内容の示し方 （教育課程上に位置づけられている場合の示し方の特色）	「目標」、「内容」、「指導計画の作成と内容の取扱い」により構成。学年別ではなく、学校段階別(1-6、7-9、10-12)に示される。「内容」では、活動別に目標・特色を記述。
4　内容構成 4－1　学級・ホームルーム活動	学級活動(1-9) ホームルーム活動(10-12) 健全な生活態度の育成、生徒が当面する諸課題への対応(7-12)に資する活動を行う。
4－2　児童会・生徒会活動	全児童･生徒で組織。学校生活の充実向上、生徒の諸活動についての連絡調整(以下 7-12)、学校行事への協力、ボランティア活動などを行う。
4－3　クラブ活動	4-6 学年で実施。共通の趣味･関心を追求する活動を行う。 (なお、7-12 学年では、教育課程外で部活動を実施。)
4－4　学校行事	全校･学年単位。学校生活に秩序と変化を与え、集団への所属感を深め、学校生活の充実と発展に資する体験的活動を行う。
①儀式的行事	学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛な気分を味わい、新しい生活の展開への動機づけとなる活動を行う。
②学芸的行事	平素の学習活動の成果を総合的に生かし、その向上の意欲を一層高めるような活動を行う。
③健康安全・体育的行事	心身の健全な発達や健康の保持増進について理解、安全や規律ある集団行動、運動に親しむ態度、責任感や連帯感を涵養。
④旅行(遠足)・集団宿泊的行事	見聞を広め、自然や文化に親しむ。公衆道徳を体験する。
⑤勤労生産・奉仕的行事	勤労の尊さなど職業にかかわる体験。ボラティア活動の体験。
4－5　その他の活動	
5　我が国と比較した特色	

＜特別活動＞

国　名 項　目	アメリカ合衆国
1　対応する教科等の名称	教科外活動(extra-curricular activities)のほか、 extra-class,　co-curricular activities など。
2　教育課程上の位置づけ (1)　配置されている学年 (2)　各学年の授業時数 (3)　必修、選択の区別 (4)　その他	教科外活動について、学年・授業時数等に関する規定はない。 課外活動として、学校ごとに様々な活動が実施されている。
3　目標、内容の示し方 （教育課程上に位置づけられている場合の示し方の特色）	
4　内容構成 **4－1　学級・ホームルーム活動**	クラスルームガイダンス：カウンセラーの指導によるガイダンスプログラムを実施する学校が多い。
4－2　児童会・生徒会活動	生徒会活動、集会活動(assembly)が活発である。
4－3　クラブ活動	主に都市部での実施が多い。
4－4　学校行事	
①儀式的行事	卒業式（一般的に行われているのはハイスクールと大学)。
②学芸的行事	ほぼ日本と同様の実践がある。
③健康安全・体育的行事	スポーツの日。日本の運動会にあたる行事はない。
④旅行・集団宿泊的行事	美術館訪問など。学校が主催する宿泊行事はほとんどない。クラブ活動での旅行・宿泊は活発。
⑤勤労生産・奉仕的行事	サービス・ラーニング（コミュニティ・サービスを通じたボランティア教育)
4－5　その他の活動	多くの州が薬物防止教育を実施。
5　我が国と比較した特色	外部機関と協同で、社会福祉活動や旅行、サマー・キャンプなどの校外活動が盛んに行われている。

〔注〕　諸外国の特別活動については、我が国の「特別活動」で実施されている活動が、当該国においてどのように実施されているかという観点から記述している。従って、内容構成の項では、我が国の学習指導要領における「内容」に則して当該国の活動を分類しており、当該国の内容構成に拠る分類ではない。

＜特別活動＞

国　名 項　目	イギリス
１　対応する教科等の名称	教科外活動(Extra-Curricular Activities) (Out of school hours learning)
２　教育課程上の位置づけ (1)　配置されている学年 (2)　各学年の授業時数 (3)　必修、選択の区別 (4)　その他	教科外活動について、学年・授業時数等に関する規定はない。
３　目標、内容の示し方 （教育課程上に位置づけられている場合の示し方の特色）	
４　内容構成 **４－１　学級・ホームルーム活動**	パストラル・ケア（生徒指導）を実施している。 チュートリアル・タイム。
４－２　児童会・生徒会活動	生徒代表を置く。学年単位の集会活動。
４－３　クラブ活動	多様な活動があり、盛んに行われている。
４－４　学校行事	それぞれの学校が伝統に従って独自に組織・実践しており、その活動は多様である。
①儀式的行事	入学式・卒業式、集団礼拝。
②学芸的行事	演劇観覧や合唱会など。
③健康安全・体育的行事	ＰＳＨＥで健康教育を重視。スポーツの競技大会も盛んに行われている。
④旅行・集団宿泊的行事	遠足、美術館訪問など、学校主催の国内･海外旅行がある。
⑤勤労生産・奉仕的行事	ユース・サービスなど地域のボランティア活動を活用。
４－５　その他の活動	
５　我が国と比較した特色	クラブ活動をはじめ、多様な活動が実施されてきた伝統があるが、教育課程に位置づけられはいない。どのような活動を実施するかは、すべて各学校に任されている。 民間団体によるユース・サービス（青少年の余暇生活に関する援助事業）では、学校や他の機関と協力しながら、多様な活動プログラムを提供している。

＜特別活動＞

国　名 項　目	ドイツ
1　対応する教科等の名称	特別活動にあたる活動を総称する用語は使用されていない。 学校行事(Veranstaltung)、放課後活動(Arbeitsgemeinschaft)など、個別の活動で呼ばれている。
2　教育課程上の位置づけ (1)　配置されている学年 (2)　各学年の授業時数 (3)　必修、選択の区別 (4)　その他	州によって異なるが、一般に学年・時数等に関する規定はない。
3　目標、内容の示し方 （教育課程上に位置づけられている場合の示し方の特色）	
4　内容構成 **4－1　学級・ホームルーム活動**	「社会性の学習」(Soziales Lernen)としてスクール･ガイダンスが行われている。「朝の輪」(Morgenkreis)や学級会(Klassenrat)の実践も多くの州で定着している。
4－2　児童会・生徒会活動	各クラスの代表者による生徒議会をもつ。
4－3　クラブ活動	放課後の様々な活動を Arbeitsgemeinschaft（共同学習）として実施している。スポーツ、音楽、演劇、語学、コンピュータなど、設置されているクラブは多彩である。
4－4　学校行事	
①儀式的行事	宗教に関する儀式。入学式や卒業式を実施する学校は多い。
②学芸的行事	音楽会や学校祭を実施する学校もみられる。
③健康安全・体育的行事	スポーツ・フェスティバルを実施する学校もある。 薬物防止などの健康・安全教育のプログラムも実施されている。
④旅行・集団宿泊的行事	学校主催の旅行はたいへん盛んである。遠足や林間学校も多い。
⑤勤労生産・奉仕的行事	学校は、地域のボランティア活動を支援、ボランティアのための休業が認められている。成績表にボランティア活動を記載する州もある。
4－5　その他の活動	
5　我が国と比較した特色	生徒の運営によるカフェテリア（学校カフェ）を設置する中等学校が多い。地域のクラブ、教会や各州の青少年育成団体によって、さまざまな活動が組織･運営されており、学校はこれらの団体と協力を図りながら、生徒の活動を支援している。

＜特別活動＞

国　名 項　目	フランス
1　対応する教科等の名称	教科外の活動を総称して「学校生活」(vie scolaire)という名称が用いられる。授業時間外および校外での活動（Œuvres péri et postscolaires)、課外活動(activeité extra-scolaire)などとも呼ばれている。学校プロジェクト(projet d’école)として、体験的活動が実施されている。
2　教育課程上の位置づけ (1)　配置されている学年 (2)　各学年の授業時数 (3)　必修、選択の区別 (4)　その他	学級生活の時間（４－１参照）を除き、学年・時数等に関する規定はない。 学校プロジェクトは、保護者の承認の下での自由参加・随意参加の形態をとっていることが多い。
3　目標、内容の示し方 （教育課程上に位置づけられている場合の示し方の特色)	
4　内容構成 4－1　学級・ホームルーム活動	学級生活の時間(heure de vie de class) 実施時間は、学校裁量(6-12 では、年間 10 時間以上の実施が義務づけられている)。 主に①生徒間の対話、②生徒と教師間の対話、③学業生活のオリエンテーションなどを実施
4－2　児童会・生徒会活動	児童代表委員会・生徒代表委員会。
4－3　クラブ活動	地方教育契約のもとで、地域や行政からの支援を得て、学校内外においてさまざまな活動を実施している。
4－4　学校行事	
①儀式的行事	なし（入学式・卒業式などは実施しない)。
②学芸的行事	文化学級。 a.造形・芸術へのイニシエーション、b.歴史的・文化的遺産・遺跡の価値への覚醒をねらいとして、見学・体験旅行・演劇活動などが行われる。
③健康安全・体育的行事	性教育・薬物防止教育などを実施。 スポーツ大会は主に地域で開催されている。
④旅行・集団宿泊的行事	発見学級：日帰り旅行のほか、年間 10 日以上数週間以内の日程で、海、山、外国などに滞在して集団生活をすごす。
⑤勤労生産・奉仕的行事	地域のボランティア活動に協力する。
4－5　その他の活動	学校プロジェクトによるさまざまな体験的活動を実施。
5　我が国と比較した特色	1989 年の教育基本法で学校プロジェクトが提示されて以来、積極的に推進されている。課外･校外活動が、生徒の自主参加の形態で行われている。1-5 学年では、親や地域住民も協力する態勢がつくられつつある。6-12 学年では、活動の企画・運営に生徒指導主任が積極的な役割を担っている。

＜特別活動＞

国名 / 項目	韓　国
1　対応する教科等の名称	「特別活動」の名称で、1-12 に設置。 以下の５つの活動領域で構成されている。 ①自治活動 ②適応活動 ③啓発活動 ④ 奉仕活動 ⑤行事活動
2　教育課程上の位置づけ (1)　配置されている学年 (2)　各学年の授業時数 (3)　必修、選択の区別 (4)　その他	(1) 1-12。 (2) 以下の年間総時間数だけを規定。各領域別の時間配当は、各学校の裁量に委任されている。 ・ 初等学校：1 学年 30 時間、2-3 学年 34 時間、4-6 学年 68 時間。 ・ 中学校　：年間 68 時間。 ・ 高等学校：3 年間 12 単位。 (3) 必修。 (4) 各領域における時間配当は均衡が取れるようにし、学生の要求、地域および学校の特性を考慮して、学校ごとに創意的に決定されることになっている。
3　目標、内容の示し方 （教育課程上に位置づけられている場合の示し方の特色）	『第 7 次教育課程』において、「教科と相互補完的な関連の中で、学生の心身を調和的に発達させるために実施する教科以外の活動」と規定されている。
4　内容構成 4－1　学級・ホームルーム活動	自治活動の領域で、学級会が組織されている。また、適応活動の領域で、祝賀会、慰労会、親睦会、進路探索などを実施。
4－2　児童会・生徒会活動	自治活動の領域で、「全校子ども会」あるいは「学生会」を実施。
4－3　クラブ活動	啓発活動の中で、文芸、演劇、水泳、登山、映画、赤十字などの多様な活動が行われるが、時間数の配置は、固定、分散、隔週、集中、連続など、学校の裁量により多様に展開される。
4－4　学校行事	
①儀式的行事	行事活動の領域で、慶祝日、始業式、入学式、卒業式など実施。
②学芸的行事	行事活動の領域で、展示会、発表会、鑑賞会、学芸会など実施。
③健康安全・体育的行事	行事活動の領域で、体育大会、親善競技大会、健康診断等実施。
④旅行・集団宿泊的行事	行事活動の領域で、遠足、修学旅行、登山、野営など実施。
⑤勤労生産・奉仕的行事	奉仕活動の領域で、支援活動、慰問活動、キャンペーン活動、慈善救護活動、環境施設保全活動などを実施。
4－5　その他の活動	
5　我が国と比較した特色	各学校段階により、次のように重点化が図られている。 初等学校：基本生活習慣と自律的な生活態度の形成。 中学校　：旺盛な活動力と多様な要求を健全な方向に導くとともに、円満な人間関係の形成。 高等学校：自己の発見と確立、生きる力と知恵、他の人と共生する方法の取得等。

＜特別活動＞

国　名 項　目	中　　国
1　対応する教科等の名称	特別活動（1-12） ・学級活動(1-12) ・労働(1-9)、社会実践と労働技術教育(10-12) ・集団活動（1-12） ・学校行事(1-12) ・課外活動（1-12、部分的に学年指定） 学校共産党青年団活動（7-12）
2　教育課程上の位置づけ (1)　配置されている学年 (2)　各学年の授業時数 (3)　必修、選択の区別 (4)　その他	(1)1-12 (2) 労働　　：　3-6　週１時数 7-9　週３時数 10-12　社会実践と労働技術教育年 76 時数＋２週分 集団活動：　年 35 時数 (3)必修。
3　目標、内容の示し方 （教育課程上に位置づけられている場合の示し方の特色）	・　目標、内容、評価の記述がある。 ・　学年別表記となっている。
4　内容構成	
4－1　学級・ホームルーム活動	学級活動(1-12)
4－2　児童会・生徒会活動	学生会（7-12）
4－3　クラブ活動	課外活動（1-12、部分的に学年指定）
4－4　学校行事	
①儀式的行事	国旗掲揚、国歌斉唱、国慶節（1-12）。
②学芸的行事	文芸会、参観・各種訪問・記念活動、科学技術学習。
③健康安全・体育的行事	運動会。
④旅行・集団宿泊的行事	キャンプ、合宿。
⑤勤労生産・奉仕的行事	労働、社会実践と労働技術教育（5-12）。
4－5　その他の活動	少年先鋒隊・青少年宮・青少年校外活動中心等での活動。
5　我が国と比較した特色	社会主義思想高揚を目的とした社会的実践活動を多くする試みがなされている。 愛国主義、集団主義、社会主義を主体とした教育である。

＜特別活動＞

国　名 項　目	シンガポール
1　対応する教科等の名称	課外活動（Co-Curricular Activities; CCAs）
2　教育課程上の位置づけ (1)　配置されている学年 (2)　各学年の授業時数 (3)　必修、選択の区別 (4)　その他	(1) 4-12/13 (2) 特に定められていない。 (3) 4-6, 11-12/13　：CCAs への参加は任意。 7-10/11：最低１つの CCAs に所属・参加。 (4) 近接領域科目として、プロジェクト・ワーク（Project Work）や国民教育（National Education）がある。
3　目標、内容の示し方 （教育課程上に位置づけられている場合の示し方の特色）	・課程上の規定はないが、教育省は web で CCAs の理念、目標、内容、方法（実践例）を紹介し、振興を図っている。 ・学校と外部の関係機関が個々に提携して計画・実施する。
4　内容構成 4－1　学級・ホームルーム活動	・各クラス（1-10/11）に担任（Form Teacher）を配置。 ・教育省の心理・生徒指導課が、カウンセラーなどの専門家を各校に派遣。パストラル・ケア、ピア・カウンセリング、ライフ・スキル学習、性教育、薬物防止教育、生徒指導、進路指導などに関する業務や教員研修を担当。
4－2　児童会・生徒会活動	自治会、ピア・サポート委員会など。
4－3　クラブ活動	芸術、コンピュータ、スポーツ・レクリエーションなど多彩。
4－4　学校行事	学校間の合同行事や国際交流が盛んである。
①儀式的行事	朝会（毎日）、集会（毎週）、入学式・卒業式など。
②学芸的行事	自治会やクラブ・委員会主催の活動、独立記念式典やユース・フェスティバル、制服活動行事への参加、国際会議への出席。
③健康安全・体育的行事	・各校のフィットネス指数をランキング形式で公開。 ・学校区や全国区のスポーツ競技大会や国際競技大会への参加。
④旅行・集団宿泊的行事	史跡や公共施設への学習旅行（国民教育）。
⑤勤労生産・奉仕的行事	制服活動として、ボーイズ／ガールズ・スカウト、軍事教練隊（National Cadet Corps）、警察教練隊（National Police Cadet Corps）、赤十字活動、鼓笛隊など。国民教育では、コミュニティ奉仕活動や国家行事に参加する。
4－5　その他の活動	プロジェクト・ワーク（3-4and/or5、7-8and/or9）を 2000 年導入。批判的思考力、情報分析力、創造性、リーダーシップ、チームワークの育成を図るための探求学習を行う。2003 年から高校卒業資格試験や大学入学者判定試験の試験科目に採用。
5　我が国と比較した特色	・国民教育では、体験活動を通して愛国心や社会貢献、民族協和の精神を学ぶ。各校は国民教育担当教員を選任。 ・地域や各団体、企業との連携が積極的に図られている。企業は CCAs のためのコンサルタント・サービスも展開。 ・CCAs などで特色ある教育プログラムを行う中学校を、教育省が「自律校」（autonomous school）と認定して、報奨する。

＜特別活動＞

国名 / 項目	台　湾
1　対応する教科等の名称	・「弾性教学」（裁量の時間）(1-9)。 ・ホームルーム（10-12） ・団体活動（10-12)。 ・学校行事。
2　教育課程上の位置づけ (1)　配置されている学年 (2)　各学年の授業時数 (3)　必修、選択の区別 (4)　その他	(1)1-12 (2)1-9 では「弾性教学」のみ規定　1-2：2-4 時数，3-6：3-6 時数，7-8：4-6 時数，9：5-7 時数 ホームルーム　1-9：１時数（「弾性教学」の時間をあてることが可能）　ホームルーム　10-12：１時数 団体活動　　10-12：１時数 (3)課内のものは必修。 (4)掃除の時間は授業時数外とする。
3　目標、内容の示し方 （教育課程上に位置づけられている場合の示し方の特色）	1-9:地方政府の定める規定「国民中小学生在校時間」に従い、各校が設置を義務づけられた「課程発展委員会」で時間配分等を決めることが明示されている。 10-12:ホームルームも団体活動も科目「公民教育」中に置かれている。
4　内容構成 4－1　学級・ホームルーム活動	「弾性教学」では、学校全体、学年や学級単位で活動を行う。
4－2　児童会・生徒会活動	「弾性教学」をあてて行っている学校もある。
4－3　クラブ活動	放課後のサークル活動
4－4　学校行事	
①儀式的行事	始業式、卒業式、朝礼など
②学芸的行事	音楽会、英語コンクールなど
③健康安全・体育的行事	健康診断、歯の検診、予防接種など・運動会など
④旅行・集団宿泊的行事	遠足、校外学習（博物館等の施設見学など）
⑤勤労生産・奉仕的行事	
4－5　その他の活動	ボーイスカウト教育活動（児童生徒から選抜を行う）(1-9) 誕生会。教師による家庭訪問を行う学校もある。 日本の文化祭（またはそれに類する行事）に対応する園遊会が行われることがある。
5　我が国と比較した特色	日本の学校行事と似ているが、小・中学校の学校規模が全般に大きいため、全校的な活動は比較的大規模である。

「教科等の構成と開発に関する調査研究」
研究成果報告書（20）

道徳・特別活動カリキュラムの改善に関する研究

－諸外国の動向（２）－

平成１５(2004)年８月

発行者　国立教育政策研究所
住　所　〒153-8681
東京都目黒区下目黒 6-5-22
TEL　03-5721-5150（代）